

2017 年度日本発知的財産活用
ビジネス化支援事業知的財産収益化調査
～上海編～

2018 年 3 月

日本貿易振興機構（JETRO）

上海事務所

【免責条項】本調査で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報を心掛けておりますが、本調査提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目 録

I. 調査結果	6
I 知的財産取引の概況	1
1.1 知財活用ビジネスに対する行政の主要な政策	1
1.11 中央政府が発表済み法律と関連規定	1
(1) 『十三・五計画（2015-2020年）における国家科技革新ビジョン』	2
(2) 『科技成果譲渡転化を促進する行動計画』	3
(3) 『科技成果転化促進法』	4
(4) 『科技成果転化促進法を実施する若干規定』	4
(5) 『大学での科技成果譲渡移転業務を強化する若干意見』	5
1.12 地方の発表済み法律と関連規定	7
1.12-1 北京市の場合	7
(1) 『北京市十三・五計画における国家科技革新核心建設計画』	8
(2) 『北京行動法案』	9
(3) 『京校（北京諸大学）十条』	9
(4) 『科技金融実施方法』	10
(5) 『京科（北京科研機関）九条』	11
1.12-2 上海市の場合	13
(1) 『上海市における科技革新「第十三・五」計画』	15
(2) 『上海市中長期科学技術発展のビジョン概論』	16
(3) 『上海市科技成果移行転化促進実行案』	16
(4) 『科技成果移行転化をより一層促進する実施意見』	17
(5) 『上海市科技成果転化促進条例』	18
1.12-3 深圳市の場合	20
(1) 『深圳市における科技革新「第十三・五」計画』	21
(2) 『深圳市科技成果移行転化促進実行案』	22
(3) 『深圳経済特区における技術移行条例』	23
(4) 『科技革新の促進における若干措置』	24
1.2 知的財産取引が盛んな主要産業	27
1.21 北京市における知的財産取引が盛んな産業	27

1. 21-1 北京市知的財産取引全体概況.....	27
1. 21-2 北京市知的財産取引業界状況.....	28
1. 22 上海市における知的財産取引が盛んな産業.....	32
1. 22-1 上海市知的財産取引全体概況.....	32
1. 22-2 上海市知的財産取引業界状況.....	33
1. 23 深圳市における知的財産取引が盛んな産業.....	38
1. 23-1 深圳市知的財産取引全体概況.....	38
1. 23-2 深圳市知的財産取引業界状況.....	39
1. 3 知的財産に関する税制政策	43
1. 31 企業創業初期の徴税優遇.....	43
(1) インキュベーター(科技企业)の徴税優遇(増値税免除)	43
(2) インキュベーター(科技企业)徴税優遇(不動産税、都市土地使用税を免除)	43
(3) インキュベーター(非営利性組織)の徴税優遇(企業所得税免除)	45
(4) 大学科技园(国家級)徴税優遇(増値税免除)	45
(5) 大学科技园(国家級)徴税優遇(不動産税、都市土地使用税を免除)	46
(6) 国家級大学科技园(非営利性組織)の徴税優遇(企業所得税免除)	47
1. 32 企業成長期の徴税優遇	48
(1) 科技型中小企業の徴税優遇(研究開発費用の追加控除割合の向上)	48
(2) 科技成果转化の徴税優遇(増値税免除)	49
(3) 科技成果转化の徴税優遇(企業所得税免除)	50
(4) 科研機関の革新人材徴税優遇.....	51
(5) ハイテクノロジー企業技術関係者の徴税優遇	51
1. 33 企業成熟期の徴税優遇政策	52
(1) ハイテクノロジー企業の徴税優遇(企業所得税)	52
(2) ハイテクノロジー企業の徴税優遇(従業員教育経費税込み金額控除)	53
II. 知的財産を収益化した中小・ベンチャー企業のビジネスモデル事例	55
2. 1 北京市における知的財産権収益化企業のビジネスモデル.....	55
2. 2 上海市における知的財産権収益化企業のビジネスモデル.....	59
2. 3 深圳市における知的財産権収益化企業のビジネスモデル.....	62
III. 支援機関による知的財産収益化の現状と課題	63
3. 1 北京市における知的財産収益化の支援機関の現状	63

3.11 北京市における国家級技術移行モデル機構.....	63
3.11-1 北京市における国家級技術移行モデル機構の市場規模.....	63
3.11-2 国家級技術移行モデル機構一覧表.....	64
3.12 北京市における知的財産収益化支援機関～主要代表機構	65
(1) 北京技術取引促進センター	66
(2) 中国技術取引所有限公司.....	67
(3) 中科合創（北京）科技推進センター	68
(4) 中北国技（北京）科技有限公司.....	69
(5) 科威国際技術移行有限公司	69
(6) 中国科学院北京国家技術移行センター.....	71
(7) 機械科学研究総院先端製造技術研究センター	72
3.2 上海市における知的財産収益化の支援機関の現状	73
3.21 上海市における国家級技術移行モデル機構.....	73
3.21-1 上海市における国家級技術移行モデル機構の市場規模.....	73
3.21-2 上海市における国家級技術移行モデル機構一覧表	73
3.22 上海市における知的財産収益化支援機関～主要代表機構	74
(1) 上海科学技術交流センター	75
(2) 上海市科技創業センター.....	76
(3) 上海科技成果転化促進会.....	77
(4) 上海科威国際技術移行センター有限公司.....	78
(5) 中国医薬工業研究総院.....	79
(6) 上海東部科技成果転化有限公司.....	80
(7) 上海邁坦情報科技有限公司	81
3.3 深圳市における知的財産収益化の支援機関の現状	83
3.31 深圳市における技術移行モデル機構.....	83
3.32 深圳市における知的財産収益化支援機関～主要代表機構	83
(1) 深圳国家高技術産業イノベーションセンター	84
(2) 深圳市技術移行促進センター.....	84
(3) 深圳清華国際技術移行センター.....	85
(4) 深圳市マッチングプラットフォーム科技發展有限公司	86
(5) 深圳市華創科技イノベーション成果産業転化センター	87
(6) 深圳市南山科技事務所.....	89
(7) 深圳中科院知識財産権投資有限公司	90

IV. 大学の知財収益化	92
4.1 北京市～大学における知財取引状況	92
4.11 北京市の大学における知的財産取引概況分析	92
4.11-1 北京市の大学における知的財産取引の市場規模分析	92
4.11-2 北京市の大学における知的財産取引貢献分析	93
4.12 北京市の大学における知的財産取引状況	95
4.12-1 【北京大学】における知的財産取引状況.....	96
4.12-2 【清華大学】における知的財産取引状況.....	100
4.12-3 【華北電力大学】における知的財産取引状況	104
4.2 上海市～大学における知的財産取引状況	108
4.21 上海市の大学における知的財産取引概況分析	108
4.21-1 上海市大学における知的財産取引規模	108
4.21-2 上海市大学における知的財産取引貢献分析	109
4.22 上海市の大学における知的財産取引状況	111
4.22-1 【東華大学】における知的財産取引状況.....	112
4.22-2 【上海交通大学】における知的財産取引状況	116
4.22-3 【同済大学】における知的財産取引状況.....	120
4.3 深圳市～大学における知的財産取引状況	124
4.31 深圳市の大学における知的財産取引概況分析	124
4.32 深圳市の大学における知的財産取引状況	125
4.32-1 【深圳大学】における知的財産取引状況.....	125
4.32-2 【清華大学深圳研究生院】知的財産取引状況	129
4.32-3 【北京大学深圳研究生院】における知的財産取引状況.....	132

I. 調査結果

本報告書で使用する用語の説明

本報告書では、中国の法律名及び前後表現の統一などの要素を考慮し、【知的財産収益化】を「科技成果転化」または「科技成果譲渡転化」という用語に置き換えている。

I 知的財産取引の概況

1.1 知財活用ビジネスに対する行政の主要な政策

1.11 中央政府が発表済み法律と関連規定

科技成果転化（即ち、日本でいう「知財活用ビジネス」。以下同）を促進するために、中国科技部は以下の3ステップを推進した。まずは『科技成果譲渡転化を促進する行動計画』を発表し、続いて『中華人民共和国科技成果転化促進法』を改訂した後、『科技成果転化促進法』を実施する若干規定』を発表した。このように法律を体系的に打ち出し、法律条項の修正や実施細則の制定まで着手し、万全な法律体制を構築した。

(1) 中国における科技成果譲渡転化に関する法律体系

- 科学技術成果譲渡転化に関する政策ガイドライン：『十三個五ヵ年計画（2015-2020年）における国家科技革新ビジョン』及び『科技成果譲渡転化を促進する行動計画』

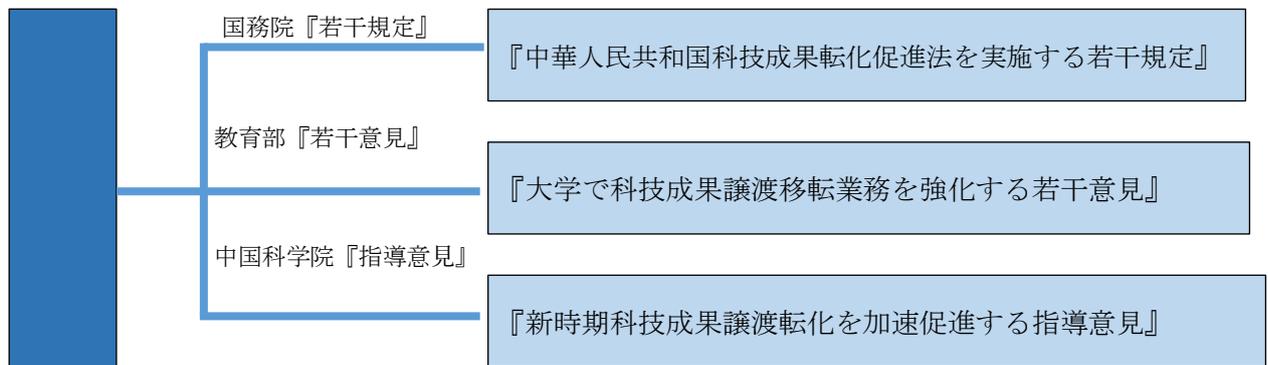
2016年7月、中国国務院が発表した『十三個五ヵ年計画における国家科技革新ビジョン』の中で、イノベーションによって発展を駆動するという発展戦略の全面实施を国家戦略として確立し、科技成果の譲渡転化促進をイノベーションによって発展を駆動するという発展戦略の重要任務の一つとして掲げられている。

- 科学技術成果譲渡転化に関するコアな法律：『中華人民共和国科技成果転化促進法』

1996年、中国全国人民代表大会常務委員会が『中華人民共和国科技成果転化促進法』を発表した。2016年、国家法律の面で内容を改訂したことは、国が科技成果転化分野に対する重視度を現わしたといえる。改定後の『中華人民共和国科技成果転化促進法』は、中国における知的財産収益化の運用水準を顕著に向上させ、国のイノベーションによって発展を駆動するという発展戦略の十分な実施や政府が打ち出した『大衆創業、人々革新』という政策の強力な促進に重要かつ深遠な影響を及ぼした。

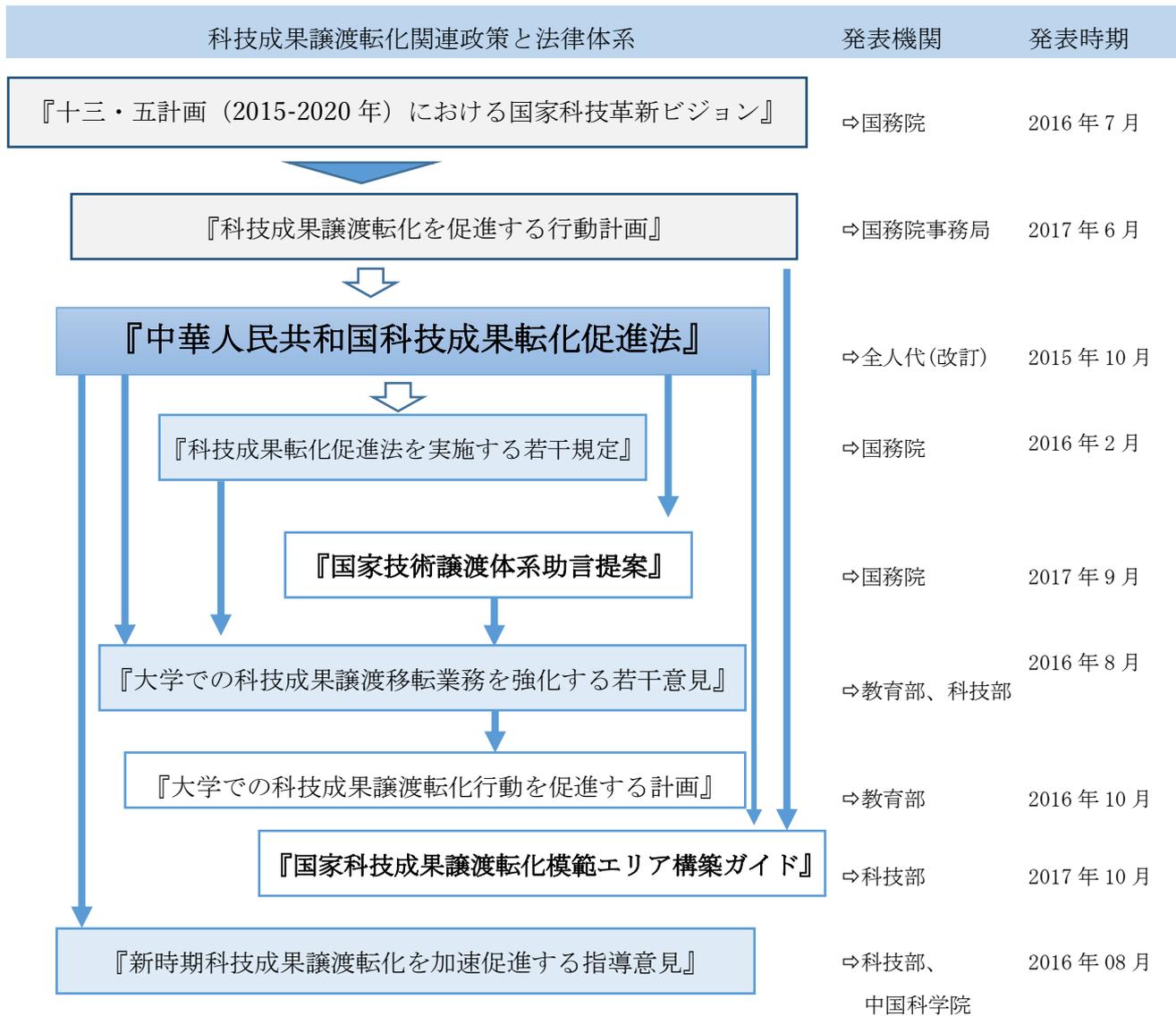
- 科学技術成果譲渡転化に関する実施細則

『中華人民共和国科技成果転化促進法』を遂行するため、国務院を始め科技部、教育部、中国科学院などが相次いで一連の実施細則と法則を発表し、関連する仕組みと実施をより明確にし、具体化した。



(2) 中国における科技成果譲渡転化に関する法規概要

中央政府が発表した科技成果譲渡転化に関する9つの法規



中央政府が発表した科技成果譲渡転化に関する一部法規の概要は以下の通り。

(1) 『十三・五計画（2015-2020年）における国家科技革新ビジョン』

法規政策名称	『十三・五計画（2015-2020年）における国家科技革新ビジョン』
発表期間	2016年7月28日
発表機構	国務院
政策概要	<p>科技革新分野における重点的な特定ビジョンであり、イノベーション型国家の隊列に邁進する行動指針である。</p> <p>十三・五計画（2015-2020年）期間中の中国における科技革新の指導思想、全体</p>

	<p>要求事項、発展目標、戦略任務と改革措置を打ち出した。</p> <p>【十三・五計画（2015-2020年）における科技创新の全体目標】</p> <p>中国の国家科技実力と革新能力を大幅にアップし、国家総合イノベーション能力は世界ランキングトップ 15 の仲間入りを果たし、イノベーション型国家の隊列に進出する。</p> <p>革新による発展促進の成果と効果が顕著で、2015年に比べて、科技進歩貢献率を55.3%から60%に引き上げ、知識密集型サービス業の増加値が国内総生産（GDP）に占める比率を15.6%から20%に引き上げる。</p> <p>【全体目標】</p> <p>高効率且つ連携した国家イノベーション体系の構築</p>
--	--

(2) 『科技成果讓渡轉化を促進する行動計画』

法規政策名称	『科技成果讓渡轉化を促進する行動計画』
発表期間	2016年4月21日
発表機構	国务院事務局
政策概要	<p>十三・五計画（2015-2020年）時期における科技成果の讓渡轉化に関する数値化業務指標を明確に打ち出した。計8方面、26項の重点任務を展開した。</p> <p>【主要指標】</p> <p>国家技術讓渡モデル機構100箇所を建設し、条件を備える地域を支援して科技成果讓渡轉化モデル区10箇所を建設し、重点産業分野で実体經濟の發展を支えるハッカースペースを若干建設し、技術讓渡人材の育成基地を若干建設し、専門な技術讓渡人材1万人を育成し、全国における技術契約取引額2万億人民元の達成を目指す。</p> <p>【重点任務】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 科技成果情報を総括・提出及び発表を推し進める。 ② 産・学・研が協同し、科技成果の讓渡轉化を展開する。 ③ 科技成果のパイロット試験と産業化キャリアを建設する。 ④ 科技成果讓渡轉化の市場サービスを強化する。 ⑤ 科技型イノベーション創業を強力に促進する。 ⑥ 科技成果讓渡轉化の人材チームを建設する。 ⑦ 民間における科技成果讓渡移転を強力に推進する。

(3) 『科技成果転化促進法』

法規政策名称	『科技成果転化促進法』
発表期間	2015年10日改訂（1996年発表・実施）
発表機構	全国人民代表大会
政策概要	<p>『科技成果転化促進法』の改訂箇所は44カ所に上る。法律条項は37条から52条まで拡張し、科学技術の研究機構及び大学主管部門、団体、科学技術関係要員などから、科技成果転化への評価指向を促進し充実させる。</p> <p>【増加条項】</p> <p>① 科技成果の市場価格設定メカニズムの整備は、資産評価を拒絶しないことを前提として、市場に基づく価格設定の合法性を明確にし、且つ市場に基づく価格設定の方法とプロセスを明確にした。</p> <p>② 科学研究機構と科学研究者が科技成果転化を積極的に従事するものとし、成果完成者及び転化業務に重要な貢献を果たした人員への激励程度を拡張した。法律が個人に対する奨励義務を明確にすると同時に、企業の奨励自主権を十分に尊重する。</p> <p>③ 良好な科技成果転化サービス環境を作り出し、科技成果の処理、収益と分配に関連する制度を整備し、国が設立した研究と開発機構（大学を含む）が保有する成果に対して、自主的に譲渡、許可または値踏みして投資を可能とする。</p> <p>④ さらに科技成果の評価体系を整備し、科技成果転化の促進に有利な業績評価体系を構築すべきとし、政府側は成果転化業績評価に関する重要な貢献に対し、サポート加減を拡大すべきとする。</p> <p>⑤ 科技成果の情報発表制度を整備し、科技成果の需要と供給に情報プラットフォームを提供し、社会に向けて科技プロジェクトの実施状況及び科技成果との関連知的財産権情報を発表する。</p>

(4) 『科技成果転化促進法を実施する若干規定』

法規政策名称	『科技成果転化促進法を実施する若干規定』（以下、『規定』という）
発表期間	2016年2月
発表機構	国务院
政策概要	<p>イノベーションによって発展を駆動する戦略を迅速に実施し、『科技成果転化促進法』を遂行し、科技と経済が融合する通路を繋げ、大衆の創業を促進し、研究開発機構、大学、企業などイノベーション主体及び科技者による科技成果の譲渡転化を推奨するために、国务院は『科技成果転化促進法』に対して一層の絞り込みと補</p>

	<p>足を行い、より明確なオペレーション措置を打ち出した。</p> <p>【補足部分】</p> <p>① 国が設立した研究開発機構、大学で技術譲渡業務体系を整備すべきである。</p> <p>② 『規定』に右の義務的な条項を追加。「科技成果の転化収益から科技成果の完成と転化に関する重要な貢献をした人員に対する奨励を差し引いた残高は、技術転化機構の運営と発展を十分に保障すべきである」。</p> <p>③ 科技成果の協議価格設定に対して、『規定』は右の公示時間を明確にした。「本組織で科技成果の名称と立案する取引価格を公示すべきで、公示期間は 15 営業日以上にすべきである」。</p> <p>④ 国が科技成果を価格評価して企業に株式出資し、資本市場を通じて発展を求めることを推奨する。財政・科技の行政部門は科技研究機構や大学が技術によって株式出資した国有株が企業上場する際に、全国社会保険ファンドへの転化保有を免除する関連政策の制定が必要となる。</p> <p>⑤ さらに科技成果転化奨励制度を整備する。研究開発と成果転化において主な貢献を作り出した人員が取得する奨励持分が奨励総額の 50%以上であることを明確にした。</p> <p>⑥ 関連制度を整備し、成果転化のために良好な環境を作り出し、科技成果転化の年度レポートについて、規定によってより具体化した。申告時間や主要内容などを明確にした。</p>
--	---

(5) 『大学での科技成果譲渡移転業務を強化する若干意見』

法規政策名称	『大学での科技成果譲渡移転業務を強化する若干意見』
発表期間	2016 年 8 月
発表機構	教育部、科技部
政策概要	<p>大学における科技研究成果を市場向けに普及させ、科学研究成果の産業化を促進し、中国における科学研究成果の譲渡転化を実質的な推進段階まで推進させることについて明記している。</p> <p>【重要措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 大学における科技成果譲渡転化による収益は全て大学に帰属し、組織予算に計上し、国家金庫には上納しない。 • 科技成果価格設定において、大学指導者が科技成果転化後続価値の変化によって発生した意思決定の責任を免除する。 • 大学が保有する科技成果に対して、自主的に譲渡、許可または価格評価して投

資することを決定できる。国家秘密、国家安全に関わることを除き、審査認可または届出を必要としない。

- 科学研究成果の完成、転化に対して貢献した人員に報酬と奨励を与えることを明確にした。

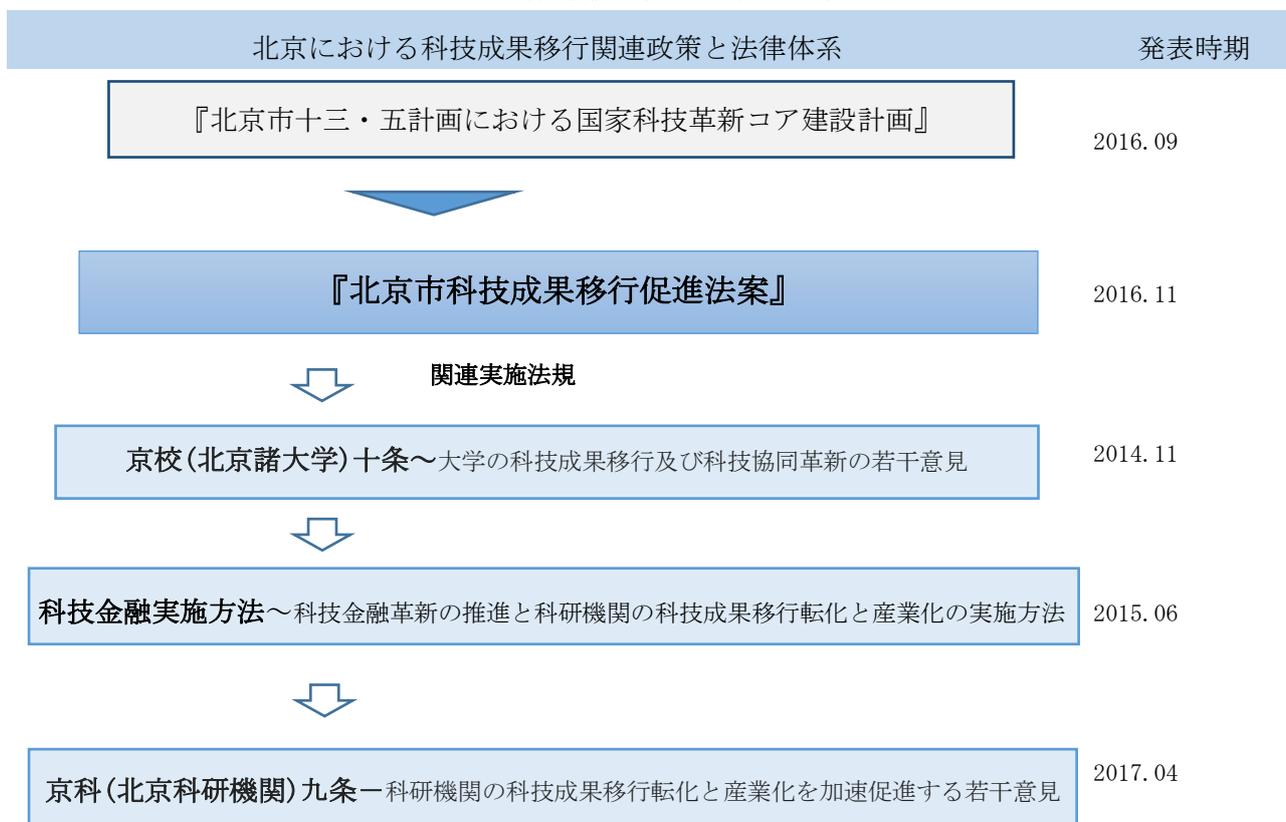
【主要意見】

- ① 大学での科技成果譲渡転化業務を総合的に知る。
- ② プロセスを簡素化して権限を委譲することで、科技成果の譲渡転化を推奨する。
- ③ 科技成果の譲渡転化業務メカニズムを構築して完備する。
- ④ 科技成果譲渡転化能力の構築を強化する。
- ⑤ 知識価値の増加を目指す収益分配政策を整備する。
- ⑥ 科技成果譲渡転化に有利な人事管理制度を整備する。
- ⑦ 学生のイノベーション創業をサポートする。
- ⑧ 科学研究施設と計器設備の公開や共有を推進する。
- ⑨ 科技成果譲渡転化の年度報告制度と業績評価メカニズムを構築する。

1.12 地方の発表済み法律と関連規定

1.12-1 北京市の場合

北京科技成果移行関連政策と法律体系



Note: 説明

マクロ政策
コア政策
補助政策

(1) 『北京市十三・五計画における国家科技革新核心建設計画』

法規政策名称	『北京市十三・五計画における国家科技革新核心建設計画』
発表期間	2016年9月
発表機構	北京市人民政府事務局
政策概要	<p>【計画目標】</p> <p>① 2020年まで、北京市の全国科技革新中心のコア機能を強化し、世界的にも影響力を持つ科技革新都市になる。</p> <p>② 積極的に国家研究室を設立し、ベース研究と戦略ハイテクノロジー領域においてグローバル科技のトップの地位を獲得する。</p> <p>③ 中関村科学エリア、怀柔科学エリア、未来科技エリアを建設し、トップレベルの科技センターを形成する。</p> <p>④ イノベーションをメインにした産業体系を形成する。初歩的に京・津・冀が共同でイノベーション共同体を建設し、イノベーション駆動発展体制を完備させ、革新創業システムを最適化させる。</p> <p>【科技成果移行関連計画内容】</p> <p>① 各区及び重要エリアの差別化発展を推進する。</p> <p>主に首都ハイテクノロジー産業引率区域の科技成果転化を加速させ、生産性サービス業と戦略性新型産業及びハイテクノロジー製造業の革新発展を推進する。</p> <p>② 市場開放体制を構築。</p> <p>京・津・冀科技成果移行投資ファンドを設立し、社会資本を導入し、京・津・冀エリアの共同発展を加速させ、推進する。</p> <p>③ 科技成果転化基地を構築し、京・津・冀地域の企業と科研機関等の技術需要を巡り、北京市の革新資源と科技成果を取り組み、北京地域の創業チーム及び投資機関等の3カ所内での成果移行を激励する。</p> <p>④ 科技金融革新エリアを展開。</p> <p>科技金融提携プラットフォームを構築し、投資・融資ルートを展開し、科技成果移行プラットフォームの市場運営体制を完備させ、金融サービス実態経済を探索及び構築し、経済構成の調整と転換レベルアップした新形態を促進させる。</p> <p>⑤ 海外向けベンチャーキャピタル政策を緩和し、ベンチャーキャピタル企業を北京科技成果移行活動に参加するよう誘導する。</p> <p>⑥ 科技成果移行決定体制の改革を推進し、健全な科技成果移行重要事項につき、リードしながら全体決定制度を構築する。リーダーは責任義務を執行すべきで</p>

	<p>あり、科技成果価格定義過程で発生する成果移行後の価格変化の決定責任は免除する。</p> <p>⑦ 国家レベルで北京市所在大学及び科研研究所の科技成果移行収入分配等の政策実行に対し、権限を与える。</p> <p>⑧ 科技创新面の法律保障を強化し、科技创新及び科技成果移行に関する地方立法を加速推進させ、政策経験を法律法規に取り組む仕事を推進させる。</p>
--	--

(2) 『北京行動法案』

法規政策名称	『北京市科技成果移行転化を促進する行動法案』（以下、『北京行動法案』という）
発表番号	京政事務発〔2016〕50号
発表期間	2016年11月
発表機構	北京市人民政府事務局
政策概要	<p>【発展目標】</p> <p>科技成果転化制度環境を最適化し、科技成果移行体型を全面的に構築し、企業及び大学、科研研究所等の革新主体の科技成果移行能力を向上させる。</p> <p>「十三・五計画」期間中、各種機関及び企業数量は10,000カ所を超え、技術取引の中で増加値の配分は区域生産総値の9%を占める。</p> <p>【重要処置】</p> <p>科技成果情報の統合発表、革新主体の科技成果移行転化、科技研究員の科技成果移行転化動力を激励、科技成果の移行転化の市場サービス化を強化、科技成果の中間検収及び産業化メディアの構築、中央と地方協同で科技成果の移行転化の強化を推進、科技成果の他区域移行転化を促進、科技型のイノベーション企業の快速発展を推進、科技成果移行転化チームを構築、科技成果の移行転化の多様化資金支持体系の完備等の10個の方面で36項目の重点任務を提案。任務は成果情報の発表から革新主体の活力開放、中間検収及び産業化メディアの構築、人材チームの最適化、資金支持の完備等の革新チェーンまで設定し、科技成果の移行転化の規則を構築できた。</p>

(3) 『京校(北京諸大学)十条』

法規政策名称	『大学の科技成果移行及び科技協同革新の加速進展に関する若干意見（試行）』（以下、『京校十条』という）
発表番号	京政事務発〔2014〕3号

発表期間	2014年1月
発表機構	北京市人民政府事務局
政策概要	<p>① 大学の科技成果処置権管理改革</p> <p>a) 科技成果の公開取引登録管理制度</p> <p>b) 大学の科技成果の移行取引等に対する自主審査</p> <p>② 大学の科技成果収入分配方法の改革を展開</p> <p>a) 科技関係者への奨励比率の下限を70%まで引上げ</p> <p>③ 大学の科技革新成果の転化プロジェクト備蓄制度を構築</p> <p>a) 大学の科技プロジェクトの備蓄ベースを構築</p> <p>b) 備蓄ベース内のプロジェクトに対し追跡支援方法を採用</p> <p>④ 大学の研究提携経費支援を増加</p> <p>⑤ 大学の実験室資源の開放を支持</p> <p>⑥ 大学の協同革新センターの構築を支持</p> <p>⑦ 大学のグローバル科技成果転化提携プラットフォーム構築を支持</p> <p>⑧ 大学の科技関係者の科技創業及び成果転化への参与を激励</p> <p>⑨ 大学の科技成果転化関連職場設立を激励</p> <p>⑩ 大学の在籍学生の創業支援方法を制定</p>

(4) 『科技金融実施方法』

法規政策名称	『北京市科技金融革新の推進及び科研機関の科技成果移行転化と産業化における実施方法』（以下、『科技金融実施方法』という）
発表番号	京金融〔2015〕80号
発表期間	2015年6月
発表機構	北京市科技委員会、北京市金融局
政策概要	<p>『科技金融実施方法』は計9章18条で構成され、金融機関、投資機関、総合専門科技金融サービス機関を激励し、エンジェル投資及び創業投資、科技ローン、融資担保、融資貸付、科技保険、多段階資本市場及び仲介サービス等の方面で革新展開を行い、科研機関の科技成果転化及び産業化にサービスと支援を提供することなどを明記している。</p> <p>【抜粋内容】</p> <p>① エンジェル投資及び創業投資を展開</p> <p>a) 国内及び海外の有名なエンジェル投資機関及び創業投資機関の科技成果</p>

	<p>転化及び産業化準備段階向けのエンジェル投資基金及び創業投資ファンドを誘導する。</p> <p>b) エンジェル投資機関及び創業投資機関の創業準備プラットフォーム展開提携を支持する。</p> <p>c) 海外資本による北京での投資機構の創立を支持する。</p> <p>② 科技ローン及び融資担保サービス完備</p> <p>a) 銀行系金融機関の革新科技ローン商品及びサービスを激励する。</p> <p>b) 国家の融資担保機関に対する各政策を実行する。</p> <p>c) 組合せ金融サービスモデルの革新を推進する。</p> <p>③ 科技融資賃貸サービスを強化</p> <p>a) 融資賃貸機関の科研機関に対する融資賃貸サービスの提供を誘導する。</p> <p>b) 融資賃貸機関及びその他金融機関との提携を激励し、融資賃貸と創業投資の結合、賃貸債権及び投資株権限を結合した「創業投資＋賃貸」サービスの展開を推進する。</p> <p>④ 科技保険を増加</p> <p>a) 科技保険の科技成果転化及び産業化へのリスク管理機能を発揮し、科技保険商品を提供する。</p> <p>b) 保険資金投資の科研機関科技成果の転化及び産業化プロジェクトへの投資を支持する。</p> <p>⑤ 多段階資本市場を発展させる</p> <p>a) 科技成果の転化及び産業化を実施する科技企业が多段階資本市場を利用し融資することを支持する。</p> <p>b) 科技企业の債務融資市場を改善。</p> <p>⑥ 科技金融仲介サービスを強化</p> <p>知的財産評価、技術譲渡、特許代理、信用レベル評価、信用度増進などの科技金融仲介サービス組織の発展を支持し、各種科技金融サービス機構のネットワーク、モバイルネットワーク、ビッグデータ等の技術を利用した科技成果転化及び産業化する投資/融資情報サービスプラットフォーム構築を激励する。</p>
--	---

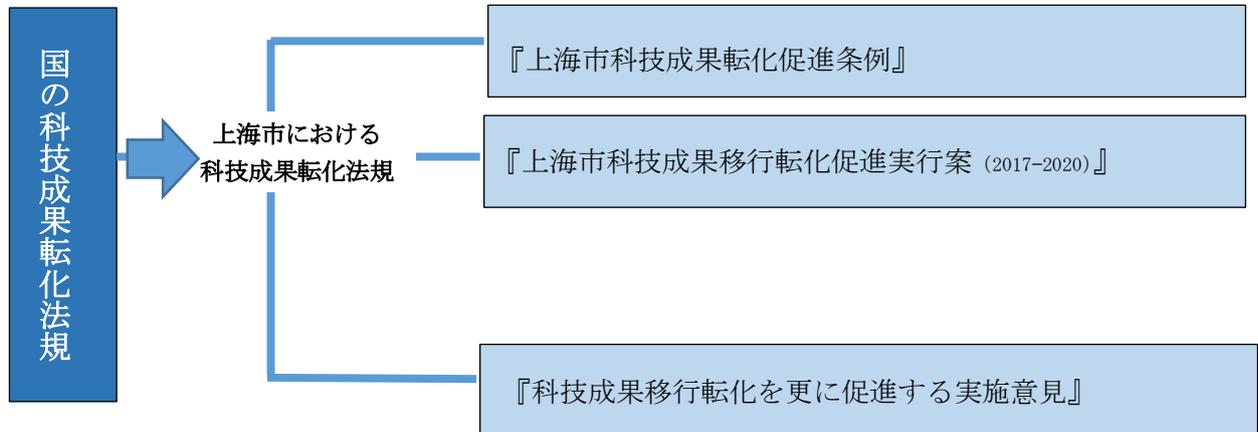
(5) 『京科(北京科研機関)九条』

法規政策名称	『科研機関の科技成果譲渡移転と産業化を加速促進する若干意見（試行）』
--------	------------------------------------

	(以下、『京科九条』という)
発表番号	京政事務発〔2014〕35号
発表期間	2014年6月
発表機構	北京市人民政府事務庁
政策概要	<p>『京科九条』先行を原則とし、積極的に市レベルで政策突破を実現し、主に科技成果管理、科研資産管理、財政経費管理、科研関係者奨励等の問題に対し3つの方向で計9条の突破性政策措置を制定している。</p> <p>① 科技体制革新</p> <p>a) 科技成果管理改革を深化させる。</p> <p>b) 科研資産管理改革を推進する。</p> <p>c) 財政経費管理改革を深化させる。</p> <p>d) 科研研究員奨励体制を強化する。</p> <p>② 市場の科技資源配置面での決定作用を発揮する</p> <p>a) 科研機関の新技术製品の応用、宣伝を強化する。</p> <p>b) 科技金融サービス環境を最適化する。</p> <p>③ 科技成果移行と産業化のイノベーション環境を最適化</p> <p>a) 科研機関の協同革新の展開を支持する。</p> <p>b) 科研機関の成果移行プラットフォームを完備させる。</p> <p>c) 国際交流及び提携を広範囲で展開する。</p>

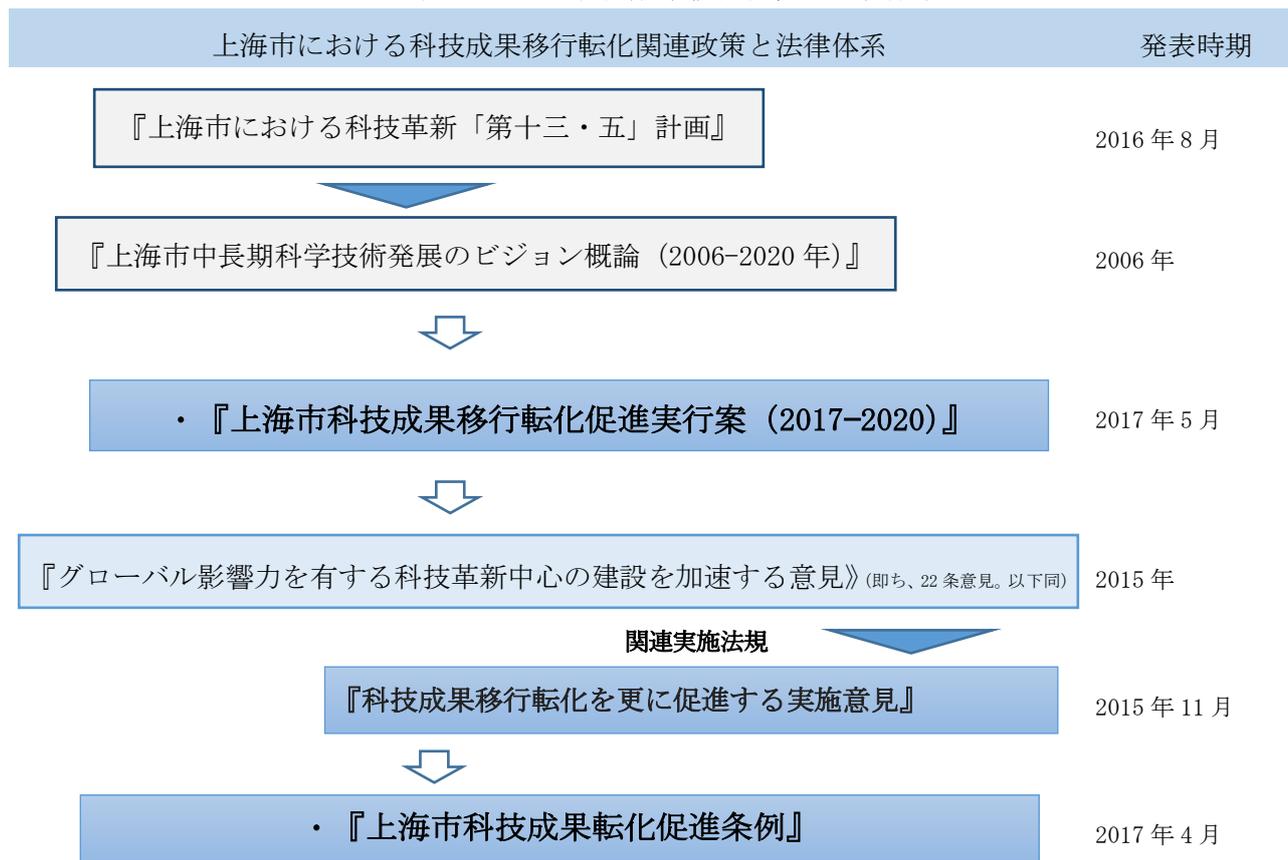
1.12-2 上海市の場合

科技成果转化の発展を促進するために、中国科技部が発表した3つの法規を深く貫き、徹底させるため、上海市政府は上海市の地方法規を相応に発表し、より多くの科技成果を現実的な生産力へと転化することを全面的に推進した。



- 『上海市科技成果转化促进条例』は、科技成果を値踏みして投資する方式や勤勉責任を果たす制度や収益分配制度の方面などで法律先例を作った。
- 『上海市科技成果转化促进实施方案 (2017-2020年)』は、『上海市科技成果转化促进条例』と『科技成果转化をより一層促進する実施意見』と併せて上海市における科技成果转化の地方法規三部作になっている。

上海市における科技成果移行転化の法規体系



Note: 説明

マクロ政策
コア政策
補助政策

(1) 『上海市における科技革新「第十三・五」計画』

法規政策名称	『上海市における科技革新「第十三・五」計画』
発表期間	2016年8月
発表機構	上海市人民政府
政策概要	<p>上海市における科技イノベーションに関する最初の計画である。</p> <p>【8つのコア指標】</p> <p>① 2020年まで、上海市における社会全体のR&D経費支出が上海市GDPに占める割合は約4.0%に達する。</p> <p>② 基礎的なR&D経費支出が上海市社会全体のR&D経費支出に占める割合が約10%に達する。</p> <p>③ 1万人ごとの研究開発者のフルタイム当量（FTE）が75人／年に達する。</p> <p>④ 1万人人口ごとの発明特許保有量が約40件に達する。</p> <p>⑤ 上海市全体が『特許協力条約（PCT）』を通じて申請した国際特許年度申請量が1,300件に達する。</p> <p>⑥ 知識密集型サービス業増加値がGDPに占める割合が37%に達する。</p> <p>⑦ 新設企業数が占める割合が約20%に達する。</p> <p>⑧ 国内外向けに送り出す技術契約の取引金額が占める割合が56%に達する。</p> <p>【4大任務】</p> <p>① 良好なイノベーション生態を育成し、社会にイノベーション活力を呼び起こす。</p> <p>② 科技の基礎を固め、張江総合型国家科学センターを建設する。</p> <p>③ 新たな発展駆動エネルギーを作り上げ、ハイエンド産業発信地を形成する。</p> <p>④ 国民生計の新しいニーズに対応し、都市の和やかな発展を推進する。</p> <p>【科技成果移行転化について】</p> <p>① 科技成果転化の激励メカニズムを整備し、大学と科学研究施設に成果の管理、使用と処理権限を委譲する。「責任免除メカニズム」を打ち出し、大学と科学研究施設の責任者への抑制を緩和する。大学、科学研究施設が採用した対外投資方式によって、科技成果の転化に損失を発生する場合、既に勤勉責任を果たしたことを確認することで、大学と科学研究施設の対外投資保全及び評価増の審査範囲に取り込まない。</p> <p>② 科技成果移行転化の取引チェーンを開通し、高度な科技成果情報の発表と交流プラットフォームを構築する。</p> <p>③ 技術移行サービスプラットフォームの建設を加速する。国家技術東部センターの建設を重点に推進する。</p>

	④ 科学技術施設の改革、科学研究経費管理、科技成果移行転化などの方面で、張江国家自主イノベーションモデル区が上海市で先行テストを実施する。
--	---

(2) 『上海市中長期科学技術発展のビジョン概論』

法規政策名称	『上海市中長期科学技術発展のビジョン概論（2006-2020年）』
発表期間	2006年
発表機構	上海市人民政府
政策概要	<p>15年に亘る上海市での科学研究と技術イノベーションの主要な任務を明確にした。応用による自主的なイノベーションを指向することを、今後一時期の上海市科技发展の基本的な考えであることを明確にした。</p> <p>自己のイノベーションをベースラインとして経済社会の発展へのサポートを中心任務とし、上海市が有する知識と人材という強みを支えとし、自主イノベーション能力の強化のために駆動力を提供し、産業構造の最適化、高度化の実現を支える。</p>

(3) 『上海市科技成果移行転化促進実行案』

法規政策名称	『上海市科技成果移行転化促進実行案（2017-2020年）』
発表期間	2017年5月
発表機構	上海市人民政府事務局
政策概要	<p>科技成果移行転化の要素と機能（科技成果転化主体、技術移行サービス体系、科技成果情報バンク）の向上、及び生態環境（各種プラットフォームとネット体系設立）の建設は2つの本線である。また、4つの重点任務をフォーカシングしながら展開し、23箇所の委員会、事務局、局、部門及び各区の区政府が共に関わる。</p> <p>【4つの重点任務】</p> <p>① 大学・研究施設、企業が成果転化の主体として、それらのイノベーション能力課題を重点的に解決する。</p> <p>② 成果情報を成果転化の種として、共有可能な利用を重点的に解決する。</p> <p>③ サービス機構が成果転化のブリッジとして、それらの能力課題を重点的に解決する。</p> <p>④ 成果転化の全体チェーン、全要素に基づき、成果転化の生態環境を構築する。</p>

(4) 『科技成果移行転化をより一層促進する実施意見』

法規政策名称	『科技成果移行転化をより一層促進する実施意見』（以下、『実施意見』という）
発表期間	2015年11月
発表機構	上海市人民政府事務局
政策概要	<p>2015年に公布された『グローバル影響力を有する科技革新中心の建設を加速する意見』（以下、『意見』という）には、計22条の意見がある。例えば、科学イノベーションセンターの設立はツーステップに分けるという計画を明確にした。即ち、2020年までに科学イノベーションセンターの基本枠組み体系を形成し、2030年までに科学イノベーション中心都市のコアな機能を形成するというものである。</p> <p>『意見』では、科技成果転化案に関する実施細則、即ち『実施意見』を発表した。</p> <p>『実施意見』では、成果転化の権益と激励・約束メカニズムを明確にし、多元の主体、各種組織形式の科学仲介サービス体系を整備し、財政投入の支持方式を改善し、成果転化人材の養育を強化し、成果転化の収益合法性保障などの内容を強化した。</p> <p>また、商業銀行が知識財産権担保ローンなどの融資業務を支持すること、中国国内に不足する知識財産権運営など分野の専門人材の教育強度を増大し、科技、財政、知識財産権政策が協調するなどの内容を明確に打ち出した。</p> <p>【重点内容】</p> <p>成果転化の権益と激励・約束メカニズムを以下のように明確にした。</p> <p>① 成果の処置権を団体や個人まで委譲することを許可した。</p> <p>② 科学研究団体への激励加減を強化し、70%以上の転化収益を団体に属することを許可し、同時に研究開発者と成果転化者を奨励できる。</p> <p>③ 投資損失の免責政策を実行し、勤勉責任を果たす義務を履行した場合、損失を大学、科学研究施設、国有企業の対外投資保全及び評価の審査範囲に取り込まない。</p> <p>④ 市場性価格設定メカニズムを構築し、協議を通じての価格設定、技術マーケットにおける上場取引、オークションなどの方式で科技成果の価格を確定することを許可する。</p> <p>⑤ 大学、科学研究施設の法定責任を確立し、大学、科学研究施設の成果転化の目標指向並びに中小企業による技術イノベーションを支持する社会責任を強化する。成果転化活動における虚偽を弄するような信用失墜産業、相応な団体と人員の情報を上海市公共信用情報サービスプラットフォームに入力する。</p>

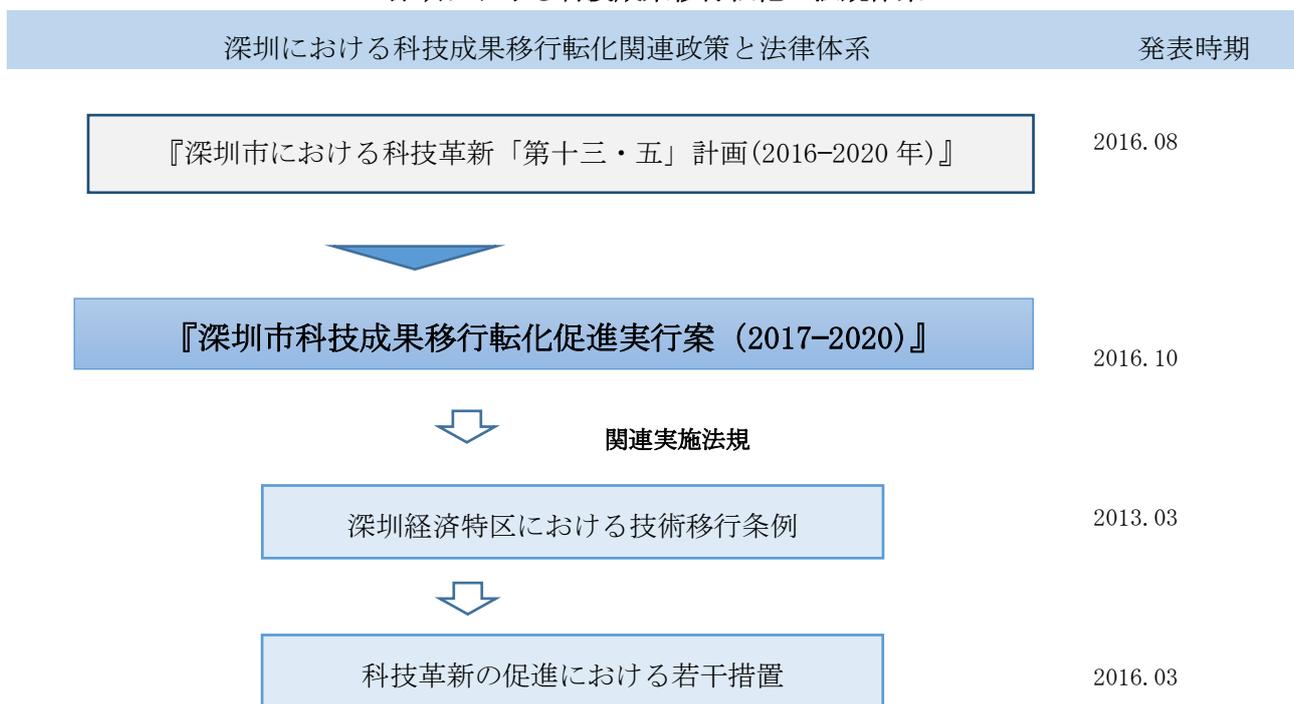
(5) 『上海市科技成果轉化促進條例』

法規政策名称	『上海市科技成果轉化促進條例』（以下、『條例』という）
発表期間	2017年4月
発表機構	上海市人民代表大會常務委員會
政策概要	<p>本『條例』は7章43条からなり、実施手配、サービス機構、保障措置、技術權益、法律責任に対して具体的な定款を制定した。</p> <p>【重点内容】</p> <p>① 成果轉化自主權を明確にした</p> <p>a) 自主轉化</p> <p>企業・団体が自己保有の科技成果に対して、委讓、許可または値踏みして投資などの方法の採用を自主的に決定・実施できる。国家秘密、国家安全に関するものを除き、審査や届出は不要である。</p> <p>b) 自主価格設定</p> <p>大学が協議によって価格設定、上場取引、オークションなどの方式で成果の委讓、許可または値踏みして投資の価格を確定する。</p> <p>c) 自主奨励</p> <p>企業・団体が奨励または報酬の具体的な方式、数と金額、期限を規定または約束できる。且つ自主的に奨励案を実施できる。</p> <p>d) 勤勉責任</p> <p>大学・国有企業の責任者が法律法規と自社の規約制度に基づき、轉化業務を展開する場合は勤勉責任を果たすものとみなされる。成果轉化繼續価値の変化による意思決定責任は発生しない。</p> <p>② 収益分配メカニズム最適化</p> <p>a) 優先順位約束</p> <p>大学・団体が規定又は約束に従って、研究開発関連人員、成果轉化関連人員に対して奨励を実施する。</p> <p>b) 指標指向性</p> <p>大学が取得できた轉化収益はすべて大学側が保留できる。本団体は70%以上の収益を関連人員への奨励を許可できる。</p> <p>c) 權益保障</p> <p>奨励金額は事業団体の業績評価賃金総量に取り込まない。国有企業の賃金総額の制限を受けない。大学の本職責任者は現金激励のみを受け入れら</p>

	<p>れる。本職ではない責任者はその制限を受けない。</p> <p>d) 計算口径 大学の成果転化純収入=収入-転化プロセスにおける直接費用。</p> <p>e) 繰延納税 個人が成果転化によって、株権利奨励を受けた時、株権利が譲渡する際に個人所得税のみを納付する。</p> <p>③ 企業の主体役割を發揮する</p> <p>a) 研究開発を奨励すること 上海市国有企業が科技成果転化の経費投資に対して、経營業績査定の際に利益とみなす。</p> <p>b) イノベーション主導 企業が研究開発の方向性選定、項目実施と成果応用における主導役割を發揮させる。市場指向性が明確なプロジェクトの場合、企業が独自に実施し、または大学と連合して共同実施させる。</p> <p>c) 協同イノベーション 大学が企業向けの技術ネットワークと協同イノベーションプラットフォームを設立することを推奨する。ニーズと供給の有効なマッチングを推進する。</p> <p>d) 人才交流 企業が大学と科技人員の双方向流動の展開を推奨する。</p> <p>④ 各種サービス機構の發展を支援する</p> <p>a) 専門機構 各種専門のサービス機構の發展を支持する。大学が専門機構を設立または指定して、成果転化の管理とサービスの責任を負い、且つ転化収益から一定な比例を取り出して、キャンペーンの發展実施に使う。</p> <p>b) ハッカースペース ハッカースペースなど創業サービス機構の設立を推奨し、スタートアップ企業と成果転化プロジェクトのためにサービスを提供する。</p> <p>c) サービスプラットフォーム 成果転化の公共サービスプラットフォームを設立し、情報採集と公開の制度を実施する。</p>
--	--

1.12-3 深圳市の場合

深圳における科技成果移行転化の法規体系



Note: 説明

マクロ政策
コア政策
補助政策

(1) 『深圳市における科技革新「第十三・五」計画』

法規政策名称	『深圳市における科技革新「第十三・五」計画』
発表番号	深圳政府事務局〔2016〕25号
発表期間	2016年8月
発表機構	深圳市人民政府事務局
政策概要	<p>【科技革新発展の総目標】</p> <p>科技革新品質の新段階へのグレードアップを実現し、総合革新生態体系の機能を確実に上昇させ、革新能力抜群で革新経済先端、革新生態一流のグローバル科技生産革新センター体系を形成し、さらにハイレベルの国家自己革新示範エリアを構築する。</p> <p>① 自己革新能力のレベルアップ</p> <p>a) 2020年には科技進歩への貢献率を62%に到達させる。</p> <p>b) PCT グローバル特許申請数を24,000件にする。</p> <p>c) 国内有効特許を118,000件にする。</p> <p>② 科技革新基礎の明確な増強</p> <p>a) 国、省、市レベルの重点実験室、プロジェクト実験室、プロジェクト(技術)研究センター及び企業技術センターなどの各種メディアを2,200カ所以上にする。</p> <p>b) 海外革新センターを10カ所以上にする。</p> <p>c) 製造業革新センターを10カ所以上にする。</p> <p>③ 知的財産集中型産業の密集</p> <p>a) 戦略性革新産業規模は3兆元以上、未来産業規模は1兆元以上にする。</p> <p>b) 国家級ハイテクノロジー企業を15,000カ所以上にする。</p> <p>④ 革新人材チームの拡大</p> <p>a) 研究開発関係者は就職人口1万人ごとに190人とする。</p> <p>b) ハイレベル革新チームを導入し、人材を計100人以上にする。</p> <p>c) 海外ハイレベル革新人材を導入し、計2,000人以上にする。</p> <p>【重点技術リーダーの配置】</p> <p>① 新情報工学</p> <p>② 新エネルギー技術</p> <p>③ 生命工学と生物技術</p>

	④ 省エネエコ技術 ⑤ スマート製造技術 ⑥ 新材料技術 ⑦ 航空宇宙工学 ⑧ 海洋工学
--	--

(2) 『深圳市科技成果移行転化促進実行案』

法規政策名称	『深圳市科技成果移行転化促進実行案』
発表番号	深圳政府事務局〔2016〕30号
発表期間	2016年10月
発表機構	深圳市人民政府
政策概要	<p>【主要目標】</p> <p>2020年まで全市内に5～8カ所の示範性国家科技移行機関を設立し、条件を満たす区(新区)を支援し、ハイテクノロジーエリアには1～2カ所の国家科技成果移行転化示範区を設立、実態経済の発展を支える創作スペースを200カ所増設、若干の技術移行人材育成基地を構築し、1,000人以上の技術移行専門人材を育成し、全市の技術契約取引額を1,200億円以上に引き上げる。</p> <p>【主要任務】</p> <p>① 科技成果情報の統合及び発表を推進</p> <p style="margin-left: 20px;">a) 成果資源をシェアできる科技情報プラットフォームを構築。</p> <p style="margin-left: 20px;">b) 科技成果データ資源の開発及び利用を強化。</p> <p>② 協同生産研究を展開し、科技成果移行転化を促進</p> <p style="margin-left: 20px;">a) 企業の科技成果転化応用の強化を推進。</p> <p style="margin-left: 20px;">b) 大学と科研機関の科技成果転化動力を増強。</p> <p style="margin-left: 20px;">c) 科技成果に適用する転化基地を構築。</p> <p style="margin-left: 20px;">d) 多様な産業技術の革新同盟を発展。</p> <p>③ 科技成果の中間検収及び産業科メディアを構築</p> <p style="margin-left: 20px;">a) グローバル科技成果の産業化基地を構築。</p> <p style="margin-left: 20px;">b) 科技成果の中間検収メディアのグレードアップ及び統合。</p> <p style="margin-left: 20px;">c) 軍民科技成果融合メディアの構築。</p> <p>④ 科技成果移行転化の市場サービス機能を増強</p> <p style="margin-left: 20px;">a) 国家技術移行の南センターの構築を加速。</p> <p style="margin-left: 20px;">b) 区域性技術取引プラットフォームを構築し、技術取引指標を発表。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> c) 科技成果移行転化専門機関を育成。 d) 両方面グローバル科技移行機構を発展。 <p>⑤ 知的財産の保護、応用及び管理能力をアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 知的財産政策法規を完備。 b) 知的財産総合法律執行体系を構築。 c) 知的財産サービス体系を強化。 d) 南知的財産運営センターを構築。 <p>⑥ 科技型革新創業を全力推進</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 高品質な創作スペースを構築。 b) 革新創業者向けに革新資源開放を推進。 c) 革新創業コンテストを開催。 <p>⑦ グローバル科技成果移行転化人材チームを育成</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 技術移行人材を育成。 b) ハイテクノロジー移行人材評価体制を構築。 <p>⑧ 多様化科技成果移行転化融資ルートを構築</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 成果転化資金の市場化供給ルートを拡張。 b) 科技成果転化連携ファンドを設立。 <p>⑨ 地域特性科技成果移行転化モデルを革新及び展開</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 市を連携した科技成果転化業務体制を構築。 b) 深圳と香港に科技成果移行転化示範区域を構築。 c) 全面的に中国科技協会(深圳)海外人材オフショア革新創業基地を建設。 d) 積極的に海外のインキュベーター試行拠点を推進。
--	---

(3) 『深圳経済特区における技術移行条例』

法規政策名称	『深圳経済特区における技術移行条例』(以下、『技術移行条例』という)
発表番号	第123号
発表期間	2013年3月
発表機構	深圳市人民大会常任委員会
政策概要	<p>『技術移行条例』は計5章41条からなり、内容は総則、技術移行サービス、技術移行の激励、法律責任及び附則に区分される。内容は主に6つの方面で、以下の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 政府の管理モデルの革新を体現し、公共サービスを強調する。 ② 政府支援の増強、融資ルートの拡張、多種投資方法の激励等で技術移行に必要な保障を提供する。

	<p>③ 技術移行に対する激励を強化し、財政資金で成形された科技成果移行方法を明確にし、科技成果移行のための法律支援を提供し、執行性を増強する。</p> <p>④ 技術移行機構の設立を支持し、技術移行サービスをアップさせる。</p> <p>⑤ グローバル化を十分に体现し、グローバル及び海外地域との技術交流及び提携を展開する。</p> <p>⑥ プロジェクト及びハイテクノロジー移行人材の流向を深圳に誘導する。</p>
--	---

(4) 『科技创新の促進における若干措置』

法規政策名称	『科技创新の促進における若干措置』
発表番号	深圳発〔2016〕7号
発表期間	2016年3月
発表機構	深圳市人民政府
政策概要	<p>① 科技管理体制を革新し、科技体制改革リーダー区域を構築</p> <p>a) 財政科技資金管理制度を改革</p> <p>b) 成果移行激励体制を完備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科技成果の使用、処置及び収益権限を開放。 ・ 科研関係者の成果移行収益割合をアップ。 ・ 政府の購買体制を革新し、徐々に科技応示範項目と政府初購入を結合したモデルを推進し、革新製品の研究開発及び量産化応用を促進。 <p>c) 効果的な科研体系を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学、科研機関内で理事会、董事会等の法人管理構造を推進。 ・ 科研所の分類登録制度を試行し、登録条件に適合し改革方向の非営利性機関を事業団体への登録を試行。 ・ 科研機関の革新実績分類評価方法を制定。 ・ 深圳市の科研施設及び設備の開放シェア管理体系を完備。 <p>d) 各種ハイレベルの革新メディアの加速構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家プロジェクト実験室等、国家級重要革新メディア及びその深圳支店機関の建設任務を支援し、最大3千萬元を支援する。国家実験室の建設は国家规定により全額経費を支援する。 ・ 省、市プロジェクト実験室、重要実験室、プロジェクトセンター、技術センター、公共技術プラットフォーム等の各種革新メディアの建設任務の場合、最大1,000萬元を支援する。 ・ 著名科学者の名前で命名及び先頭で建設参与した場合、あるいは社会寄付、民間資金で建設した科学実験室の場合、最大1億元を支援する。

- e) ハイレベルの大学及び新型科研機関を建設
 - ・ 各種主体の科研機関設立を支援する。海外ハイクオリティー人材もしくは革新創業団体が設立した専門的、非営利性、開放的な新型研究開発機関の場合、最大1億元を支援する。
 - ・ 企業、大学及び科研機関が深圳で独立法人を設立する場合、最大3千萬元を支援する。
- f) 全体的及び長期的な重要革新プロジェクトの実行
 - ・ 国、省科技計画プロジェクトの場合、最大1:1の組合せで支援する。
 - ・ 重要プロジェクトの支援レベルを増強し、深圳市の基本的、先端的、コア技術関連プロジェクトの場合、最大1千萬元を支援する。
- ② 産業革新能力をアップし、新興産業密集エリアを構築
 - a) 新技術、新産業、新業界の発展を促進
 - b) 国営企業の革新活力を励起
 - c) 産業チェーンの関連サービスを完備
 - d) 全面的に国家徴税政策を実行
 - ・ 国家関連研究開発費用を除外し、国家ハイテクノロジー企業、技術先進サービス企業、固定資産加速減価償却、技術契約登録等の企業所得税優遇政策を実行。
 - ・ 「前海深港現代サービス業合作区」企業所得税、個人所得税優遇政策を実行し、産業革新発展を促進。
- ③ 海外提携を強化し、革新リーダー区域を構築
 - a) 国際及び国内の革新資源の統括
 - ・ 国家の「一帯一路」戦略を実行し、沿線国家向けの科技革新基地を提携構築。
 - ・ 海外機関の深圳での独立法人資格を保有した新興産業発展方向に適合する研究開発機関或は技術移行機関の設立を支持し、研究開発支援を付与する。
 - b) 深圳と香港の革新提携を深化
 - c) 軍民革新融合を促進
- ④ 総合革新生態体系を最適化し、革新創業生態区域を構築
 - a) 知的財産の保護及び運用を強化
 - b) 革新産業用地を保障
 - c) 創作スペースの建設及び発展を支援
 - d) 金融の科技革新サービスに対する支援を強化
 - e) 革新文化実力をアップ

	<p>⑤ その他事項</p> <ul style="list-style-type: none">• 優遇政策。同一年度内で中小企業に最大 2 千萬元を支援し、その他企業には最大前年度収益の 5%を支援する。
--	--

1.2 知的財産取引が盛んな主要産業

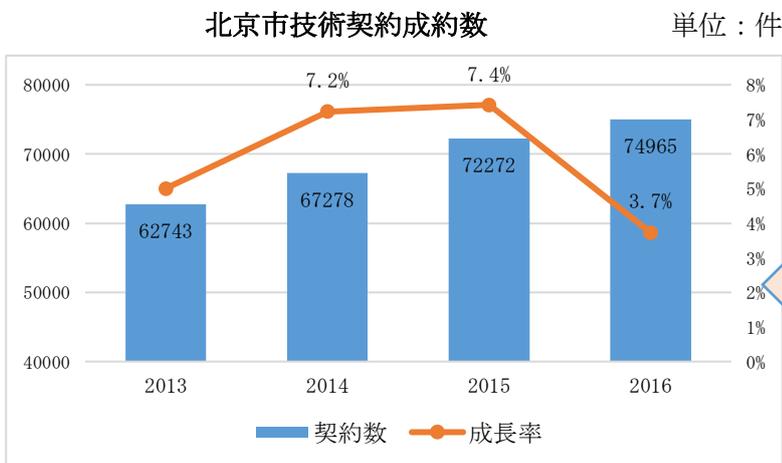
1.21 北京市における知的財産取引が盛んな産業

1.21-1 北京市知的財産取引全体概況

知的財産取引定義：技術契約取引

2013年から2016年の北京市の技術契約数及び契約金額は、いずれも比較的安定した成長状態にある。そのうち、技術契約額の増加速度が技術契約数の増加速度を上回っている。技術契約数の年間総合成長率は6.1%で、技術契約額の年総合成長率は11.4%であり、技術契約の平均取引額の成長率は約5%である。

(1) 技術契約成約数の分析



- 2016年、北京市技術契約成約数は74,965本。
- 2013年～2016年、北京市技術契約成約数は継続安定した成長スピードで、年間総合成長率は約6.1%。

データ出所：北京市技術市場管理事務局

(2) 技術契約成約額の分析



- 2016年、北京市技術契約成約額は3,941億元。
- 2016年、北京市技術契約平均成約額は500万元/本。
- 2013年～2016年、北京市技術契約成約額の年間成長率は10%以上で、年間総合成長率は11.4%。

データ出所：北京市技術市場管理事務局

1. 21-2 北京市知的財産取引業界状況

(1) 北京市知的財産取引業界概況

北京市知的財産取引のメイン業界は約 11 種類である。

電子情報技術、現代交通、都市建設及び社会発展、環境保護及び資源综合利用技術、新エネルギー及び省エネ、バイオ医薬及び医療器材技術、航空宇宙工学、新材料及びその応用、先端製造技術、核応用技術、農業技術等で、その中で知的財産取引額の増加速度が 30%以上の業界は以下の通りである。

[表 1. 1] 知的財産取引額増加速度分析

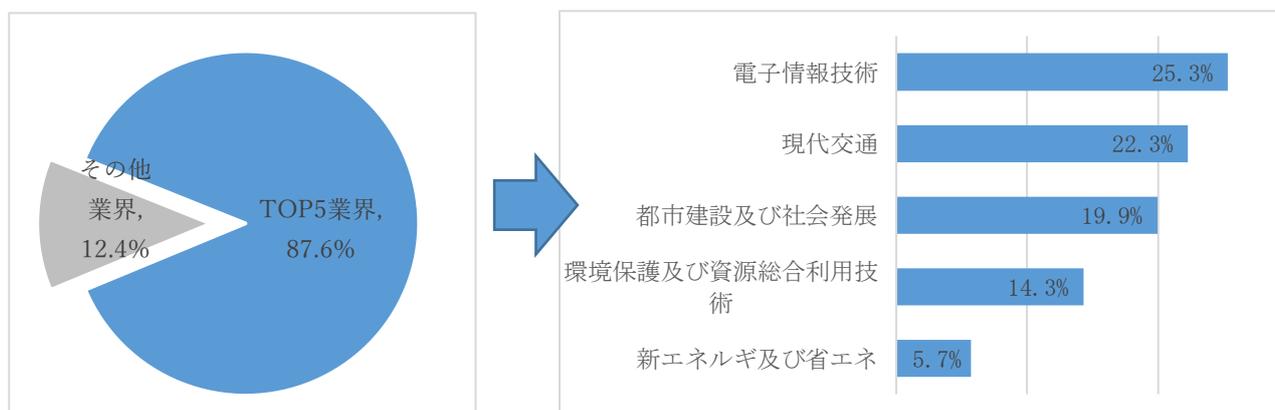
No.	業界名称	2016 年度増加速度
1.	現代交通	99%
2.	新材料及びその応用	74%
3.	生物、医薬及び医療器材技術	43%
4.	電子情報技術	33%

データ出所：北京市技術市場管理事務局

北京市知的財産取引 TOP5 業界の密集度が高く、全体取引額の約 87.6%を占める。

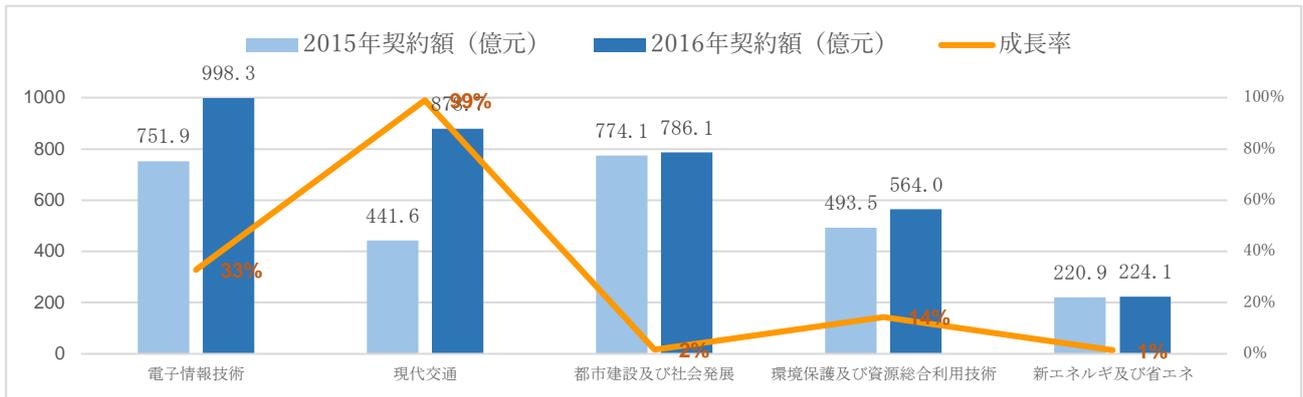
北京市知的財産取引 TOP5 業界の密集度

2016 年北京市知的財産取引額-業界別市場割合



データ出所：北京市技術市場管理事務局

2015-2016年の北京市知的財産取引業界分析



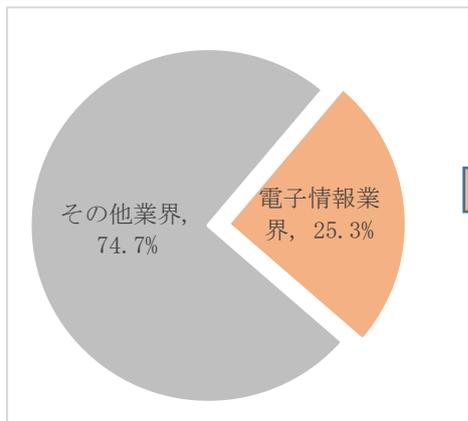
データ出所：北京市技術市場管理事務局

(2) 北京市知的財産取引-Top 3 業界分析

① 【電子情報技術】

a) 知的財産取引概況

北京市電材情報業界の知的財産取引額は、業界全体の第1位を占める。



- ◇ 2015年の知的財産取引額：751.9億元。
- ◇ 2016年の知的財産取引額：998.3億元、増加速度は33%。

データ出所：北京市技術市場管理事務局

b) 知的財産取引業界の特徴

- 電子情報産業は北京市工業のメイン産業である。2015年、北京市電子情報製造業の生産額は4千億元で年間平均増加速度は12%である。北京市ではグローバル最先端のデジタルテレビジョン産業園、グローバル競争力を持つ集積回路産業群、グローバルで重要な最新モバイル通信産業機能区などを建設した。
- 電子情報産業のレイアウトはモバイル通信の「単一支柱」から「多様化支柱」へ転化し、重大プロジェクトをコアとしたデジタルテレビジョン、集積回路及びモバイル通信の三大

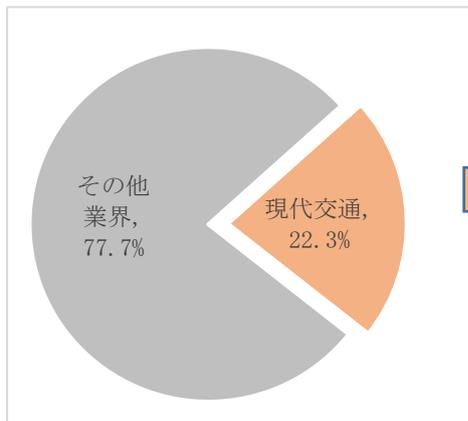
産業体系を完備し、周辺サポート率が70%以上である。

- 革新能力が日々上昇している。企業を主体とした政治、産業、学研究を結合した革新体系を構築した。革新人材及び革新リーダーとなる企業家を集合し、グローバル影響力が高い知識創造センター及び技術革新センターを設立した。よって技術革新の投資力を増加し、企業革新潜在能力を活性化させる。
- 世界レベルの企業を成功させた。グローバル影響力を持つグローバル企業及び専門、精密、特性、革新的な中小電子情報企業を育成し、主力企業がリーダーとなって中小企業をサポートし、共同で成長する良好な企業生態体系を形成した。1千億元レベルの企業1社、500億元レベルの企業2社、100億元レベルの企業5社及び10億元レベルの企業数社を育成した。
- 知的財産取引額は主に1千萬元以上の高額技術契約をメインとする。高額技術契約は主に他省へ出向させる。
- 知的財産取引の主要方向：
 - ① 科研機関＋国内投資企業→ 大手内資企業
 - ② 北京の大手外資企業→ 他省大手内資企業

②【現代交通】

a) 知的財産取引概況

北京市現代交通業界の知的財産取引額は、業界全体の第2位を占める。



- ◇ 2015年の知的財産取引額：441.6億元。
- ◇ 2016年の知的財産取引額：878.7億元、増加速度は99%。

データ出所：北京市技術市場管理事務局

b) 知的財産取引業界の特徴

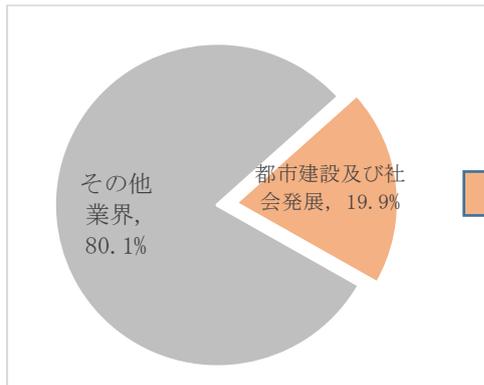
- 『十三・五計画』期間中の交通基礎施設プロジェクト投資額は約7,505億元で、航空、鉄道、都市地下鉄、国道、都市道路、ハブターミナル等の49個の領域を含む。2020年まで初歩的に北京の現代総合交通運輸体系を構築する。

- スマート交通は北京の現代交通業界の目指す方向で、スマートシティのカギである。現代交通業は現在、高速発展段階で、2016年北京の現代交通業の知的財産取引額は増加速度99%を実現している。
- ネットワーク及び交通の深化融合を加速し、ネットワークプラットフォームに基づく便利な交通サービス体系を構築。運営車両の車載GPS設置率100%、道路状況監視カバー率100%、公衆交通のトラフィック監視カバー率100%で、革新駆動交通発展の全体レイアウトを形成し、交通革新能力をステップアップさせる。
- 知的財産取引の主要方向は、北京市科研機関 → (京津冀) 大手内資企業 (交通業界企業)。
- 科研機関の代表例は、清華大学。

③【都市建設及び社会発展】

a) 知的財産取引概況

北京市都市建設及び社会発展の知的財産取引額は、業界全体の第3位を占める。



- ◇ 2015年の知的財産取引額：786.1億元。
- ◇ 2016年の知的財産取引額：774.1億元、増加速度は2%。

データ出所：北京市技術市場管理事務局

b) 知的財産取引業界の特徴

- 都市建設の知的財産取引の需要が高く、都市管理領域の発展中の重要需要に対し、都市管理領域のプロジェクト課題120項目、市級重大プロジェクト10項目以上を実行する。具体的には、都環境建設管理、生活ゴミ処理及び都市環境衛生管理、ガス/熱エネルギー輸送地下幹線関連の都市運行の保障、情報化都市管理等、都市管理領域の各方面の内容を含む。
- 北京市では都市管理分野の専門家データベースを構築している。現在の専門家データベースには専門学校、科研機関、業界協会及び企業等、計900人以上の専門家によって構成され、都市管理分野における科技発展にとって重要なマンパワーである。
- 知的財産取引の主要方向は、北京市大学科研機関 → 内資企業 (都市建設業界企業)
- 科研機関の代表例は、清華大学建築設計研究院有限公司

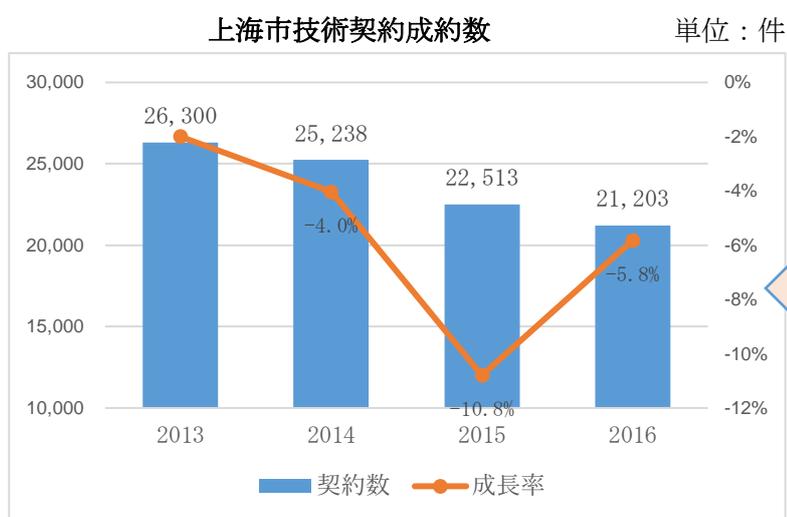
1.22 上海市における知的財産取引が盛んな産業

1.22-1 上海市知的財産取引全体概況

2013年から2016年の上海市の技術契約数の増加速度は低下傾向にあるが、契約額は高速成長態勢にあり、技術契約の平均成約額の増加速度も比較的高速である。

そのうち、技術契約額の増加速度が技術契約数の増加速度を上回っている。技術契約数の年間総合成長率は-6.9%で、技術契約額の年総合成長率は9.8%であり、技術契約の平均成約率は高速成長段階で、年間総合成長率は18.0%になる。

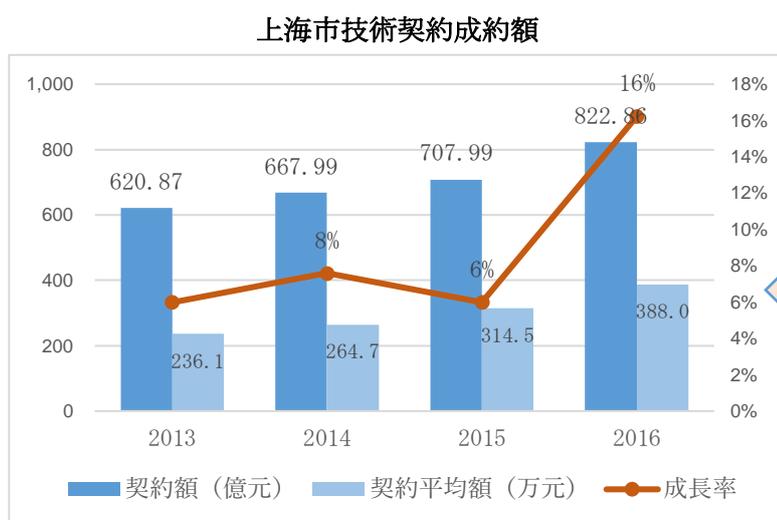
(1) 技術契約成約数の分析



- 2016年、上海市技術契約成約数は21,203本。
- 2013年から2016年の上海市技術契約数の増速は低下傾向で、年間総合成長率は-6.9%。

データ出所：上海市技術市場管理事務局

(2) 技術契約成約額の分析



- 2016年、上海市の技術契約成約額は823億円。
- 2016年、上海市技術契約平均成約額は400万元/本。
- 2013年から2016年の上海市技術契約成約額の年間総合成長率は9.8%。

データ出所：上海市技術市場管理事務局

1. 22-2 上海市知的財産取引業界状況

(1) 上海市知的財産取引業界概況

上海市知的財産取引のメイン業界は約 11 種類である。電子情報技術、航空宇宙工学、先端製造技術、バイオ医薬及び医療器材技術、新材料及びその応用、新エネルギー及び省エネ、核応用技術、農業技術等で、知的財産取引額の増加速度傾向を維持している業界は以下の通りである。

[表 1. 2] 知的財産取引額増加速度分析

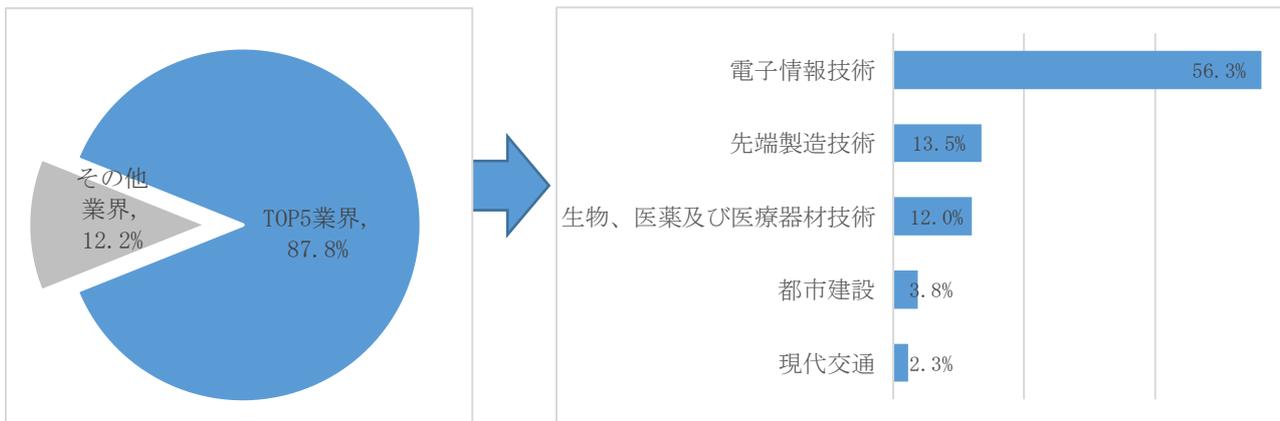
No.	業界名称	2016 年度増加速度
1.	電子情報技術	41%
2.	現代交通	17%
3.	都市建設	7%

データ出所：上海市技術市場管理事務局

上海市は知的財産取引 TOP5 業界の集中度が高く、全体取引額の約 87.8%を占める。

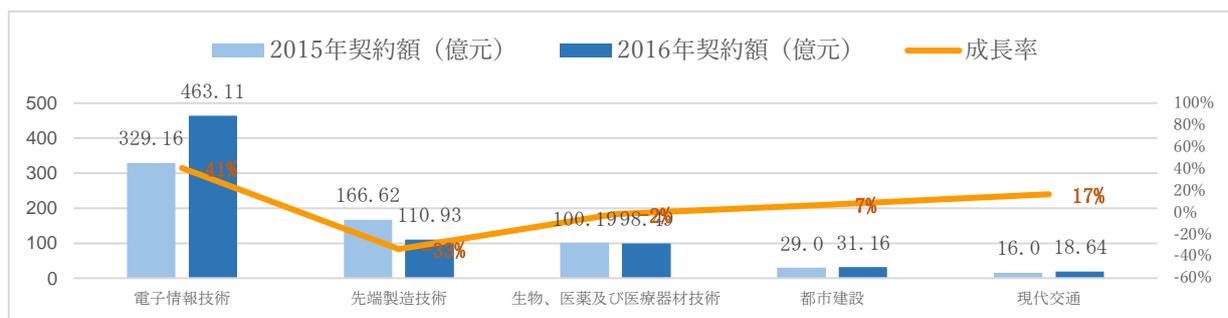
上海市知的財産取引 TOP5 業界の集中度

2016 年上海市知的財産取引額-業界別市場割合



データ出所：上海市技術市場管理事務局

2015-2016 年の上海京市知的財産取引業界分析



データ出所：上海市技術市場管理事務局

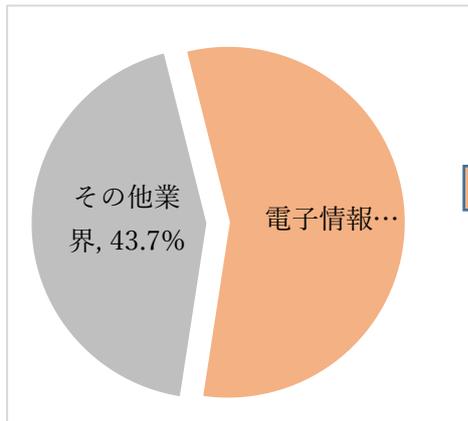
(2) 上海市知的財産取引-Top 3 業界分析

2016年、上海市における1千万元以上の技術契約は803件、成約額は684.67億元、そのうち億元以上の技術契約は62件で、成約額は487.82億元であった。上記1千万元以上の技術契約の内90%以上は電子情報、先端製造及びバイオ医薬及び医療器材技術領域で、該当領域への革新投入を拡大することで、上海市のハイテクノ産業の急速な発展を更にステップアップさせると考えられる。

①【電子情報技術】

a) 知的財産取引概況

上海市電材情報業界の知的財産取引額は、業界全体の第1位を占める。



- ◇ 2015年の知的財産取引額：329.16億元。
- ◇ 2016年の知的財産取引額：463.11億元、増加速度は41%。

データ出所：上海市技術市場管理事務局

b) 知的財産取引業界の特徴

- 上海市の電子情報製造業の2015年工業総生産額は6159.6億円で、成長率は13.7%と5年連続で成長している。
- 集積回路、新型ディスプレイを代表とした新情報技術産業が初期的な形成。
- 2015年の上海市における集積回路産業の売上額は851.6億元で、15.5%の成長となっている。産業規模、技術レベル産業チェーン等の領域では全国業界全体をリードしており、先駆けて産業発展方向を代表するAM-OLED領域で産業化できた。上海市では、中芯国際や和輝光電二期、華力マイクロ電子二期等、産業発展方向への重要プロジェクトが定着した。
- 電子情報製造技術の投入投資も継続成長し、著しい革新成果を上げている。
- 企業研究開発への投入も毎年増加している。2011年から2015年まで上海市における電子情報製造業の一定規模以上の企業、その研究開発投入(R&D)経費支出が50億元から87.9億元まで増加し、R&Dと主要営業収入の割合も0.75%から1.34%まで増加。2011年から2015年の上海

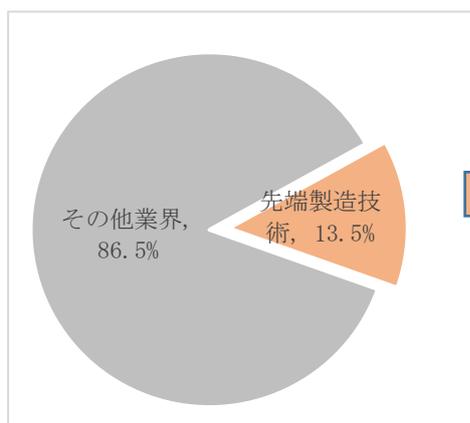
市の電子情報製造業の新商品販売収入と主要業務収入の割合も 13.6%から 14.5%まで増加している。

- 知的財産取引の主要方向は、①科研機関→ 大手内資企業、②科研機関+国内投資企業→ 大手内資企業。
- 科研機関の代表例は、上海交通大学。

②【先端製造技術】

a) 知的財産取引概況

上海市先端製造技術業界の知的財産取引額は、業界全体の第 2 位を占める。



- ◇ 2015 年の知的財産取引額 : 166.62 億元。
- ◇ 2016 年の知的財産取引額 : 110.93 億元、
発展速度は-33%低下。

データ出所 : 上海市技術市場管理事務局

b) 知的財産取引業界の特徴

- 上海では戦略性新興産業をリードし、先端製造業を支柱とした新型産業体系が構築されている。上海の先端製造技術産業は現在、発展の構築段階にあり、知的財産取引はまだ安定した成長ではないものの、基本取引規模は 100 億元以上を維持している。
- 上海では一部の一般製造業が長江デルタ地区周辺地域、中西部地域に移行すると同時に、先端製造業の中心競争力を重点的に強化し、さらなる先端製造業群を郊外で展開させている。
[浦東]を重点的に先端製造業及びハイテクノロジー産業群に構築する。張江高科技園区、金橋開発区、外高橋保稅区等の区域を中心にマイクロ電子及び情報、バイオ医薬及び漢方薬、光電子、乗用車及び部品、半導体部品、造船等をメインとした産業基地を構築する。
[嘉定]工業区に 40 件以上の先端製造業の実体経済プロジェクトを保有し、半数以上が嘉定区を中心に「先端スマート製造及びロボット、新エネルギー自動車、集積回路及び物聯網、機能性医療設備及び精密医療」の 4 つの戦略新興産業を展開する。

[松江]の先端製造業は大型スマート企業で1,000坪以上の住宅用地を先端製造業プロジェクト用地に調整する。優先的にロボット、スマート安全防犯、新型情報技術、新材料等のプロジェクトの需要を満足させる。

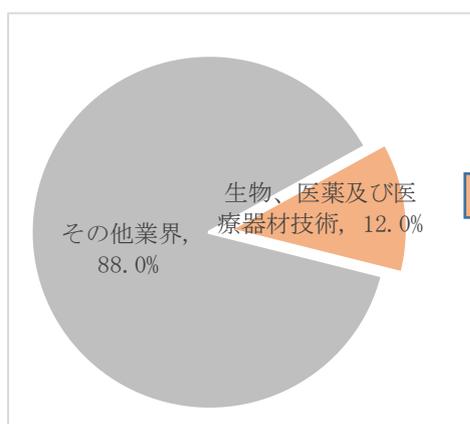
[閔行]ではスマート製造、スマート電気ネットワーク、バイオ医薬、先端医療設備、新エネルギー自動車等の産業を展開する。

- ・ 知的財産取引の主要方向は、①科研機関 → (上海を中心とする華東地域) 大手内資企業、②科研機関+内資企業 → (他省) 大手/中型内資企業。
- ・ 科研機関の代表例は、上海交通大学。

③ 【バイオ医薬及び医療器材技術】

a) 知的財産取引概況

上海市バイオ医薬及び医療器材技術の知的財産取引額は、業界全体の第3位を占める。



- ◇ 2015年の知的財産取引額: 100.19億元。
- ◇ 2016年、知的財産取引額: 98.49億元、発展速度は-2%低下。

データ出所: 上海市技術市場管理事務局

b) 知的財産取引業界の特徴

- ・ バイオ医薬産業は上海市の5つの10万億元レベルの支柱産業の一つで、重点的に発展させていく戦略新興産業でもある。バイオ医薬産業の発展は、上海の産業構成の最適化へのレベルアップを促進し、新能力の育成と発展にも重要な意味を持つ。
- ・ 上海のバイオ医薬産業は現在発展調整段階にあり、伝統、ローエンドな化学薬品製造から、ハイテクノロジーバイオ製薬及び先端医療設備の製造へと加速転化している。先端革新商品の研究開発と生産面で突破を図り、2020年の上海市バイオ医薬産業新能力面で全国をリードしトップの座を維持し、主要業務収益が3,800億元以上を実現させる。アジア太平洋地域におけるバイオ医薬産業の先端商品研究開発センター、製造センター、外注及びサービスセンターとグローバル資源配置能力を兼備する現代薬品流通体系をほぼ構築できる。

- 上海におけるバイオ医薬業界では、その革新成果による現地化転化及び産業化効果は少なく、プラットフォームの能力はまだ完全に発揮されていない。上海バイオ医薬領域は強力な研究科発優位性を持つが、産業発展のスピードは他省と比べ停滞がみられる。その主な原因は、企業の発展に必要な土地空間が少なく、人員コストが高く、上海での成果の当地転化及び産業化には問題が存在することである。成果転化は、科技成果が実験室から市場へ進出できるキーポイントである。実験室成果はさらなる開発及び検証を経てから企業に受け入れられる。そこでバイオ医薬プラットフォームは新薬研究開発した各専門人材を有しているため、プラットフォームを利用したバイオ生物医薬の初期成果の評価、検証及び転化サービスを提供することで上海の一部バイオ医薬の初期成果を当地転化を大幅に推進できる。
- 上海市の一部革新薬物には定着場所がなく、他省に移行し産業化するしている。例えば Allist 製薬会社の新型高血圧薬品アリサタンは深圳で産業化転化した。数種類新薬知的財産を持つ上海和記黄埔、叡星遺伝子、建能隆、亜生等の企業は生産基地を蘇州、北京及び泰州等の場所に定着している。新薬物のアクセラレーター及び抗体薬品の委託生産(CMO)を加速建設することは、革新成果を当地生産に転化するメリットになる。
- 知的財産取引の主要方向は、①企業科研 → (上海市外) 大型/中型内資企業、②科研機関+内資/外資企業 → (上海市外) 大型/中型内資/外資企業。
- バイオ医薬業界では知的財産取引主体は上海市外に流れ、上海市外で技術転化及び産業化することが主流な方向になる。

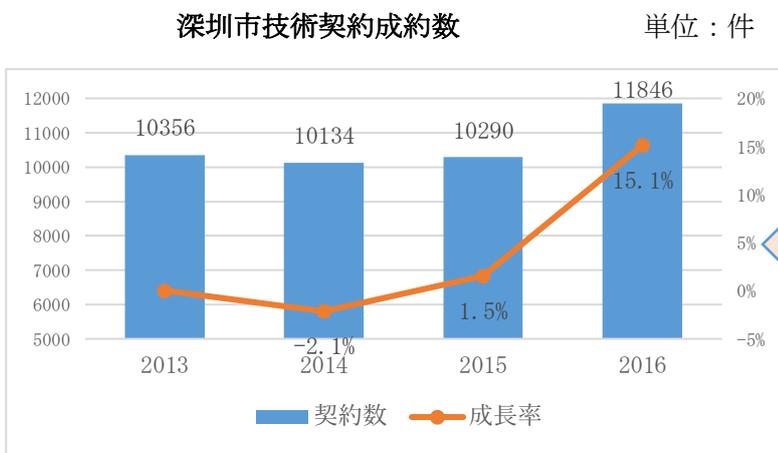
1.23 深圳市における知的財産取引が盛んな産業

1.23-1 深圳市知的財産取引全体概況

2013年から2016年の深圳市技術契約数は波状成長傾向で、同期契約額も高速成長状態にあり、技術契約の平均成約額も急速に増加している。

そのうち、技術契約額の増加速度が技術契約数の増加速度を上回っている。技術契約数の年間総成長率は4.6%で、技術契約額の年総成長率は17.8%である。技術契約の平均成約率は高速成長段階で、年間統合成長率は12.6%になる。

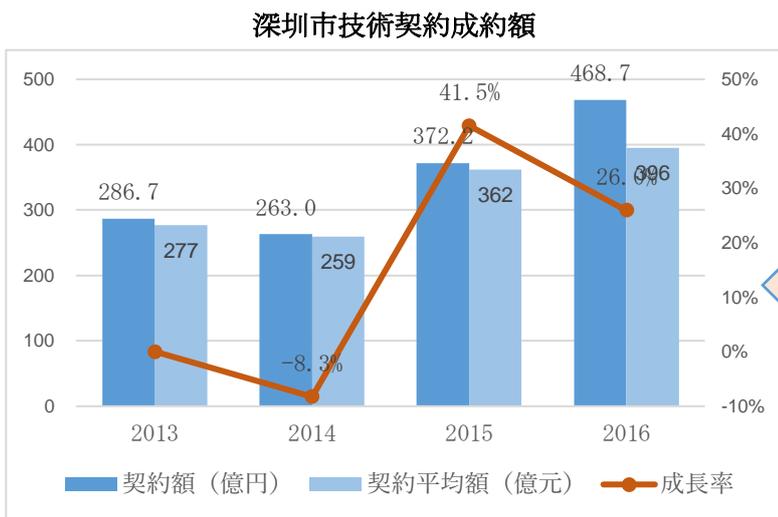
(1) 技術契約成約数の分析



- 2016年、深圳市技術契約成約数は11,846本。
- 2013年から2016年の深圳市技術契約数は波状成長傾向にあり、年間総成長率は4.6%。

データ出所：深圳市科技革新委員会

(2) 技術契約成約額の分析



- 2016年、深圳市技術契約成約額は469億元。
- 2016年、深セン市技術契約平均成約額は約400万元/本。
- 2013年から2016年の深圳市技術契約成約額成長の年間総成長率は17.8%。

データ出所：深圳市科技革新委員会

1. 23-2 深圳市知的財産取引業界状況

(1) 深圳市知的財産取引業界概況

深圳市知的財産取引のメイン業界順位

No.	深圳市知的財産取引業界名称
1.	電子情報技術
2.	先端製造技術
3.	バイオ医薬及び医療器材技術
4.	都市建設及び社会発展
5.	新材料及びその応用
6.	新エネルギー及び省エネ
7.	農業技術
8.	航空宇宙工学
9.	現代交通
10.	環境保護及び資源総合利用技術
11.	核応用技術

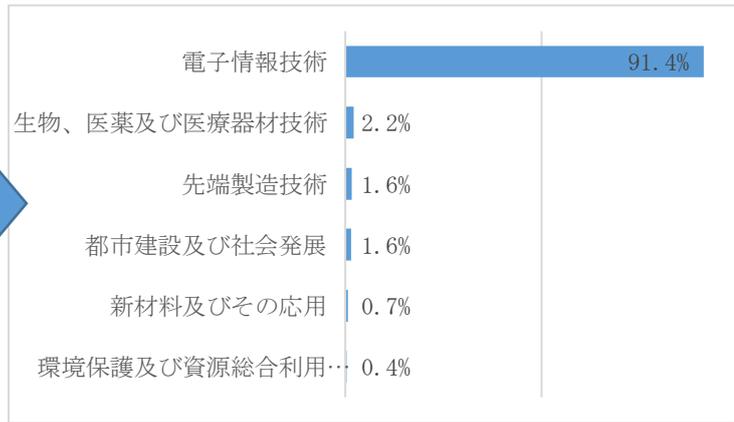
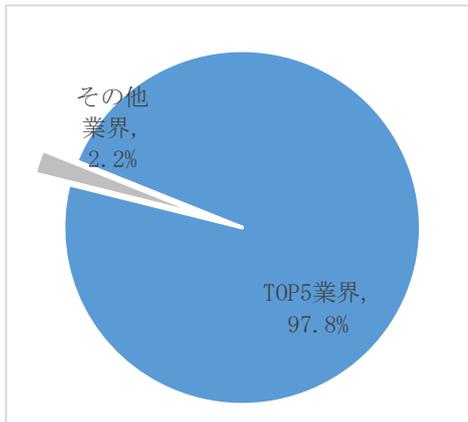
その中で知的財産取引額の増加速度の傾向の業界は以下の通りである。

No.	業界名称	2016年度増加速度
1.	電子情報技術	28%
2.	先端製造技術	10%
3.	新材料及びその応用	7%

深圳市知的財産取引 TOP5 業界の密集度が高く、全体取引額の約 97.8%を占める。

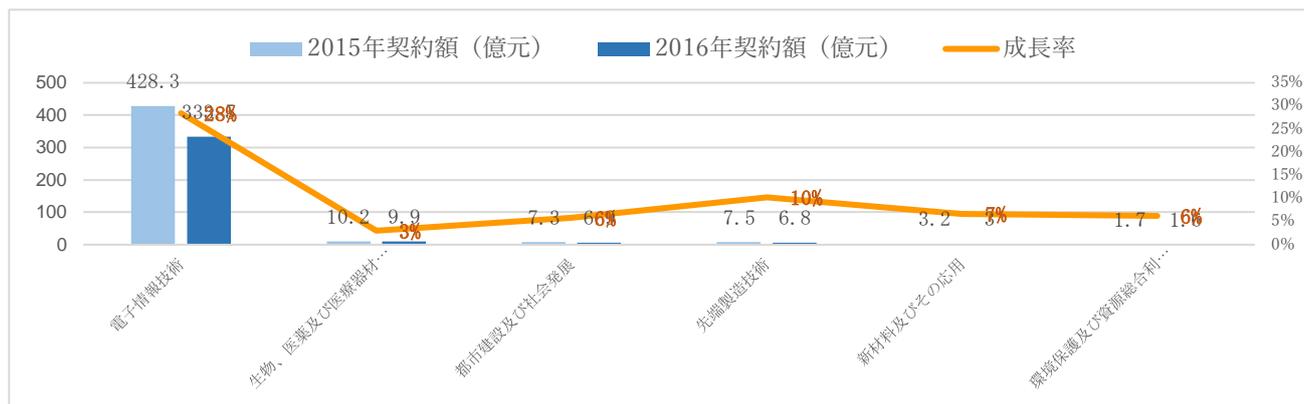
深圳市知的財産取引 TOP5 業界の密集度

2016年深圳市知的財産取引額-業界別市場割合



データ出所：深圳市科技革新委員会

2015～2016年の深圳市知的財産取引業界分析



データ出所：深圳市科技革新委員会

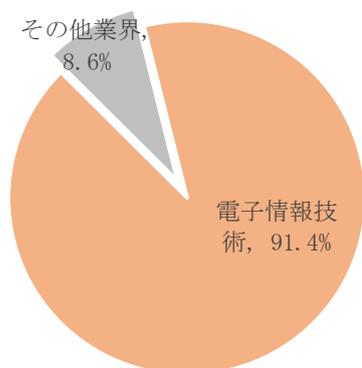
(2) 深圳市知的財産取引-業界分析

深圳市の知的財産取引業界は、電子情報技術業界に独占されている。

①【電子情報技術】

a) 知的財産取引概況

深圳市電材情報業界の知的財産取引額は、業界全体の第1位を占める。



- ◇ 2015年の知的財産取引額：333.5億元。
- ◇ 2016年の知的財産取引額：428.3億元、増加速度は28%。

データ出所：深圳市科技革新委員会

b) 知的財産取引業界特徴

- ・ 深圳市電子情報業界の細分業界
 - ◇ コンピューターソフトウェア
 - ◇ マイクロ電子及び光電子
 - ◇ デジタルメディア
 - ◇ 通信技術
 - ◇ コンピューターハードウェア
 - ◇ コンピューターネットワーク

- 深圳市は電子情報産業の要衝で、深圳の電子情報産業は全国の1/6の生産額を占める。産業規模は全国大/中都市において1位であり、深圳の主要支柱産業である。また、深圳の電子情報産業は初期の国家電子情報産業基地の1つであり、中国電子産業の急速な発展をリードしている。
- 2016年の深圳の電子情報製造業生産額は1.6万億元で、同期より7%成長した。規模以上の工業成長額は4393.5億元で、深圳市規模以上の工業成長額の61%を占める。2016年のソフトウェアサービス業の収益は5196.7億元で、15%以上の増加速度を維持し、輸出額は224.3億ドルで同期より4.3%成長した。
- 深圳市電子情報企業のうち、ハイテクノロジー企業は500社あり、そのうち、生産額が10億元以上の企業が66社以上、100億元以上の企業8社、500億元以上の企業が3社ある。深圳は完璧な電子情報産業チェーンを保有し、一部の大手企業は国内のみならず、海外市場でも巨大な競争力を有している。例えば、HUAWEIは世界最大の通信設備メーカーで、華星光電は世界第5位の液晶パネルプロバイダである。また、フォックスコン、HUAWEI、ZTE等大手電子情報企業も含まれる。
- 知的財産取引の特徴
 - ◇ 電子情報産業の細分産業の内、コンピューターソフトウェア及びマイクロ電子/光電子業界が主力である。2015年のコンピューターソフトウェア取引額は16.9億元、マイクロ電子/光電子業界は11.49億元で、合計割合は54.23%である。
 - ◇ 主体を移行し、企業がメインになっている。電子情報技術出力側は深圳市企業の全体技術契約取引数/額の90%以上で、全国の平均レベルを上回る。技術出力は内資企業、海外企業がメインで、そのうち、内資企業が占める技術出力取引額の割合は全国平均レベル以下であるが、海外企業の技術出力の成長が早く、技術取引額割合の50%以上を占め、全国の平均レベルを遥かに上回ることで、深圳市の内資企業の自主革新意識及び能力の強化が必要である。
 - ◇ グローバル技術移行の迅速成長
 - [グローバル技術の導入]

2015年、深圳市が導入した国際技術の数量は減少傾向にあるが、総額はなお急速な成長傾向にあり、導入技術は計497件で、同期より3.9%減少した。査定技術取引額は246.34億元で、同期より99.7%成長した。そのうち、397件は電子情報領域の先端技術で、同期より7.7%減少、査定技術取引額は233.73億元で、同期より105.5%成長した。
 - [グローバル技術の輸出]

2015年、深圳市が輸出した技術も主に電子情報技術領域、特にコンピューターソフトウ

ウェア、デジタルメディア技術、通信技術及びマイクロ電子技術がメインで、前年度の電子情報技術領域の技術輸出契約数は 342 件で、査定技術取引額は 10.88 億元である。

上記内容を統合すると深圳市は電子情報技術を体表とするハイテクノロジー産業面で強力な競争力を持ち、グローバル価値チェーンでもその影響力が見えている。

1.3 知的財産に関する税制政策

2013年から2017年に、中国では技術革新及び創業企業の生命周期の全体を定義し、生命周期における各段階別の徴税優遇政策を制定した。

創業就業類プラットフォームの徴税優遇政策は、以下の通りである。

1.31 企業創業初期の徴税優遇

(1) インキュベーター(科技企业)の徴税優遇(増値税免除)

優遇税制	科技企业インキュベーター(イノベーションセンターを含む)の増値税免除
優遇対象	科技企业インキュベーター(イノベーションセンターを含む)
優遇内容	2016年5月1日から科技企业インキュベーター(イノベーションセンターを含む)が新生企業に貸出した場所、不動産及び提供したサービス収益に対し、増値税を免除する。
優遇条件	<p>【「科技企业インキュベーター」の適合条件】</p> <p>① インキュベーターは、国家級科技企业インキュベーターという条件に適合すること。国务院科技行政管理部署が国家級科技企业インキュベーターの初期リストを発表する。</p> <p>② インキュベーターが企業に貸出した賃貸場所、不動産及び提供したサービス収益について、財務上独立清算を行う。</p> <p>③ インキュベーターが新生企業に提供した使用場所の面積(共同サービス区域を含む)は、インキュベーター自主支配場所面積の75%以上(75%を含む)を占めること。新生企業数量はインキュベーター内企業全数の75%以上(75%を含む)を占めること。</p>
政策出所	『財政部国家税務総局の科技企业インキュベーター税收政策に関する通知』(財税〔2016〕89号)

(2) インキュベーター(科技企业)徴税優遇(不動産税、都市土地使用税を免除)

優遇税制	科技企业インキュベーターの不動産税を免除 科技企业インキュベーターの都市土地使用税を免除
優遇対象	科技企业インキュベーター
優遇内容	2016年1月1日～2018年12月31日までの期間に、条件に適合する科技企业イン

	<p>キュベーターの自己使用及び無償或は貸出などの方法で申請企業に提供した不動産に対し、不動産税を免除する。</p> <p>2016年1月1日～2018年12月31日までの期間に、条件に適合する科技企业インキュベーターの自己使用及び無償或は貸出などの方法で申請企業に提供した土地に対し、都市土地使用税を免除する。</p>
優遇条件	<p>【優遇政策待遇に適合する「科技企业インキュベーター」の条件】</p> <p>① インキュベーターは国家級科技企业インキュベーター条件に適合すること。</p> <p>② インキュベーターが企業に貸出した賃貸場所、不動産及び提供したサービス収益に対し、財務上独立清算を行う。</p> <p>③ インキュベーターが新生企業に提供した使用場所の面積(共同サービス区域を含む)は、インキュベーター自主支配場所面積の75%以上(75%を含む)を占めること。新生企業数量はインキュベーター内企業全数の75%以上(75%を含む)を占めること。</p> <p>【「科技企业インキュベーター」適合条件】</p> <p>① 企業登録場所及び主要研究開発内容、事務所は必ずインキュベーターの区域内であること。</p> <p>② 新規登録企業或はインキュベーター入居を申請した企業の設立期間が2年以内であること。</p> <p>③ 企業のインキュベーター内での期間は48カ月を超えないこと。『革新人材推進計画』及び『海外ハイレベル人材導入計画』に納入された人材、あるいはバイオ医薬、集積回路デザイン、現代農業等の特殊領域の創業企業は60カ月を超えないこと。</p> <p>④ 『中小企業劃型標準規定』で規定された小型、超小型企業の区分標準に適合すること。</p> <p>⑤ 単一企業入居時の使用場所面積は1,000㎡を超えないこと。航空宇宙工学などの特殊領域の申請企業の面積は3,000㎡を超えないこと。</p> <p>⑥ 企業製品(サービス)が『国家重点支援の高新技術領域』の規定範囲内であること。</p>
政策出所	『財政部国家税務総局の科技企业インキュベーター税收政策に関する通知』(財税[2016]89号)

(3) インキュベーター（非営利性組織）の徴税優遇（企業所得税免除）

優遇税制	非営利性組織条件に適合するインキュベーターの収益の企業所得税を免除
優遇対象	科技企业インキュベーター
優遇内容	企業所得税免除
優遇条件	<p>【「非営利性組織」の適合条件】</p> <p>① 国家の関連法律法規に基づき、設立あるいは登録した事業体、社会団体、ファンド、民営非営利性企業体、宗教活動場所及び財政部、国家税務総局が認定したその他組織。</p> <p>② 獲得した課税種乳及びその他関連コスト、費用、損失は徴税免除収入及びその他関連コスト、費用損失と仕分けて清算を行う。</p> <p>【「科技企业インキュベーター」の適合条件】</p> <p>① インキュベーターは、国家級科技企业インキュベーター条件に適合すること。国务院科技行政管理部署が国家級科技企业インキュベーターの初期リストを発表する。</p> <p>② インキュベーターが企業に貸出した賃貸場所、不動産及び提供したサービス収益について、財務上独立清算を行う。</p> <p>③ インキュベーターが新生企業に提供した使用場所の面積(共同サービス区域を含む)は、インキュベーター自主支配場所面積の75%以上(75%を含む)を占めること。新生企業数量はインキュベーター内企業全数の75%以上(75%を含む)を占めること。</p>
政策出所	<p>① 『財政部国家税務総局の非営利性組織の免税資格認定管理関連問題に関する通知』（財税〔2014〕13号）</p> <p>② 『財政部国家税務総局の科技企业インキュベーター税收政策に関する通知』（財税〔2016〕89号）</p>

(4) 大学科技园（国家級）徴税優遇（増値税免除）

税制政策	国家級大学科技园の増値税免除
優遇対象	国家級大学科技园
優遇内容	2016年5月1日から国家級大学科技园が新生企業に貸出した場所、不動産及び提供したサービス収益について、増値税を免除する。
優遇条件	① 国家級大学科技园の適合条件に基づき、国务院科技行政管理部署にて国家級大学

	<p>科技园のリストを発表する。</p> <p>② 科技园が企業に貸出した賃貸場所、不動産及び提供したサービス収益について、財務上独立清算を行う。</p> <p>③ 科技园が新生企業に提供した使用場所の面積(共同サービス区域を含む)は、科技园自主支配場所面積の60%以上(60%を含む)を占めること。新生企業数量は科技园内企業全数の75%以上(75%を含む)を占めること。</p>
政策出所	『財政部国家税務総局の国家級大学科技园税收政策に関する通知』(財税〔2016〕98号)

(5) 大学科技园(国家級) 徴税優遇(不動産税、都市土地使用税を免除)

税制政策	国家級大学科技园の不動産税/都市土地使用税を免除
優遇対象	国家級大学科技园
優遇内容	<p>2016年1月1日～2018年12月31日の期間に、条件に適合する国家級大学科技园の自己使用及び無償あるいは貸出などの方法で申請企業に提供した不動産について、不動産税を免除する。</p> <p>2016年1月1日～2018年12月31日の期間に、条件に適合する国家級大学科技园の自己使用及び無償、あるいは貸出などの方法で申請企業に提供した土地について、都市土地使用税を免除する。</p>
優遇条件	<p>【優遇政策待遇に適合する国家級大学科技园の条件】</p> <p>① 科技园は国家級大学科技园の条件に適合すること。国务院科技行政管理部署にて国家級大学科技园のリストを発表する。</p> <p>② 科技园が企業に貸出した賃貸場所、不動産及び提供したサービス収益について、財務上独立清算を行う。</p> <p>③ 科技园が新生企業に提供した使用場所の面積(共同サービス区域を含む)は、科技园自主支配場所面積の60%以上(60%を含む)を占めること。新生企業数量は科技园内企業全数の75%以上(75%を含む)を占めること。</p> <p>【「新生企業」適合条件】</p> <p>① 企業登録場所及び主要研究開発内容、事務所は必ず科技园の区域内であること。</p> <p>② 新規登録企業或は科技园入居を申請した企業の設立期間が3年以内であること。</p> <p>③ 企業の科技园内での期間は48カ月を超えないこと。海外ハイレベル人材或はバイオ医薬、集積回路デザイン等の特殊領域の創業企業は60カ月を超えないこと。</p>

	<p>④ 『中小企業劃型標準規定』で規定された小型、超小型企業の区分標準に適合すること。</p> <p>⑤ 単一企業入居時の使用場所面積は1,000 m²を超えないこと。航空宇宙工学、現代農業などの特殊領域の申請企業の面積は3,000 m²を超えないこと。</p> <p>⑥ 企業製品(サービス)が『国家重点支援の高新技術領域』の規定範囲内であること。</p>
政策出所	『財政部国家税務総局の国家級大学科技园税收政策に関する通知』(財税〔2016〕98号)

(6) 国家級大学科技园(非営利性組織)の徴税優遇(企業所得税免除)

税制政策	非営利性組織条件に適合する国家級大学科技园の収益の企業所得税を免除
優遇対象	国家級大学科技园
優遇内容	企業所得税免除
優遇条件	<p>【「非営利性組織」の適合条件】</p> <p>① 国家の関連法律法規に基づき、設立あるいは登録した事業体、社会団体、ファンド、民営非営利性企業体、宗教活動場所及び財政部、国家税務総局が認定したその他組織。</p> <p>【「新生企業」適合条件】</p> <p>① 企業登録場所及び主要研究開発内容、事務所は必ず科技园の区域内であること。</p> <p>② 新規登録企業或は科技园入居を申請した企業の設立期間が3年以内であること。</p> <p>③ 企業の科技园内での期間は48カ月を超えないこと。海外ハイレベル人材或はバイオ医薬、集積回路デザイン等の特殊領域の創業企業は60カ月を超えないこと。</p> <p>④ 『中小企業劃型標準規定』で規定された小型、超小型企業の区分標準に適合すること。</p> <p>⑤ 単一企業入居時の使用場所面積は1,000 m²を超えないこと。航空宇宙工学、現代農業などの特殊領域の申請企業の面積は3,000 m²を超えないこと。</p> <p>⑥ 企業製品(サービス)が『国家重点支援の高新技術領域』の規定範囲内であること。</p>
政策出所	<p>① 『財政部国家税務総局の非営利性組織の免税資格認定管理関連問題に関する通知』(財税〔2014〕13号)</p> <p>② 『財政部国家税務総局の国家級大学科技园税收政策に関する通知』(財税〔2016〕98号)</p>

1.32 企業成長期の徴税優遇

(1) 科技型中小企業の徴税優遇（研究開発費用の追加控除割合の向上）

税制政策	科技型中小企業の研究開発費用の追加控除割合の向上
優遇対象	科技型中小企業
優遇内容	<p>科技型中小企業が研究開発活動を展開する際に実際に発生した研究開発費用について、2017年1月1日～2019年12月31日の期間中、以下の優遇措置を講じる。</p> <p>① 未成形の無形資産は当期損益に記録すべきであり、規定に基づき、実費控除の上、実際発生額の75%を税込み金額で追加控除する。</p> <p>② 成形した無形資産は無形資産コストの175%を税込み金額で償却する。</p>
優遇条件	<p>【科技型中小企業の適合条件】</p> <p>① 中国国内（香港、マカオ、台湾地域は除外）で登録した住民企業。</p> <p>② 職員全数が500人以下、年間売上総額が2億元未満、資産総額が2億元以下であること。</p> <p>③ 企業が提供する商品及びサービスが国家规定上禁止、制限、淘汰されていないこと。</p> <p>④ 企業申告時、前年度及び当年年内に重大安全、重大品質事故及び嚴重な環境違法、科研で深刻な信用不良行為がなく、企業が経営移譲リスト及び嚴重違法信用不良企業リストに登録されていないこと。</p> <p>⑤ 科技型中小企業評価指標に基づいた総合評価得点が60点以上であること。科技関係者の指標が0点ではないこと。</p> <p>⑥ 科技型中小企業の研究開発費用の税込み金額追加控除政策のその他政策は『財政部 国家税務総局科技部の研究開発費用税前追加控除政策完備に関する通知』（財税〔2015〕119号）の規定により実行する。</p> <p>【上記①～⑥項の条件に適合する企業で、同時に以下条件中の任意1項に適合する場合、直に科技型中小企業条件に適合すると見なす。】</p> <p>① 有効期間内のハイテクノロジー企業資格証書を保有すること。</p> <p>② 最近5年以内に国家級科技奨励を獲得済みであること。なお、獲得企業のトップ3位内に入っていること。</p> <p>③ 省部級以上の研究開発期間の認定を取得済みであること。</p> <p>④ 最近5年以内に自主で国際標準、国家標準或は業界標準を制定したことがある。</p>
政策出所	① 『財政部国家税務総局科技部の研究開発費用税前追加控除政策完備に関する通

	<p>知』（財税〔2015〕119号）</p> <p>② 『財政部国家税務総局科技部のハイテクノロジー中小企業の研究開発費用税前追加控除比例に関する通知』（財税〔2017〕34号）</p> <p>③ 『国家税務総局のハイテクノロジー中小企業の研究開発費用税前追加控除比例問題に関する公告』（国家税務総局公告2017年第18号）</p> <p>④ 『科技部財政部国家税務総局発表の〈科技型中小企業評価方法〉に関する通知』（国科發政〔2017〕115号）</p>
--	---

(2) 科技成果転化の徴税優遇（増値税免除）

税制政策	技術譲渡、技術開発及び関連技術コンサルタント、技術サービスは増値税免除
優遇対象	技術譲渡、技術開発及び関連技術コンサルタント、技術サービスを提供した納税者
優遇内容	納税者が提供した技術譲渡、技術開発及び関連技術コンサルタント、技術サービスの増値税を免除する。
用語説明	<p>「技術譲渡」、「技術開発」とは、「販売サービス、無形資産、不動産注釈」での「技術譲渡」、「研究開発サービス」範囲内の業務活動である。</p> <p>「技術コンサルタント」とは、特定技術項目で提供する可能な論証、技術予測、テーマ技術調査、分析評価報告などの業務活動である。</p>
優遇条件	<p>① 技術譲渡、技術開発と関連する技術コンサルタント、技術サービスとは譲渡側（或は受託側）が技術譲渡或は開発契約書の規定により、譲渡側（或は委託側）に譲渡（あるいは委託開発）した技術を把握させるために提供する技術コンサルタント、技術サービス業務であり、この部分の技術コンサルタント、技術サービスの費用は技術譲渡或は技術開発費用と同じ領収証に記載すること。</p> <p>② 納税者は増値税免除申請時に必ず技術譲渡、開発の書面契約書を持参し、納税者所在地の省級科技管理部署にて認定を行い、関連書面契約書及び科技管理部署の審査意見証明書類を税務機関に提出し審査を受けること。</p>
政策出所	『財政部国家税務総局の全面的に営業税を増値税への改徴試行に関する通知』（財税〔2016〕36号）（別途添付3『営業税を増値税への改徴試行過渡政策の規定』）

(3) 科技成果転化の徴税優遇（企業所得税免除）

税制政策	技術譲渡の企業所得税免除
優遇対象	<p>技術譲渡の住民企業。「住民企業」とは、中国の法律法規に基づき、国内で設立あるいは実際管理機関、総機関が中国国内に所在する企業のことである。</p> <p>税法原案での住民企業とは、中国法律法規に基づき、国内で設立あるいは実際管理機関が中国国内に所在する企業のことである。</p>
優遇内容	<p>一つの納税年度内での住民企業の技術譲渡による所得が、500 万元を超えない部分の企業所得税を免除する。500 万元を超える部分については、企業所得税の半額を徴税する。</p>
優遇条件	<ol style="list-style-type: none"> ① 優遇待遇を受ける技術譲渡主体は、企業所得税法で定められた住民企業であること。 ② 技術譲渡主体は住民企業であること。 ③ 技術譲渡は財政部、国家税務総局の規定範囲内であること。 ④ 中国国内で技術譲渡する場合、省級以上の科技部門の認定を受けること。 ⑤ 海外で技術譲渡をする場合、省級以上の商務部門の認定を受けること。 ⑥ 国務院税務管理部署で規定したその他条件。
政策出所	<ol style="list-style-type: none"> ① 『中華人民共和国企業所得税法』（中華人民共和国主席令第 63 号） ② 『中華人民共和国企業所得税法实施条例』（中華人民共和国国務院令第 512 号） ③ 『財政部国家税務総局の住民企業技術譲渡関連企業所得税問題に関する通知』（財税〔2010〕111 号） ④ 『財政部国家税務総局の国家自主革新示範区関連市況政策を全国範囲での実施推進に関する通知』（財税〔2015〕116 号） ⑤ 『国家税務総局の技術譲渡企業所得税免除の問題に関する公告』（国家税務総局公告 2013 年第 62 号） ⑥ 『技術譲渡企業所得税関連問題に関する公告』（国家税務総局公告 2015 年第 82 号） ⑦ 『国家税務総局の技術譲渡企業所得税軽減関連問題に関する通知』（国税函〔2009〕212 号）

(4) 科研機関の革新人材徴税優遇

税制政策	科研機関、大学債券奨励に関する個人所得税延期納税
優遇対象	科研機関、大学で職務の科技成果転化によって債券或は出資割合等の債券形式で奨励を獲得できた個人
優遇内容	1999年7月1日から科研機関、大学で職務科技成果の転化によって株、あるいは出資割合等の債券形式で個人に対し奨励を与える場合、奨励を受領した個人は暫定で個人所得税を納税しない。債券、出資割合によりボーナス取得或は債権譲渡し、出資割合に応じて所得を取得できた場合、法律の規定により個人所得税を納税すること。
優遇条件	個人が科研機関、大学で職務科技成果の転化により債券、あるいは出資割合等の債券形式で奨励を受けた場合。
政策出所	① 『科技成果転化の促進関連の徴税政策に関する通知』（財税字〔1999〕45号） ② 『国家税務総局の科技成果転化の促進関連の個人所得税問題に関する通知』（国税発〔1999〕125号）

(5) ハイテクノロジー企業技術関係者の徴税優遇

税制政策	ハイテクノロジー企業技術関係者への債券奨励に関する個人所得税分割納税
優遇対象	ハイテクノロジー企業技術関係者
優遇内容	ハイテクノロジー企業の科技成果転化により、当企業の関連技術関係者に債券形式で奨励する。個人が一括で納税することは厳しい為、実際状況により分割納税計画を制定し、5年以内に(5年を含む)分割で納税すること。
優遇条件	① 債券奨励を行う企業は、帳簿納税及び省級ハイテクノロジー企業認定管理機関の認定を受けたハイテクノロジー企業であること。 ② 必ず科技成果転化実施時の債券奨励に属すること。 ③ 奨励対象は関連技術関係者であること。 ④ 技術関係者は自己で分割納税計画を制定し、企業の債券奨励を受けた翌月の15日以内に関連税務機関にて分割納税登録手続きをすること。 ⑤ 一括で個人所得税納税が厳しい個人。
政策出所	『財政部国家税務総局の国家自主革新示範区関連市況政策を全国範囲での実施の推進に関する通知』（財税〔2015〕116号） 『国家税務総局の債券奨励及び株譲渡の個人所得税徴税関連問題に関する公告』（国家税務総局公告2015年第80号）

1.33 企業成熟期の徴税優遇政策

(1) ハイテクノロジー企業の徴税優遇（企業所得税）

税制政策	ハイテクノロジー企業の企業所得税軽減
優遇対象	国家重点支援のハイテクノロジー企業
優遇内容	国家重点支援のハイテクノロジー企業の企業所得税の徴税税率を 15%に軽減して徴税する。
用語説明	「ハイテクノロジー企業」とは、「国家重点支援のハイテクノロジー領域」内で継続的に研究開発及び技術成果転化を進行し、企業のコア知的財産を形成し、これをもとに営業活動を展開する中国境内(香港、マカオ、台湾地域は除外)に登録された住民企業である。
優遇条件	<p>① ハイテクノロジー企業は、各省(自治区、直轄市、計画単列市)科技行政管理部署及び同級財政、税務部署で構成されたハイテクノロジー企業認定管理機関の認定を獲得すること。</p> <p>② 認定申請企業は企業成立1年以上であること。</p> <p>③ 企業は自主研究開発、譲渡、合併等の方法で企業の主要製品(サービス)に対し、技術上コア支持作用を初規できる知的財産の所有権を獲得すること。</p> <p>④ 企業の主要製品(サービス)が発揮したコア支持作用の技術は「国家重点支援のハイテクノロジー領域」の規定範囲内であること。</p> <p>⑤ 企業内の研究開発及び関連技術革新活動に参加する科技関係者の割合が、企業当年従業員全体の10%以上であること。</p> <p>⑥ 企業の最近3年の会計年度(実際経営期間が3年未満の場合実際経営年度数で計算)内での研究開発費用総額の割合が、同期売上総額の該当割合要求に適合すること。</p> <p>⑦ 最近1年間のハイテクノロジー製品(サービス)の収益割合が、同期企業総売上の60%以上であること。</p> <p>⑧ 企業革新能力評価が相応要求に達すること。</p> <p>⑨ 企業の認定申請前の1年以内に重大安全事故、重大品質事故あるいは深刻な環境違法行為がないこと。</p>
政策出所	<p>① 『中華人民共和国企業所得税法』(中華人民共和国主席令第63号)</p> <p>② 『中華人民共和国企業所得税法实施条例』(中華人民共和国国务院令第512号)</p> <p>③ 『財政部国家税務総局のハイテクノロジー企業海外所得適用税率及び徴税軽減</p>

	<p>問題に関する通知』(財税〔2011〕47号)</p> <p>④ 『科技部財政部国家稅務總局發表の〈ハイテクノロジー企業認定管理方法〉に関する通知』(国科發〔2016〕32号)</p> <p>⑤ 『科技部財政部国家稅務總局發表の〈ハイテクノロジー企業認定管理事業ガイド〉に関する通知』(国科發〔2016〕195号)</p>
--	---

(2) ハイテクノロジー企業の徵稅優遇 (従業員教育經費稅込み金額控除)

稅制政策	ハイテクノロジー企業職員教育經費稅込み金額控除
優遇対象	ハイテクノロジー企業
優遇内容	ハイテクノロジー企業内で発生した従業員教育經費の支出が給与總額の8%以下である場合、企業所得稅の納稅額から控除することを許可する。超過した部分は、今後の納稅年度繰越納稅額から控除することを許可する。
用語説明	「ハイテクノロジー企業」とは、「国家重点支援のハイテクノロジー領域」内で継続的に研究開発及び技術成果轉化を進行し、企業のコア知的財産を形成し、これをもとに營業活動を展開する中国境内(香港、マカオ、台湾地域は除外)に登録された住民企業である。
優遇条件	<p>① ハイテクノロジー企業は、各省(自治区、直轄市、計画単列市)科技行政管理部署及び同級財政、稅務部署で構成されたハイテクノロジー企業認定管理機關の認定を獲得すること。</p> <p>② 認定申請企業は企業成立1年以上であること。</p> <p>③ 企業は自主研究開発、讓渡、合併等の方法で企業の主要製品(サービス)について、技術コア支持作用を發揮できる知的財産の所有權を獲得すること。</p> <p>④ 企業の主要製品(サービス)が發揮したコア支持作用の技術は、『国家重点支援のハイテクノロジー領域』の規定範囲内であること。</p> <p>⑤ 企業内の研究開発及び関連技術革新活動に参加する科技關係者の割合が、企業当年従業員全体の10%以上であること。</p> <p>⑥ 企業の最近3年の會計年度(實際經營期間が3年未滿の場合實際經營年度数で計算)内での研究開発費用總額の割合が、同期売上總額の該当割合要求に適合すること。</p> <p>⑦ 最近1年間のハイテクノロジー製品(サービス)の収益割合が、同期企業總売上上の60%以上であること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 企業革新能力評価が相応要求に達すること。 ⑨ 企業の認定申請前の1年以内に重大安全事故、重大品質事故或は深刻な環境違法行為がないこと。
政策出所	<ul style="list-style-type: none"> ① 『財政部国家税務総局のハイテクノロジー企業従業員教育経費税前扣除政策の通知』（財税〔2015〕63号） ② 『科技部財政部国家税務総局が発表する「ハイテクノロジー企業認定管理方法」に関する通知』（国科発〔2016〕32号） ③ 『科技部財政部国家税務総局が発表する「ハイテクノロジー企業認定管理事業ガイド」に関する通知』（国科発〔2016〕195号）

II. 知的財産を収益化した中小・ベンチャー企業のビジネスモデル事例

2.1 北京市における知的財産権収益化企業のビジネスモデル

<知的財産のビジネスモデル1>

大学研究機関



ローカル企業（北京市以外）

ビジネスモデル	内容	区分
技術輸出側	北京大学深圳研究生院	大学研究機関
技術導入側	江蘇潤石科技有限公司	ローカル企業
知的財産内容	演算陳列構造、集積回路陳列構造及びコントロールモジュールの再調整	電子情報技術業界
企業概要	<p>【江蘇潤石科技有限公司】（以下、「潤石科技」という）</p> <p>2014年8月設立。高性能、高品質の模擬/混合信号集積回路の研究開発及び販売を行うハイテクノロジー企業である。本部は無錫市にあり、米国のシリコンバレーに研究センターを設立。深圳には販売及び技術支援サービスセンターを設立している。</p> <p>多数領域のチップデザイン及び研究開発を完成させている。主に演算拡大器、模擬スイッチ、電源管理、データ転換等の製品で、現在は工業コントロール、医療設備、防犯設備、自動車、スマートライフ等の電子製品に幅広く応用されている。</p>	
技術提携の由来	<p>長期提携モード</p> <p>潤石科技技術開発では「製品開発プラットフォーム及び品質管理体系」を採用している。</p>	

<知的財産のビジネスモデル2>

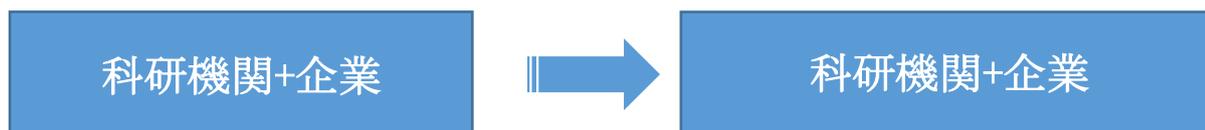
大学研究機関



ローカル企業（北京市）

ビジネスモデル	内容	区分
技術輸出側	北京化工大学常州先端材料研究院	大学研究機関
技術導入側	北京凱越嘉誠科技發展有限公司	ローカル企業
知的財産内容	<p>【特許名称 1】 一種のナノ二酸化チタンを被覆するポリイミドナノファイバー膜及び製造方法</p> <p>【特許名称 2】 一種のリチウム電池隔膜として使用できる架橋ポリエーテルイミドファイバー膜及び製造方法</p> <p>【特許名称 3】 一種の架橋ポリエーテルイミドファイバー膜及び製造方</p>	
企業概要	北京凱越嘉誠科技發展有限公司の事業内容は国内の石炭化工関連事業で、米国、日本及びヨーロッパ向けに石炭化工設備及び設置業務を担っている。	
技術提携の由来	長期提携モード 特許移行	
収益評価	特許 1 の譲渡価格：10.05 万元。 特許 2 の譲渡価格：9.77 万元。 特許 3 の譲渡価格：10.2 万元。	

<知的財産のビジネスモデル3>



ビジネスモデル	内容	区分
技術輸出側	1. 北京国家電通網絡技術有限公司 2. 国家電網公司 3. 国網浙江省電力公司 4. 北京中電飛華通信股分有限公司 5. 清華大学 6. 北京万里開源軟件有限公司	科研機関+企業
技術導入側	1. 国網信息通信産業集団有限公司 2. 北京国家電通網絡技術有限公司 3. 国家電網公司 4. 国網浙江省電力公司 5. 北京中電飛華通信股分有限公司 6. 清華大学 7. 北京万里開源軟件有限公司	科研機関+企業+国有企業
知的財産内容	一種の分散式データベースシステムの別ノードでの検索最適化方法及びシステム	電子情報技術業界
企業概要	<p>【国網信息通信産業集団有限公司】 国家電網公司在システム内の高品質情報通信資源を統合して設立した全額投資子会社で、中国のエネルギー業界の最大情報通信技術、製品及びサービスのプロバイダである。</p> <p>【北京国家電通網絡技術有限公司】 国網電力化学研究院傘下の企業。</p> <p>【北京中電飛華通信股分有限公司】 国家電網公司、国網信息通信産業集団有限公司が経営している株式会社。工信部の許可を得た電信経営及び総合情報サービスのプロバイダでネットワークを基本とした、総合情報ソリューション、システム化した電信付加</p>	

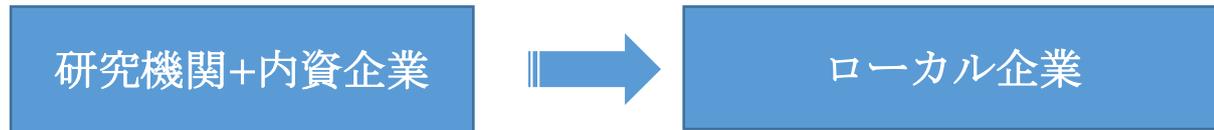
	<p>価値サービス及びネットワークサービスを提供するハイテクノロジー企業である。</p> <p>【北京万里開源軟件有限公司】</p> <p>中国市場の開源ソフトウェアソリューション及び技術サービスのプロバイダである。</p>
技術提携の由来	<p>技術提携開発プラットフォームを採用</p> <p>特許譲渡を採用し、国有企業(国網信息通信産業集团有限公司)プラットフォームでの製品化の応用である。</p>

2.2 上海市における知的財産権収益化企業のビジネスモデル

<知的財産のビジネスモデル1>

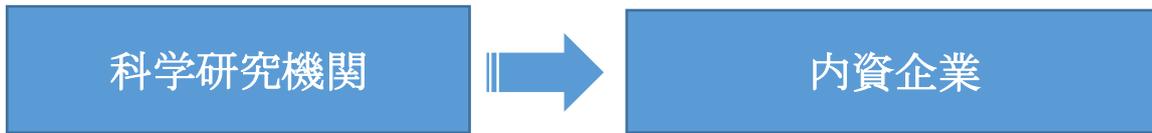
ビジネスモデル	内容	区分
技術輸出側	復旦大学科技処 発明者：余科、張学賽、林卿、李晴柔	大学研究機関
技術導入側	上海美雅珂生物技術有限公司	中米合資
知的財産内容	【特許 1】 組織因子を狙う狙い消す体、製造方法及び用途 【特許 2】 組織因子狙い消す抗体-薬物複合体	医薬
企業概要	上海美雅珂生物技術有限公司は中米合資企業で、ガンの狙い消し治療新薬抗体薬物複合体（Antibody Drug Conjugates, ADCs）の研究開発、臨床研究及び産業化を行う企業である。	
技術提携の由来	企業の長期提携—製品研究開発及び検測	
収益評価	特許譲渡 上海華賢資産評価中元公司の評価によると約 680 万円で、最終譲渡価格は 6 千万元である。	

<知的財産のビジネスモデル2>



ビジネスモデル	内容	区分
技術輸出側	上海交通大学 博動医学影像科技(上海)有限公司	科研機関+ローカル企業
技術導入側	博動医学影像科技(上海)有限公司	ローカル企業
知的財産内容	ダブルワークモードによる血流備蓄値獲得システム	生物、医薬及び治療設備技術
企業概要	<p>【博動医学影像科技(上海)有限公司】</p> <p>心臓影像製品研究開発企業で、心臓病患者に診断および治療手段を提供する。研究開発した製品は定量流血値 (QFR) の測定システムで、世界初のガイドライン無しの冠動脈流血備蓄状態をオンラインで評価するシステムである。その臨床結果は心臓カテーテル権威雑誌に連続発表され、世界的に認定を得ている。技術は心臓病患者の正確評価できる新設備であり、正確診断の根拠となる。</p>	
技術提携の由来	<p>長期技術提携開発プラットフォーム - 提携実験室</p> <p>特許譲渡を採用し、技術転化の産業化応用である。</p> <p>博動医学影像科技(上海)有限公司と上海交通大学は医学影像提携実験室を設立し、継続的に自主創新知的財産を持つ設備の研究開発に取り組む。</p>	
収益評価	<p>博動医学影像科技(上海)有限公司の第一コア製品は上海交通大学と提携開発。</p>	

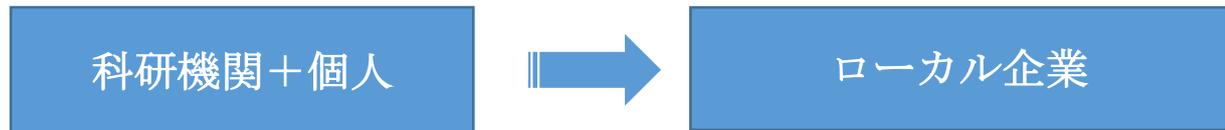
<知的財産のビジネスモデル3>



ビジネスモデル	内容	区分
技術輸出側	復旦大学 発明者：薛招騰、馮珊珊、高文君、李偉、李彬、趙東元	大学研究機関
技術導入側	上海元頡新材料科技有限公司	ローカル企業
知的財産内容	卵黄—卵殻構造のゼオライト分子網目酸化チタン材料及び製造方法	化工
企業概要	<p>【上海元頡新材料科技有限公司】</p> <p>投資資金：2千万元</p> <p>株主：広州聯和化工科技有限公司</p> <p>投資建設：深圳元頡新材料科技有限公司</p> <p>技術成果特許を購入と同時に、深圳元頡新材料科技有限公司に投資した。主要事業は新型複合材料関連事業である。</p>	
技術提携の由来	ビジネス会議	
収益評価	<p>特許譲渡</p> <p>上海華賢資産評価中元公司の評価によると約 25.06 万元で、最終譲渡価格は 40 万元である。</p> <p>技術成果転化製品は、上海及び深圳で生産販売会社を設立している。</p>	

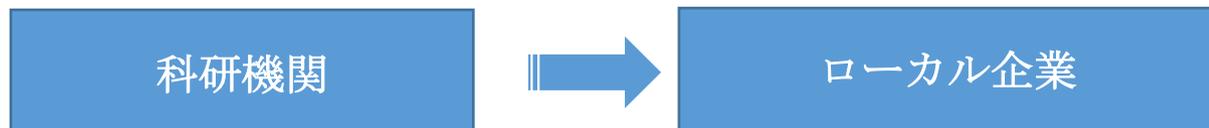
2.3 深圳市における知的財産権収益化企業のビジネスモデル

<知的財産のビジネスモデル1>



ビジネスモデル	内容	区分
技術輸出側	深圳大学、欧阳征標	科研機関+個人
技術導入側	深圳市浩源光電技術有限公司	ローカル企業
知的財産内容	タブレット光子結晶に基づく消光TE光スイッチ	電子情報技術
企業概要	<p>【深圳市浩源光電技術有限公司】</p> <p>光ファイバセンサー光測定設備及び光通信（EDFA）設備の開発及び応用関連事業のハイテクノロジー会社である。各業界の顧客に高品質な製品及び技術サービスを提供。事業内容は主にコア部品とモジュール、設備とシステム、及びプロジェクト応用ソリューション等。</p>	
技術提携の由来	個人が科研機関と提携して、技術をローカル企業に転化し、産業化を実現した。	

<知的財産のビジネスモデル2>



ビジネスモデル	内容	区分
技術輸出側	深圳大学	科研機関
技術導入側	浙江徳力西国際電工有限公司	ローカル企業
知的財産内容	一種のスマートネットワークに基づくデジタル家庭システム	電子情報技術
企業概要	<p>【浙江徳力西国際電工有限公司】</p> <p>徳力西集団のコア企業であり、主に壁スイッチ、コンセント、照明設備、換気扇、暖房、配電箱、マイクロコンピューターのコントロールパネル等の製品を生産する、中国の建築用電気製品業界のトップ企業である。</p>	
技術提携の由来	長期技術開発提携	

Ⅲ. 支援機関による知的財産収益化の現状と課題

3.1 北京市における知的財産収益化の支援機関の現状

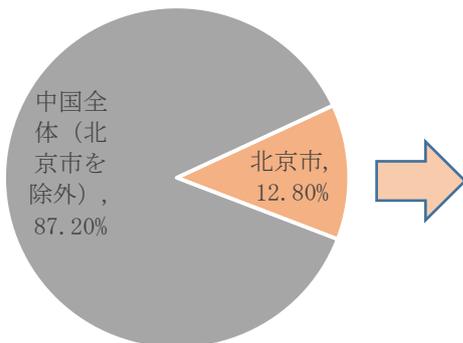
3.11 北京市における国家級技術移行モデル機構

3.11-1 北京市における国家級技術移行モデル機構の市場規模

中国は国家級イノベーションシステムを構築している段階で、知的財産収益化（即ち、科技成果の移行を指す）が発展の最中における最も手薄な部分になっている。

知的財産収益化の実現を目的とする政府、大学、科学研究機関、仲介機構と企業が、知的財産収益化の支援機関とサービス機関を形成している。これら支援機関の役割を存分に発揮させるため、中国科技部が優良な移行支援機関と移行サービス機関を選定し、「国家技術移行モデル機構」という称号を授け、中国における移行支援機構の発展をバックアップした。

[表 3.1] 北京市における国家級技術移行モデル機構の市場規模（2015年）



2015年の中国における国家級技術移行モデル機構は453社である。そのうち、北京市の機構数は58社で、12.8%の市場シェアを占めている。

[表 3.2] 北京市における国家技術移行モデル機構—企業属性別（2015年）

地区	機構総数	企業属性別				
		企業法人	事業法人	社団法人	NPO	内設機構
北京市	58	28	9		2	19

注：「NPO」とは、企業法人や事業法人や社会团体などその他社会組織、及び公民個人が非国有資産を利用して設立し、非営利性の社会サービス活動を従事する社会組織を指す。

情報出所：中国科学技術部

3.11-2 国家級技術移行モデル機構一覧表

機構類別	機構名称
政府機構	1. 北京技術取引促進センター 2. 北京財産権取引所 3. 中国技術取引所有限公司
大学	1. 清華大学国家技術移行センター 2. 北京大学科技開発部 3. 華北電力大学技術移行センター 4. 北京大学医学部技術移行弁公室 5. 北京化工大学科技処 6. 中国鉱業大学技術移行センター 7. 中国農業大学新農村發展研究院 8. 北京交通大学技術移行センター 9. 北京科技大学国際ハイテクセンター 10. 北京理工大学科学技術研究院 11. 中関村エネルギーと安全科技园
科学研究機構	1. 中国科学院計算技術研究所技術發展処 2. 中国科学院理化技術研究所 3. 中国科学院過程工程研究所 4. 中国科学院マイクロエレクトロニクス研究所 5. 中国科学院自動化研究所技術移行センター 6. 中国科学院微生物研究所技術移行転化センター 7. 中国科学院北京国家技術移行センター 8. 中国家用電器研究院 9. 北京市農林科学院科技産業弁公室 10. 中国農業科学院技術移行センター 11. 機械科学研究総院先端製造技術研究センター 12. 中国漢方薬科技開発交流センター 13. 北京鋁冶研究総院
企業	1. 中科合創（北京）科技推進センター 2. 中北国技（北京）科技有限公司 3. 科威国際技術移行有限公司 4. 北京華創陽光医薬科技發展有限公司 5. 北京科大恒興ハイテク有限公司 6. 中国兵器工業集団技術推進研究所 7. 中材料集団研究開発センター 8. 北京中農博樂科技開発有限公司 9. 北京中科前方科技發展有限公司 10. 先端製造北京技術移行センター（北京工大智源科技發展有限公司） 11. 中国鋼研科技集团公司市場部 12. 中国航天系統工程公司 13. 北京海淀中科計算技術移行センター

14. 中国恩菲工程技術有限公司
15. 北京北航先端工業技術研究院有限公司
16. 中国紡織情報センター
17. 北京蛋白質組研究センター
18. 化工産業生産力促進センター
19. 北京科大科技园有限公司新材料北京市技術移行センター
20. 北京化大科技园科技发展センター（化工環保北京市技術移行センター）
21. 北京科信必成医薬科技发展有限公司
22. 北京中蔬園芸良種研究開發センター
23. 北京華清科創科技開發有限公司
24. 新医薬北京市技術移行センター
25. 北京恒冠国際科技支援センター
26. 北京北林先端生態環保技術研究院有限公司
27. 北京軟件情報支援取引所有限公司
28. 北京賽德興創科技有限公司(北大技転センター)
29. 北京華国昆侖科技有限公司
30. 超越科ベンチャーキャピタル資（北京）有限公司
31. 北京海外学人科技发展センター

3.12 北京市における知的財産収益化支援機関～主要代表機構

No.	機構名称	機構属性	海外業務関連
1.	北京技術取引促進センター	政府団体	<input checked="" type="checkbox"/>
2.	中国技術取引所有限公司	政府団体	
3.	中科合創（北京）科技推進センター	民間団体	
4.	中北国技（北京）科技有限公司	民間団体	
5.	科威国際技術移行有限公司	民間団体	<input checked="" type="checkbox"/>
6.	中国科学院北京国家技術移行センター	民間団体	
7.	機械科学研究総院先端製造技術研究センター	民間団体	

(1) 北京技術取引促進センター

機構名称	北京技術取引促進センター
機構属性	<input checked="" type="checkbox"/> 政府団体 <input type="checkbox"/> 民間団体 北京市科学技術委員会の直属機関で、北京地区における技術移行に関する環境建設及び産業発展を促進する専門機構であり、科技部が称号を授与した最初の国家級技術移行モデル機構である。
業務内容	① 基礎研究開発支援体系 北京市重点実験室、北京市工程技術研究センター、北京市企業研究開発機構 ② 技術移行支援体系 中国国際技術移行センター、首都科技条件プラットフォーム、首都科技イノベーション切符、国家技術移行集中区、中意技術移行センター、技術契約登記 ③ 成果転化支援体系 首都イノベーション大連盟、北京創業投資協会
主要成果	① 大学における科技イノベーション及び成果転化プロジェクトバンク ② 首都科技条件プラットフォーム ③ 2017年までに達成したイノベーション数は計889件。国家級、北京市級の重点実験室、工程センターに計272億元、計4.65万台（セット）の計器設備を社会にオープンし、共用できた。 ④ 2017年、計1.7万社の企業が首都科技条件プラットフォームによる各種支援を受けた。実行済み支援契約金額は33.48億元に達した。
海外企業向けに展開している業務内容	【中国国際技術移行センター】 <業務内容> ① 取引支援プラットフォーム a) 国内外における優良な国際技術移行仲介支援機構と資源を統括する。 b) 国内外における技術移行チャンネルを統合している。 ② 知識財産権及び投資融資支援プラットフォーム 知識財産権諮詢、投資融資支援、技術評価及び法律支援。 ③ ネットワーク情報支援プラットフォーム プラットフォームのウェブサイトによって、入居機構向けに技術情報や宣伝支援と技術移行に関する全コースのオンライン支援を提供する。 ④ 商務補佐支援プラットフォーム 商務交渉、登録代理、政策諮詢、財務諮詢、言語支援。

	<p><主要成果></p> <p>技術情報：1,600 個以上</p> <p>支援企業：2,000 社以上</p> <p>プロジェクト成果：40 個</p>
--	--

(2) 中国技術取引所有限公司

機構名称	中国技術取引所有限公司
機構属性	<p><input checked="" type="checkbox"/> 政府団体 <input type="checkbox"/> 民間団体</p> <p>中国技術取引所（以下、「中技所」という）は国務院の認可を経て、北京市人民政府、科技部、国家知識財産権局と中国科学院が連携して設立した技術取引支援機構である。有限責任公司という組織形式を採用し、北京財産権取引所有限公司、北京ハイテク創業支援センター、北京海国鑫泰投資株ホールディングセンター、北京中海投資管理有限公司と中国科学院株ホールディング有限公司によって共同投資して設立された。登録資本金は 2.24 億元。</p>
業務内容	<p>中技所が提供する 4 種、19 項目の支援商品は以下の通り。</p> <p>① 技術取引支援</p> <p>a) 科技成果の上場取引</p> <p>b) 国有科技成果の公表支援</p> <p>c) 科技成果の競売取引支援</p> <p>d) 科学研究資源のマッチング支援</p> <p>e) 科技成果の価値評価支援</p> <p>f) 取引決済支援</p> <p>g) 技術契約登録支援</p> <p>h) ネットワークプラットフォーム設立支援</p> <p>② 研究諮詢支援</p> <p>a) 科技政策諮詢</p> <p>b) 科技政策研究</p> <p>c) 戦略性新興産業研究</p> <p>d) イノベーション創業領域の特定セミナー</p> <p>e) 知識財産権諮詢支援</p> <p>③ プロジェクトインキュベーション支援</p> <p>a) 科技プロジェクト転化プランの設計と実施</p> <p>b) 科技プロジェクトの融資支援</p>

	<ul style="list-style-type: none"> c) 孵化運営支援 d) 科技プロジェクト管理情報プラットフォーム構築とプロジェクト管理支援 <p>④ フォーラム・フェアと誘致支援</p> <ul style="list-style-type: none"> a) フォーラム・フェアと誘致支援 b) 説明会と誘致プレゼン支援
主要成果	<p>中技所が科技部が構築した国家級技術取引ネットワーク支援プラットフォーム「技E網 (www.ctex.cn)」を利用して情報発表、プレゼン説明会、オンライン競売、上場取引、取引成功の情報開示等をサポートする。2016 年末までに、技E網は中国全国 20 箇所以上の省市をつなぐネットワークを運営している。結果から見ると、「技E網」が科技型企業、大学、科学研究機構、地方科技管理部門向けに提供できた科技成果転化支援の重要なサポートという役割を果たしたと考えられる。</p>

(3) 中科合創（北京）科技推進センター

機構名称	中科合創（北京）科技推進センター
機構属性	<input type="checkbox"/> 政府団体 <input checked="" type="checkbox"/> 民間団体 <p>科技部が認可して設立された中国初の第三者による科技成果の評価機構である。工業信息部が認定した軍隊と民間を統合する科技評価機構である。中国において唯一、公安部科技情報と連繋して全国公安系統と社会公共安全領域の科技成果評価を提供できる第三者による評価機構である。</p>
業務内容	科技成果の評価、技術諮詢、投資融資諮詢、技術移行と成果転化
主要成果	<p>① 科技部、中国標準化研究院等が共同参加した幾つかの科技成果評価国家基準の起草と製定業務。</p> <p>② 科技成果評価能力</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 3,000 名以上を数える院士（中国科学院の会員）、国務院参事、国家重点実験室の責任者等を含む高レベル、權威性を持つ専門家チーム b) 評価会議を累計 3,000 回以上主催し、評価プロジェクトには、清華大学、北京大学、中国科学院、水利部計画設計總院、中国華能集团、工業信息部第 5 研究所、公安部道路交通安全センター等中国国内トップレベルの大学、著名な科学研究所、企業集团の重大な成果を含

	<p>む。</p> <p>③ 中科合創（北京）科技推進センターが評価した科技成果は、獲得できた国家奨励金、直接融資、許可譲渡、政策補助金等諸名目の金額は累計計5億元以上になっている。</p>
--	---

(4) 中北国技（北京）科技有限公司

機構名称	中北国技（北京）科技有限公司
機構属性	<input type="checkbox"/> 政府団体 <input checked="" type="checkbox"/> 民間団体 中国科学院北京分院の直属企業である。中国科学院北京国家技術移行センターの一部の人員を母体として、中国科学院北京分院、中関村科技園区管理委員会が共同で設立した専門的な技術移行支援機構である。
業務内容	<p>【主要産業分野】 省エネ・環境グリーン、バイオ医薬、新材料領域をコアとして、各種資源の高効率化、集約化、無害化利用をメインとするの技術移行。</p> <p>【その他産業分野】 鋼鉄石化、先端製造、電子情報、現代農業、農製品高付加価値加工と新エネルギー自動車等産業。</p> <p>【業務類別】 技術開発、技術集積、技術諮詢、技術評価、技術譲渡諮詢及び代理支援、技術移行支援モデル、投資融資諮詢支援、人力諮詢支援。</p> <p>【技術出所】 中国科学院をメインとして、中国農業科学院、中国医学科学院等各所科学研究所、北京大学、清華大学、北京師範大学及びその他大学、個人発明家、海外機構を含む。</p>
主要成果	完成済み、または完成を促進した技術移行と支援プロジェクトは100項目近くになり、プロジェクト投資総額は20億元に達する。

(5) 科威国際技術移行有限公司

機構名称	科威国際技術移行有限公司
機構属性	<input type="checkbox"/> 政府団体 <input checked="" type="checkbox"/> 民間団体 清華大学が発起して設立した企業であり、清華大学国際技術移行センターの

	<p>商業化運営を請け負う。中国国内初となる市場化方式で運営する国際技術移行と技術商業化向けの支援機構である。</p> <p>最初の「国家技術移行モデル機構」にも選ばれ、中国科技部松明センターに属する「国際科技合作機構」、「中国イノベーションステーション」秘書処の運営機構であり、北京市科学技術委員会が認定した「首都科技プラットフォーム清華大学研究開発実験支援拠点」でもある。</p>
<p>業務内容</p>	<p>国際間の技術移行を専門に従事している。技術授権、譲渡、インキュベート、投資融資、諮詢等モデルを通じて、技術商業化の実現に注力した。</p> <p>【主要産業方向】</p> <p>バイオ化工、省エネ・環境グリーン、医療器械等の技術領域を重点分野としている。</p> <p>【業務類別】</p> <p>技術商業化、技術現地化、技術導入と輸出、対ロシア業務。</p>
<p>主要成果</p>	<p>① バイオ化学分野向けに、国内外におけるケミカルと医薬産業の計 300 社以上の有名企業と提携し、グローバル的にも十数カ国の科学研究機構、エンジニアリング会社、実験室と密接に提携した。</p> <p>② 専門分野向けの支援を強みとして、海外向けの医療器械プロジェクト技術プラットフォームを構築できた。</p>
<p>海外企業向けに展開している業務内容</p>	<p>【グローバルイノベーションネットワーク (OWIN)】</p> <p>2013 年、米国テキサス州農工大学 (Texas A&M) とベルギーワロン州輸出と外国投資促進局 (AWEX) と提携して OWIN を設立した。目的は科技イノベーション型企業のグローバル化プロセスを加速させて、関係者諸国の市場進出をサポートすることである。OWIN は始終関係者諸国間の技術移行と交流を推進し、これまでに関係者諸国における科技イノベーション型企業による訪問や交流を数多く組織し、また提携と進出実績を数多く促進できた。</p> <p>【欧州国際技術イノベーション協会 (TII)】</p> <p>TII は 1984 年に設立した。現在は 230 以上の会員メンバーを有し、40 数カ国に分布している。</p> <p>2014 年、該当企業は TII と提携して中国で TII 中国代表処を設立し、海外企業によるソフトランディングと中国企業による海外進出を支援した。中国と欧州間におけるイノベーションと技術移行に関する提携交流に貢献できた。</p>

	<p>【国際提携パートナー】</p> <p>北米地区：米国、カナダ</p> <p>欧州地区：フランス、ドイツ、フィンランド、エストニア、イギリス、イタリア、ポルトガル、スペイン、ハンガリー、スウェーデン、ロシア、ペルシア、デンマーク、ベルギー等</p> <p>アジア地区：タイ国、マレーシア、インド、日本、</p> <p>その他：ニュージーランド</p>
--	--

(6) 中国科学院北京国家技術移行センター

機構名称	中国科学院北京国家技術移行センター
機構属性	<input type="checkbox"/> 政府団体 <input checked="" type="checkbox"/> 民間団体 <p>中国科学院が北京市人民政府と共同で設立した技術移行、科技成果転化を専門として従事するハイテク支援機構であり、科技部が認定した最初の「国家技術移行モデル機構」である。</p>
業務内容	<p>① 科技金融</p> <p>a) 中国科学院科技成果転化基金（基金規模 5,000 万元）</p> <p>b) 北京技術移行（中国科学院）前孵化投資基金（基金規模 1.5 億元）</p> <p>② プロジェクト企画</p> <p>③ 技術マッチング</p> <p>技術マッチング会、中国科学院重大成果発表及びプレゼン会、中関村開放実験室を通じて技術マッチングを行う。</p> <p>④ プロジェクト推薦</p> <p>省エネ・環境グリーン、新興情報産業、バイオ産業、新エネルギー、新エネルギー自動車、ハイエンド装備製造、新材料等。</p> <p>⑤ プラットフォーム構築</p> <p>中国科学院による特許データと科技情報の共用、大型科学計器と設備の共用、専門家による諮詢支援、科技投資融資支援。</p> <p>⑥ 知識財産権戦略諮詢</p> <p>⑦ 産業計画</p>
主要成果	<p>① 「6+1」技術移產業務体系</p> <p>重大プロジェクト推進プラットフォーム、首都科技プラットフォーム、科技</p>

	<p>金融プラットフォーム、国際技術移行プラットフォーム、北京と北京以外地区の科技提携プラットフォーム、知識財産権プラットフォーム及び技術移行産業連盟を主体とする体系を形成済み。</p> <p>② 「四つ駆動」による市場化業務体系 科技シンクタンク、科技金融、科技セミナー、科技孵化。</p>
--	--

(7) 機械科学研究総院先端製造技術研究センター

機構名称	機械科学研究総院先端製造技術研究センター
機構属性	<input type="checkbox"/> 政府団体 <input checked="" type="checkbox"/> 民間団体 <p>研究センターの下には材料所、装備所等の研究開発施設を設け、且つ先端成形技術と装備に関する国家重点実験室を有し、国家技術移行モデル機構、国家国際科技提携拠点、国家工業情報部による「精密塑性成形技術と装備イノベーション能力プラットフォーム」等の称号が授与されている。</p>
業務内容	デジタル化設計、先端成形技術、スマート製造装備と新材料エンジニアリング利用など方向を巡って、技術研究開発及び成果転化業務を展開している。
主要成果	2016年、特許44件を申請済みである。そのうち、申請した国内の発明特許は計28件で、PCT経路を利用して海外で申請した特許は2件であった。授權を獲得できた特許は39件であり、そのうち、授權できた国内の発明特許は24件、海外の発明特許は9件である。特許登録済ソフト著作権は17件、科技成果奨励を獲得できたのは4件。

3.2 上海市における知的財産収益化の支援機関の現状

3.21 上海市における国家級技術移行モデル機構

3.21-1 上海市における国家級技術移行モデル機構の市場規模

2015年、上海市における国家級技術移行モデル機構は26社あり、中国全体の5.7%を占めている。

[表 3.3] 上海市における国家技術移行モデル機構—企業属性別（2015年）

地区	機構総数	企業属性別				
		企業法人	事業法人	社団法人	NPO	内設機構
上海市	32	8	7	4	0	13

注：「NPO」とは、企業法人や事業法人や社会团体などその他社会組織、及び公民個人が非国有資産を利用して設立し、非営利性の社会サービス活動を従事する社会組織を指す。

情報出所：中国科学技術部

3.21-2 上海市における国家級技術移行モデル機構一覧表

[表 3.4] 上海市における国家級技術移行モデル機構一覧表

機構類型	機構名称
政府	1. 上海科学技術開発交流センター 2. 上海市知識財産権支援センター 3. 上海科技成果転化促進会 4. 上海聯合財産権取引所 5. 上海知識財産権取引センター 6. 上海市技術移行協会 7. 上海市生物医薬科技産業促進センター
大学	1. 上海交通大学技術移行センター 2. 復旦大学技術移行センター 3. 同濟大学技術移行センター 4. 華東理工大学国家技術移行センター 5. 東華大学現代紡織研究院 6. 上海電力学院技術移行センター 7. 上海交通大学先端産業技術研究院 8. 上海理工大学技術移行センター 9. 上海海事大学技術移行センター 10. 上海市奉賢交通大学産学研合作促進センター 11. 上海海洋大学 12. 上海大学技術移行センター 13. 上海第二工業大学技術移行センター
研究機構	1. 中国科学院上海国家技術移行センター

	2. 上海電機系統節能工程技術研究センター 3. 上海化工研究院技術移行センター 4. 上海ケーブル研究所
企業	1. 上海盛知華知識財産権支援有限公司 2. 上海市ハイテク成果転化支援センター 3. 上海科威国際技術移行センター有限公司 4. 上海新生源医薬研究有限公司 5. 上海理工技術移行有限公司 6. 上海得民頌信息科技有限公司発展有限公司 7. 上海イノベーション節能技術促進センター 8. 中国医薬工業研究総院

3.22 上海市における知的財産収益化支援機関～主要代表機構

No.	機構名称	機構属性	海外業務関連
1.	上海科学技術交流センター	政府団体	<input checked="" type="checkbox"/>
2.	上海市科技創業センター	政府団体	<input checked="" type="checkbox"/>
3.	上海科技成果転化促進会	民間団体	
4.	上海科威国際技術移行センター有限公司	民間団体	<input checked="" type="checkbox"/>
5.	中国医薬工業研究総院	民間団体	<input checked="" type="checkbox"/>
6.	上海東部科技成果転化有限公司	民間団体	<input checked="" type="checkbox"/>
7.	上海邁坦信息科技有限公司	民間団体	<input checked="" type="checkbox"/>

(1) 上海科学技術交流センター

機構名称	上海科学技術交流センター（以下、「本センター」という）
機構属性	<input checked="" type="checkbox"/> 政府団体 <input type="checkbox"/> 民間団体 1983年に、上海市人民政府の認可を経て設立した科技イノベーション、合作交流、管理と支援に従事する副局級事業団体である。
業務内容	<p>① 国内における科技合作</p> <p>本センターは上海市市内の各区・県、長江デルタ地区に重点を置きながら、支援地区向けにマンツーマン支援及び国内其他地区との間で科技交流合作のプラットフォームを構築する。</p> <p>② 国際間の科技合作</p> <p>国際提携チャンネルを拡張し、既に20数カ国や地区の関連機構と良好な提携パートナーシップを築いている。中国国内企業が海外企業との間で、技術交流合作と移行転化プラットフォームやイノベーション科技支援モデルを構築して、上海市が科学イノベーションセンターとなるように貢献する。</p> <p>③ 学研合作</p> <p>国際的にも一流のオープン式学研公共情報プラットフォームを構築し、新たなメカニズム、新しいモデルを持つイノベーション型研究機構体制を推進し、数多くの重要な基礎的な最先端の肝となる技術にフォーカスして選定する。</p> <p>④ 軍民两用</p> <p>軍民两用に関する科学技術と成果の転化業務や軍民双方向シンポジウム、商談会、プレゼンテーション及び科技成果展示イベントを協力して推進する。軍民两用拠点の建設を推進する。上海軍民两用科技成果転化プラットフォーム、プロジェクト情報支援プラットフォームと展示取引プラットフォームの建設を推進する。</p> <p>⑤ 技術移行</p> <p>技術移行、科技成果転化に関する推進業務を展開する。中には、政策研究、上海市技術移行人材チームの構築業務（機構構築を含む）を含み、上海市技術移行協会秘書処における日常業務を請け負う。</p> <p>⑥ その他業務内容</p> <p>企業支援、経費監督管理、拠点構築。</p>
主要成果	上海市技術移行人材に関する養育業務：2004年より、既に技術ブロッカー

	5,292名を養育し、技術移行支援機構128社を育成した。
海外企業向けに展開している業務内容	<p>【国際科技合作】</p> <p>20数カ国や地区の関連機構と良好な提携パートナーシップを築いている。中国国内企業が海外企業との間で、技術交流合作と移行転化プラットフォームやイノベーション科技支援モデルを構築して、上海市が科学イノベーションセンターとなるように貢献する。</p>

(2) 上海市科技創業センター

機構名称	上海市科技創業センター
機構属性	<input checked="" type="checkbox"/> 政府団体 <input type="checkbox"/> 民間団体 <p>上海市科学技術委員会に直属する非営利の社会公益性科技事業支援機構である。</p> <p>「科技成果の転化、科技企业の孵化、科技企业家の育成」に尽くし、良好な創業環境の建設に努力し、科技企业と創業者のために全方位、全過程の総合支援を提供し、ハイテク成果の商品化、産業化と国際化を促進する。</p>
業務内容	<p>① 孵化・転化向けの支援</p> <p>a) イノベーション支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流合作、技術移行、政策サポート、イノベーション基金、科技ミニジャイアント工程、創業指導者、大学生創業基金、企業孵化、科技成果転化。 <p>b) 創業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科技創業苗畑、科技企业孵化器、科技企业加速器。 <p>c) 金融支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イノベーション基金、創業投資資金、大学生創業基金、信用貸付金、政策サポート、科技ミニジャイアント。 <p>d) 政策支援</p> <p>② 成果転化プロジェクト認定</p> <p>③ 成果転化の動態追跡</p>
主要成果	<p>① 科技企业向けの孵化支援体系</p> <p>a) 上海市科技創業センターが直接投資して「楊浦」、「慧谷」、「科匯」、「集積電路設計」等計10カ所以上の科技企业孵化器を建設し、上海市全市を</p>

	<p>カバーする初期の孵化支援体系を形成し、上海市における科技企业孵化器を徐々に専門化、規範化と国際化の方向への邁進を促進した。</p> <p>b) 1,400以上の科技型創業企業をマッチングした。</p>
海外企業向けに展開している業務内容	<p>【上海国際企業孵化器】</p> <p>「一器多拠点」という方式で編成し、現在のところその管轄下には上海市科技創業センター、漕河涇、張江、楊浦、慧谷、上海大学科技园等計6カ所の国際企業孵化条件を持つ孵化拠点が含まれる。上海国際企業孵化器は国際知名な孵化器との交流合作を広範囲的に展開し、既にフランス、イギリス、日本、韓国、ロシア、アメリカ等10数カ国の孵化器或は関連機構と緊密な合作関係を構築できた。</p>

(3) 上海科技成果転化促進会

機構名称	上海科技成果転化促進会（以下、「科促会」という）
機構属性	<p><input type="checkbox"/> 政府団体 <input checked="" type="checkbox"/> 民間団体</p> <p>2003年に成立し、上海市政協が上海市の科技、教育、経済、仲介と金融等分野の組織と共同的に編成した社会团体組織であり、科技成果転化を促進するために支援プラットフォームを構築する。</p>
業務内容	<p>① 連盟計画</p> <p>a) 「連盟計画～難題入札募集特別項目」は、大学、科学研究所等機構が人材結集、科学研究成果累積、試験設備集中などの強みを十分に発揮させ、産学研合作を通じて肝心の技術を突破し、企業の研究開発能力と専門対応能力をグレードアップし、中小・ミニ企業を助け、発展過程における技術的な難題を解決する。毎年開催し、科促会より入札募集成功プロジェクトに対して資金支援を与える。</p> <p>b) 「後押し計画～大学成果転化特別項目」では上海大学が自主的に研究開発し、自主知識財産権を持つ科学研究成果プロジェクトを重点的にサポートする。本プロジェクトは新エネルギー、バイオ医薬、新エネルギー自動車、民用航空製造業、電子情報製造業、海洋工程装備、先端重大装備、ソフトウェアと情報支援業、新材料等ハイテク領域にフォーカスし、総計481個のプロジェクトを社会向けに発表し普及させた。科学研究所は大学と企業向けに同時に資金支援を提供する。</p>

	<p>② 産学研奨 「上海産学研合作優秀プロジェクト奨」は上海市市一級の産学研合作プロジェクト奨であり、科促会が運営する賞である。</p> <p>③ 専門家委員会 科促会が編成し、政協委員を主体とする専門家委員会であり、専門家 300 名以上を任命する。 専門家が所属する産業は電子情報、環境資源、バイオ医薬、先端製造、現代交通運輸、現代農業、新材料、新エネルギーと高効率節能等。</p> <p>④ 上海市促進科技成果転化基金会 科技イノベーションを推奨し、転化可能な科技成果プロジェクトをサポートし、産学研双方向発展を促進し、科技成果が現実的な生産力への転化支援を促進する。 多様な形式（連盟計画、後押し計画等）を通じて中小・ミニ企業をサポートし、産学研双方向発展を促進する。</p>
<p>主要成果</p>	<p>2016 年、「連盟計画」難題入札募集の数は 233 件に達し、入札応募書類の数は 217 枚に達した。うち、マッチング成功は 206 件、支援を得たプロジェクトは 83 件であった。</p>

(4) 上海科威国際技術移行センター有限公司

<p>機構名称</p>	<p>上海科威国際技術移行センター有限公司（以下、「上海科威」という）</p>
<p>機構属性</p>	<p><input type="checkbox"/> 政府団体 <input checked="" type="checkbox"/> 民間団体 上海市科技創業センター、上海ハイテク投資管理有限公司と科威国際技術移行有限公司が共同投資して設立した国際性技術移行諮詢支援機構である。</p>
<p>業務内容</p>	<p>技術支援、金融支援、政策申告、商務支援、孵化支援</p>
<p>主要成果</p>	<p>① 中国とフィンランドとのマッチング会 ② 中米イノベーション投資マッチング大会 ③ 第 2 回中仏ブランドサミットフォーラム ④ 対ロシア科技合作サロン ⑤ 中国ロシアハッカースペース座談会 ⑥ エクアドル及び中南米地区孵化器ビジョン、国際育成クラスを構築管理した ⑦ 2016 中国-南アジア国家技術経営者国際セミナー</p>

	<p>⑧ 第22回亜州企業孵化協会（AABI）年会</p> <p>⑨ 中国ロシア科技合作円卓会議</p>
海外企業向けに展開している業務内容	<p>国際化科技合作と商務拡張を主要な業務方向とする諮詢機構である。アジア向けにインキュベーター事業を展開し且つ上海国際技術移行ネットワークの秘書処機能を持っている。</p> <p>① カナダオンタリオ州経済発展部中国招商処 産業専門推薦会及びフォーラムという形式を通じて、100社以上の企業のために諮詢支援を提供できた。企業7社のために投資計画を作成し、2015年上半期にカナダオンタリオ州に進出を果たせた。</p> <p>② ポーランド中小企業「創業」プロジェクト</p> <p>③ 亜州企業孵化器協会（AABI）秘書処 AABIのメンバーには中国、日本、韓国、シンガポール、ニュージーランド等18カ国と地区が含まれる。</p> <p>④ スペイン Tecnalía 国家技術移行センター技術普及連絡窓口。 国際合作パートナー計180社以上を持ち、うち密接な連絡を取っているのは100社近い。合作ネットワークには亜州、欧州、米州及びオセアニアの主要国家を含む。</p>

(5) 中国医薬工業研究総院

機構名称	中国医薬工業研究総院
機構属性	<input type="checkbox"/> 政府団体 <input checked="" type="checkbox"/> 民間団体
業務内容	<p>① 技術研究開発とサポート支援体系</p> <p>a) 新製品・新技術研究開発内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化学薬物、薬物製剤、現代漢方薬、バイオ技術薬物。 <p>b) 新製品・新技術研究開発サポート支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物安全性評価研究、薬物成薬性評価研究、分析測定及び質量研究、薬用包装材料、薬用補助材料、食品化粧品添加剤検査と研究、医薬工業情報研究。 <p>② 新製品孵化転化体系</p> <p>a) 化学薬物孵化拠点</p> <p>b) 新型薬物製剤孵化拠点</p>

	<ul style="list-style-type: none"> c) 現代バイオ技術薬物孵化拠点 d) 抗生物質（微生物薬物）孵化拠点 e) 国家新抗生物質工業性実験拠点 <p>③ 産業化転化体系</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 研究開発成果に対する吸収、消化と産業化 b) 既存製品のために質量と技術保障を提供し、技術を絶えず改善する c) 新製品、新技術の研究開発の実施に協力する
主要成果	<p>【科技成果受賞プロジェクト】</p> <p>国家技術発明奨 18 個、国家科技進歩奨 23 個、全国科学大会奨 40 個、省部級科技奨 300 個以上を受賞した。</p> <p>【特徴製品】</p> <p>研究開発駆動型のハイテク医薬企業として、科学研究新成果が現代製薬の新製品に転化する最中である。</p> <p>【4 大品類】</p> <p>製剤製品、化学原料薬、生化学原料薬、微生物発酵製品。</p>
海外企業向けに展開している業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 数多くの世界知名な医薬企業、科学研究機構、大学と提携関係を構築済み。 ② 各類型国際会議を主催・運営している。 ③ 医薬製品の輸出について、毎年世界原料薬大会（CPhI）を通じて海外向けに大量な医薬製品を輸出している。

(6) 上海東部科技成果転化有限公司

機構名称	上海東部科技成果転化有限公司
機構属性	<input type="checkbox"/> 政府団体 <input checked="" type="checkbox"/> 民間団体
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 企業イノベーション支援 ② 科技金融支援、 ③ 大学院所支援、 ④ 政策人材支援、 ⑤ ブランド国際事務、 ⑥ 技術取引所準備、 ⑦ 上海張江ボストン企業園の運営
主要成果	① 科技成果の転化通路を構築する

	<p>a) 科技成果転化支援マッチングデータバンク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術成果バンク、企業ニーズバンク、専門家人材バンク、公共支援機構バンク <p>b) 4大運営プラットフォームを管理している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術移行基礎機能プラットフォーム ・ 全国大学技術市場プラットフォーム ・ 国際イノベーション買収プラットフォーム ・ 技術移行チャンネルネットワークプラットフォーム
海外企業向けに展開している業務内容	<p>① 上海張江ボストン企業園 上海張江ボストン企業園を中国とアメリカのイノベーション合作モデルプロジェクトに作り上げる。</p> <p>② 上海をグローバルな影響力を持つ科技イノベーションセンターにするため、上海市張江ハイテク産業開発区管理委員会が米中合作発展委員会との战略合作と共同推進に基づき、中米合資会社が上海張江ボストン企業園の管理運営の責任を負う。上海張江ボストン企業園は中米イノベーション資源が全面全面集約と高度共有できる拠点であり、アメリカのイノベーション・製造企業が中国企業と緊密に合作し、アメリカ企業と技術が中国市場への進出のために優先通路を開いた。</p> <p>③ 海外分枝センター シンガポール、アメリカボストン、ロンドン、カナダ。</p>

(7) 上海邁坦情報科技有限公司

機構名称	上海邁坦情報科技有限公司
機構属性	<input type="checkbox"/> 政府団体 <input checked="" type="checkbox"/> 民間団体
業務内容	<p>深い技術マッチング支援を提供し、専門的な科技支援団体を整合する。そのうち、知識財産権、ハイテク企業認定、大学企業研究院等の科技支援を含む。企業のために全方位に科技イノベーション体系を計画し、且つワンストップ式支援を提供する。</p> <p><具体的な支援内容></p> <p>① 企業イノベーションを計画すること</p> <p>② 産業専門家を推薦すること</p>

	<p>③ 技術資源を導入すること</p> <p>④ 技術プロジェクトを諮詢すること</p> <p>⑤ 栄誉補助金を申告すること</p>
主要成果	<p>① 1 万名以上の産業技術専門家（医薬科学、化学化工、工程技術、農業科学）を有し、且つ 150 社以上の研究開発機構と合作し、30 人以上の技術マネジャー団隊を有する。</p> <p>② 世界中 30 以上の国々からの 3,000 項以上の優質な技術プロジェクトと 500 社以上の科技支援供給業者が、企業向けに差別化・カスタマイズ化の技術イノベーション支援を提供する。</p> <p>③ 技術マッチングプラットフォームとして、4 万社以上の大型中小型企业を集約し、ニーズ企業が中国 103 都市に分布する。</p> <p>④ 締結済み技術契約の金額は 2.1 億元に達し、促進したプロジェクトの数は 260 個を超え、1,000 個以上の「企動力」支援プロジェクトを完成できた。</p>
海外企業向けに展開している業務内容	<p>【グローバル技術発表プラットフォーム】</p> <p><主要産業> エネルギー電力、環境工程、化学化工、材料科技、バイオ医薬、機械電子</p> <p><技術の出所の国別> アメリカ、ドイツ、イギリス、日本、ロシア、フランス、オランダ、シンガポール、イスラエル、オーストラリア、オーストリア、カナダ、フィンランド、韓国</p>

3.3 深圳市における知的財産収益化の支援機関の現状

3.31 深圳市における技術移行モデル機構

深圳市における技術移行チャンネルは多元化特徴を現わしており、企業間合作、産学研連合、技術取引等多種方式がすべて技術移行を実現できる有効な経路になっている。技術仲介機構が技術移行のために市場化した公共プラットフォームを提供しており、支援内容と支援方式が多様化している。深圳市が登録済みの技術移行機構は60社以上（うち、14社は国家級技術移行モデル機構）ある。

[表 3.5] 深圳市における国家級技術移行モデル機構一覧表

機構類型	機構名称
政府	深圳市技術移行促進センター（深圳市技術市場促進センター）
学校	深圳大学技術移行センター 清華大学深圳研究生院技術移行弁公室 深圳華中科技大学研究院技術移行センター
研究機構	深圳清華国際技術移行センター 深圳中科院知識財産権投資有限公司
企業	深圳市華創科技イノベーション成果産業転化センター 深圳市南方国際技術取引市場有限公司 深圳市南山科技事務所 中国科学院深圳先端技術研究院工程センター 深圳国際ハイテク財産権取引所股分有限公司 深港産学研拠点産業発展センター 深圳市マッチングプラットフォーム科技発展有限公司 広大コーネル中米科技移行センター

3.32 深圳市における知的財産収益化支援機関～主要代表機構

No.	機構名称	機構属性	海外業務関連
1.	深圳国家高技術産業イノベーションセンター	政府団体	
2.	深圳市技術移行促進センター	政府団体	
3.	深圳清華国際技術移行センター	民間団体	<input checked="" type="checkbox"/>
4.	深圳市マッチングプラットフォーム科技発展有限公司	民間団体	<input checked="" type="checkbox"/>
5.	深圳市華創科技イノベーション成果産業転化センター	民間団体	
6.	深圳市南山科技事務所	民間団体	
7.	深圳中科院知識財産権投資有限公司	民間団体	<input checked="" type="checkbox"/>

(1) 深圳国家高技術産業イノベーションセンター

機構名称	深圳国家高技術産業イノベーションセンター
機構属性	<input checked="" type="checkbox"/> 政府団体 <input type="checkbox"/> 民間団体 国家発展改革委員会が深圳市人民政府と共同組織した非営利性公共技術支援機構、企業化管理の事業組織である。
業務内容	① 新興産業研究及び政策サポート a) インターネット、バイオ医薬、新エネルギー、新材料の領域向けに企業と科学研究機構を交流させ、新興産業や経済分野に関する政策制度の構築を推進する。 ② 科技成果の転化取引 a) ハイテク産業の生産力転化を通じて、イノベーション発展を期待する。 b) 技術と資本との有機融合を積極的に模索する。 ③ 新興産業支援イノベーション模索 a) イノベーション新興産業支援方式を模索する。 b) 国内外における新興産業の支援方式を追跡し研究する。
主要成果	① 科技成果転化 孵化器、ベンチャーキャピタル、科技成果取引プラットフォーム。 ② 4大プラットフォーム 知能サポート支援プラットフォーム、イノベーション創業孵化器、産業サポート支援プラットフォーム、法定機構。

(2) 深圳市技術移行促進センター

機構名称	深圳市技術移行促進センター
機構属性	<input checked="" type="checkbox"/> 政府団体 <input type="checkbox"/> 民間団体 深圳市科技イノベーション委員会の傘下にある事業組織。
業務内容	「宿駅+連盟+プラットフォーム」という革新的な業務モデルをスタート始動している。即ち、技術移行連盟をベースとして、中国におけるイノベーションニーズを有する宿駅を経営する企業の技術ニーズを起点とみなし、「公共支援ネットワークプラットフォーム」を利用して、メンバー間で市場化運営方法によって技術ニーズを協同解決し、技術移行転化の実現を終点とみなすというものである。 ① 技術移行法律法規を貫徹・遂行し、技術移行特別プロジェクト計画等の政策

	<p>措置を組織・実施する。</p> <p>② 技術移行機構の構築・運営のために諮詢支援を提供し、技術移行人材の教育責任を負う。</p> <p>③ 技術移行公共支援プラットフォームの構築を推進する。</p> <p>④ 技術移行の交流、合作と技術移行連盟の発展を推進する。</p> <p>⑤ 技術契約の登録と技術市場の統計分析の責任を負う。</p> <p>⑥ 中国におけるイノベーション創業コンテストの組織業務を運営する。</p> <p>⑦ 科技法律普及教育、科技週間の組織業務を請け負う。</p> <p>⑧ 技術移行のために孵化・教育等その他の公共支援を提供する。</p>
主要成果	<p>深圳におけるベンチャーキャピタルの資金規模は約中国全体の 50%を占めており、技術契約取引額は広東省全体の 40%以上を占め、取引成功済み技術契約数量の年成長率は 20%以上に達した。</p> <p>2017 年の査定済みの技術取引総額は、5,400,000 万元</p> <p>2017 年の技術取引契約総数は、9,000 本</p>

(3) 深圳清華国際技術移行センター

機構名称	深圳清華国際技術移行センター
機構属性	<input type="checkbox"/> 政府団体 <input checked="" type="checkbox"/> 民間団体
業務内容	<p>主要業務は技術移行に関する実施と理論研究であり、国内外企業の間における技術合作と技術移行の往来（海外企業の製品と技術を中国に進出させると同時に中国における現地化の課題を解決）として、全方位の支援を提供している。</p> <p>① 海外の成熟した技術を導入し、国内企業の経済発展と技術イノベーションを促進する。</p> <p>② 国内企業の国際化をサポートし、国内企業の製品の国際市場進出を支援する。</p> <p>③ 国際間における人材交流と育成を展開する。</p>
主要成果	<p>2015 年、技術移行プロジェクト 26 件の取引成功を促進し、取引成功金額は 45,000 千元であった。そのうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 戦略性新興産業に関する技術移行プロジェクトについて、計 8 個が取引成功し、取引成功金額は 40,000 千元である。 ✓ 公共財政投入計画プロジェクトの成果移行について、計 2 件の取引成

	<p>功金額は 5,000 千円である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国際技術移行プロジェクトの成果移行について、その取引成功金額は 35,000 千円である。 ✓ 重大技術移行プロジェクトは 1 件のみで、取引成功金額は 20,000 千円である。 ✓ 技術普及と取引イベント計 26 回を組織し、組織できた技術移行の育成人材は計 127 人次で、支援できた企業は 116 社、解決できた企業ニーズは 22 件である。
海外企業向けに展開している業務内容	<p><支援モデル></p> <p>科技プロジェクトプッシュネットワークの構築目標は、優秀且つ安定したハイテクプロジェクトの資源チャンネルの構築・拡張をコアの任務とみなし、北米、欧州、ロシア、イスラエル等諸国の国際ハイテク企業と人材集約区域におけるプラットフォームマッチングネットワークの構築に重点的に注力する。</p>

(4) 深圳市マッチングプラットフォーム科技发展有限公司

機構名称	深圳市マッチングプラットフォーム科技发展有限公司
機構属性	<input type="checkbox"/> 政府団体 <input checked="" type="checkbox"/> 民間団体
業務内容	<p>本マッチングプラットフォームの技術移行運営モデルは、一体化プラットフォームを頼って、オンラインでのインターネットマッチングモデルと結合する。「一体化プラットフォーム」とは、科技成果、ベンチャーキャピタル機構、スタートアップ企業が技術移行を通じて一体型運営での株式参入連動モデルを実現するプラットフォームのことである、これは本マッチングプラットフォームの主要な運営モデルである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 製品クラウドファンディング ② 公益クラウドファンディング ③ 株持分取引
主要成果	<p>【2015 年主要成果】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① マッチングプラットフォームが支援した企業数は 93 社 ② 解決した企業ニーズは 16 件 ③ プラットフォームが有したプロジェクト数は 2,563 件 ④ 国内外におけるマッチングプロジェクトを促進した件数は 23 件

	<p>⑤ 取引成功したプロジェクト数は12件</p> <p>⑥ プロジェクト金額は計36,231千元</p> <p>そのうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 戦略性新興産業における技術移行プロジェクトの取引成功を促進したものが2件、取引成功金額は6,937千元。 ✓ 国内公共財政投入計画プロジェクトの成果移行数は9件、プロジェクト成果移行の取引成功金額は13,384千元。 ✓ 技術創業を促進し、もたらしたプロジェクト投資は約65,000千元。
海外企業向けに展開している業務内容	国際技術移行プロジェクトの取引成功数は2件、プロジェクト取引成功金額は15,911千元。

(5) 深圳市華創科技イノベーション成果産業転化センター

機構名称	深圳市華創科技イノベーション成果産業転化センター
機構属性	<input type="checkbox"/> 政府団体 <input checked="" type="checkbox"/> 民間団体 産業向けの独立した第三者科学研究と支援機構であり、深圳初の科技イノベーション成果の産業転化・金融融合を目標とする孵化拠点でもある。
業務内容	<p>主に政策宣伝支援、産学研マッチング支援、各方面のハイエンド専門家技術人員による肝心な技術研究重点実験室の設立、ハイエンド人材育成、成果転化促進及び科技資金マッチング支援と企業合作促進など6つの方面で業務を展開している。</p> <p>① 政策宣伝支援</p> <p>② 産学研マッチング支援</p> <p>a) 中国科学院メンバーによる業務ステーション、博士後業務ステーションの設立。</p> <p>b) 定期的に北京市、深圳市、香港マカオ台湾等地域における技術、成果交流会を組織し、産業別企業を参加させる。</p> <p>c) 華創専門家バンクを構築する。</p> <p>d) 華創科技情報支援プラットフォーム（軍民融合領域センター）を構築する。</p> <p>③ 各方面のハイエンド専門家技術人員による肝心な技術研究重点実験室の設</p>

	<p>立</p> <p>a) 国家級重点実験室，企業研究開発センター及び国家工程センターを建設する。</p> <p>b) 次世代情報技術発展研究所を建設する。</p> <p>c) ハイエンド装備製造研究所を設立する。</p> <p>d) 新材料と新エネルギー研究所を建設する。</p> <p>④ ハイエンド人材育成</p> <p>⑤ 成果転化促進及び科技資金マッチング支援</p> <p>a) 中小企業・ミニ企業のイノベーション発展のために専門支援を提供する。</p> <p>b) 企業家育成業務を深める。</p> <p>c) 中小企業が上場過程において直面する課題や困難を解決するために、政策・融資等支援を提供する。</p> <p>⑥ 企業合作を促進する</p>
<p>主要成果</p>	<p>① 軍隊と提携して重点実験室を共同編成し、聯合研究・開発という新モデルをスタートさせた。</p> <p>軍と投資して「軍検デジタル化実験室（華南センター）」と交通運輸装備重点実験室を設立した。</p> <p>② ニーズと供給とのマッチングチャンネルを疎通し、民営企業と大学のために優質な支援を提供した。</p> <p>a) 科技企业 10 社が「全軍武器装備仕入情報網」の認証通過に助力した。軍方面の科技仕入れ職能部門とのマッチングを構築し、総額が数億元に達する軍側の仕入れ項目を請け負った。</p> <p>b) 深圳科技企业 3 社が外地において産業園の設立を助力し、且つ国家部委サポートの取得をプッシュした。</p> <p>c) 深圳科技企业が深圳大学と清華大学等、所謂企業が大学と战略合作協議の締結に助力した。</p> <p>d) 深圳科技企业を組織し、交流会、検討会、政策説明会等 10 回以上を組織した。</p>

(6) 深圳市南山科技事務所

機構名称	深圳市南山科技事務所
機構属性	<input type="checkbox"/> 政府団体 <input checked="" type="checkbox"/> 民間団体
業務内容	<p>① 産業連盟の運営</p> <p>大産業連盟を計 19 件構築準備し且つ運営した。連盟には、バイオ医薬、新エネルギー、新材料、次世代情報技術等数個の戦略性新興産業を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 省部級の産業技術イノベーション連盟は計 6 件。 ✓ 市級の産業連盟は計 13 件。 <p>② 技術移行</p> <p>2010 年 12 月、深圳市南山科技事務所技術移行センターを内設した。科技支援を従事する専門機構として、大学、科学研究機構が企業と交流する重要な渡り橋になる。2012 年 11 月、該当センターは第四回国家級技術移行モデル機構に認定された。</p> <p>③ 創+空間</p> <p>メーカー、支援体系、スタートアッププロジェクトのためのプラットフォーム型共有空間を構築し、スタートアップ企業向けに専門化した孵化支援を提供する。</p> <p>④ プラットフォーム構築</p> <p>政府、企業と社会の科技情報支援プラットフォームプロジェクトのために、プロデュース、構築、運営メンテ支援を提供する。</p> <p>⑤ 誘致支援</p> <p>即時に更新する専門家人材バンク、政策情報バンク、産業データバンクを頼りに、政府、企業と社会の資金誘致プロジェクトのために全方位、多元化的技術諮詢と専門支援を提供する。</p>
主要成果	<p>【産業連盟の運営】</p> <p>産業連盟に属する専門家バンクには、2000 名近い技術専門家顧問を有している。</p> <p>産業支援チームが深圳香港知識支援業連盟を通じて、大陸台湾香港の計 200 社近い科技支援企業の連動を統合した。</p> <p>産業支援チームが弁護士事務所、会計事務所、知識財産権事務所、管理諮詢公司、金融投資機構、産業協会、技術移行機構、教育機構、大学及び科学研究</p>

	<p>機構を含む各種科技支援機構を統合し、産業発掘から、研究開発、移行普及等まで各段階的に産業と連盟企業に対して、全方位支援を提供できている。</p> <p>【技術移行】</p> <p>深圳大学、清華大学深圳研究生院、深圳清華大学研究院、ハルビン工業大学深圳研究生院、北京大学深圳研究生院等学研機構に対して技術マッチング支援を行っている。マッチング企業には今朝時代、徳方納米、超聯科技、雷曼光電、瑞豊股分、長運通、海能達、科立訊等連盟メンバー企業を含む。</p>
--	--

(7) 深圳中科院知識財産権投資有限公司

機構名称	深圳中科院知識財産権投資有限公司
機構属性	<input type="checkbox"/> 政府団体 <input checked="" type="checkbox"/> 民間団体 <p>2009年2月設立、中国科学院が唯一、知識財産権ビジネス運営に従事する会社である。</p>
業務内容	<p>主要業務には、知識財産権に対する許認可、譲渡、投資、代理、諮詢、管理と技術移行産業化を含む知識財産権全プロセス支援を含む。</p> <p>① 知識財産権代理 特許申請、特許無効、特許訴訟、特許戦略、特許諮詢、特許早期警報分析、商標代理、著作権登録代理、集積回路分布図設計等を含む。</p> <p>② 識財産権運営 知識財産権全プロセス支援と運営プラットフォームの提供には、特許許可、特許譲渡、特許委託管理、特許プールと特許連盟、特許オークション、技術移行等を含む。</p> <p>③ 知識財産権管理プラットフォーム ソフトウェアの取り付けと実施、プラットフォーム委託管理支援、特許運営支援を提供し、ソフトウェア管理を通じて知識財産権の全プロセス管理を実現する。</p> <p>④ 諮詢支援 特許データバンクの特定テーマ、特許分析。</p> <p>⑤ 典型的な支援モデル 知識財産権全プロセス支援として、「プロジェクト知識財産権分析報告書」を提出する。</p>

	<p>⑥ 第三者調査機構</p> <p>深圳市知識財産権局は、該社が海外向け支援に申請する特許特別プロジェクト資金のために調査報告書を提供できる第三者調査機構と認定している。</p>
主要成果	<p>中国科学院の強力な技術研究能力を頼りに、知識財産権投資運営を通じて、中国科学院の知識財産権資産を活用し、科技成果の移行転化を推進する。知識財産権全プロセス支援を通じて、中国科学院傘下の各院所、企業、大学とその他科学研究機構との高価値な知識財産権の形成をサポートし、イノベーション成果が知識財産権に転化する能力を高める。</p>
海外企業向けに展開している業務内容	<p>深圳市知識財産権局より、海外向け支援に申請する特許特別プロジェクト資金のために調査報告書を提供できる第三者調査機構として認定されている。</p>

IV. 大学の知財収益化

4.1 北京市～大学における知財取引状況

4.11 北京市の大学における知的財産取引概況分析

4.11-1 北京市の大学における知的財産取引の市場規模分析

北京市の大学における知的財産取引の市場規模に関するデータ区分

- 北京市における大学の統計数量：21カ所
- 大学の区分：「211大学」及び地方の省級政府と中央関連部門が共同設立した大学が含まれる
(注：「211大学」とは、21世紀に中国が重点とする100カ所の大学を指す。地方の省級政府と中央関連部門が共同設立した大学とは、中国国務院が管轄する関連部門・委員会（例：教育部、教育委員会）が中国の省級（※省級には省、自治区、直轄市が含まれる）政府と共同的に設立した大学を指す。）
- 知的財産取引（額）の市場規模＝技術譲渡収入+特許販売収入

2015年、北京市における大学の知的財産取引年間総額（年間実質所得）は1,023,674千元である。

北京市における大学（21カ所）の知的財産取引大学平均額（年間実質所得）は48,746千元と推算される。

北京市の大学が知的財産取引に関する大学平均水準は、毎年締結済み技術譲渡契約は45本で、契約額は45,753千元である。また、毎年締結済み特許販売プロジェクトは14本で、取引総金額は16,769千元である。

[表 4.1] 北京市における大学の知的財産取引一覧表（2015年）

知的財産取引	取引内訳	総計（21カ所大学）		大学の取引年間平均量	
		数量	単位	数量	単位
技術譲渡	締結済み契約数	938	本	45	本
	契約額	960,813	千元	45,753	千元
	年間実質所得	739,252	千元	35,202	千元
特許販売	契約数	302	本	14	本
	総金額	352,159	千元	16,769	千元
	年間実質所得	284,422	千元	13,544	千元
知的財産取引額合計（千元）		1,023,674	千元	48,746	千元

情報出所：中国教育部科学技術司

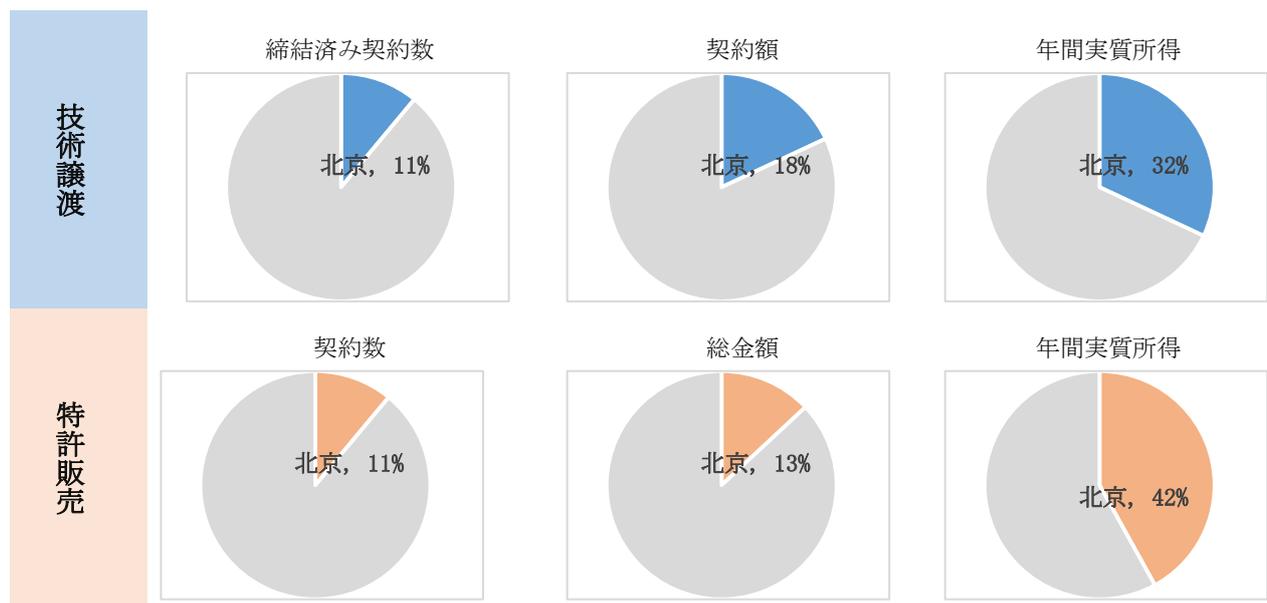
4.11-2 北京市の大学における知的財産取引貢献分析

(1) 北京市の大学における知的財産取引貢献概況



北京市の大学における知的財産取引額は中国における知的財産取引総額の**34%**を占めている。

北京市における知的財産取引貢献比率（中国市場に占める市場シェア）



情報出所：中国教育部科学技術司

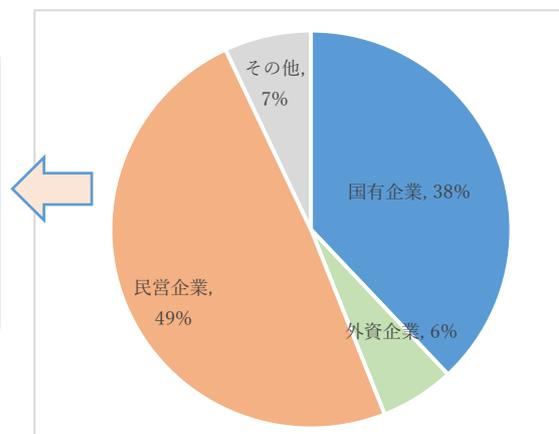
(2) 北京市における大学の知的財産取引譲渡対象分析

①北京市における大学の技術譲渡契約移行企業～企業属性別分布

北京市における大学の技術譲渡契約企業属性別分布(契約量ベース)

北京市における大学の技術譲渡契約総数は938本。

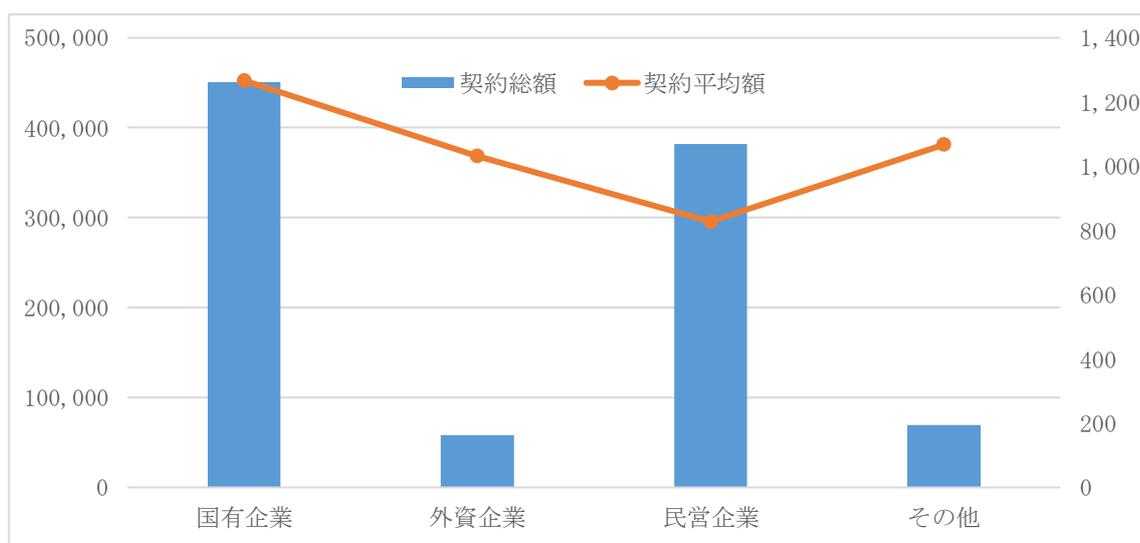
北京市における大学の技術譲渡契約移行企業のうち、民営企業と外資企業の割合合計は、国有企業の割合を上回っている。民営企業による購買量の割合は技術譲渡契約総数の49%を占める。



②北京市における大学の技術譲渡契約の移行先企業～企業属性別分布表

[表 4.2] 企業属性別分布表

移行先企業属性	契約数	契約総数 (千元)	契約平均額 (千元)
国有企業	356	451,075	1,267
外資企業	56	57,788	1,032
民営企業	461	381,519	828
その他	65	69,431	1,068
合計	938	960,813	1,024



情報出所：中国教育部科学技術司

4.12 北京市の大学における知的財産取引状況

北京市において知的財産取引を行っている大学の主要3校は以下の通りである。

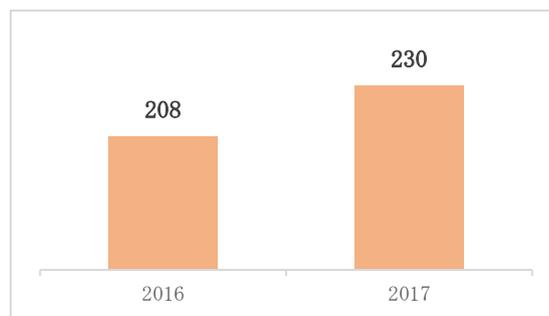
- ⊕ 北京大学
- ⊕ 清華大学
- ⊕ 華北電力大学

2016～2017年、北京市における主要大学3校は国の政策による支持を得て、知的財産取引量は438本に達した。

そのうち、2016年の北京市における大学主要3校が取引完了した知的財産取引プロジェクト数は208件に達した。2017年の取引完了した知的財産取引プロジェクト数は230件に達し、年間成長率は11%である。



2016～2017年主要3校における知的財産取引総量(プロジェクト数)

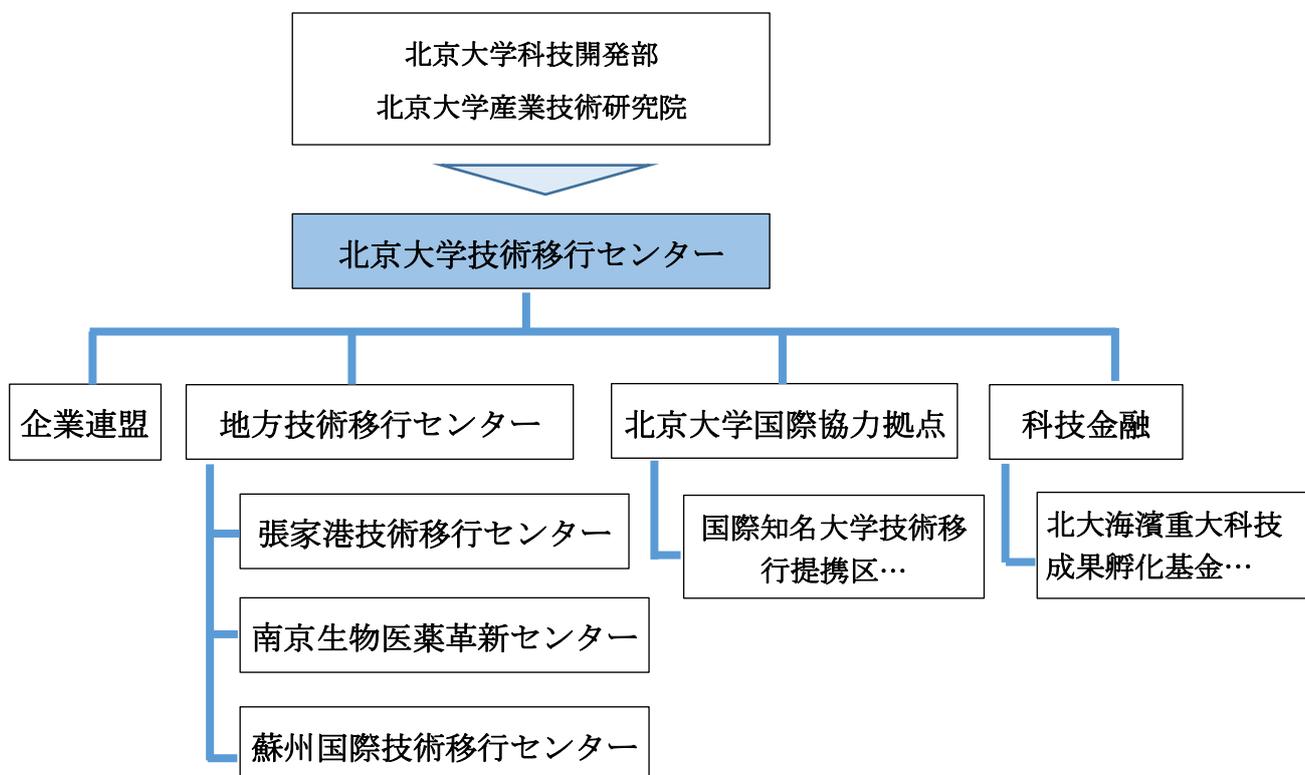


情報出所：2016～2017年、北京大学、清華大学、華北電力大学3校の取引完了済み知的財産取引プロジェクト数統計

4.12-1 【北京大学】における知的財産取引状況

(1) 【北京大学】における知的財産戦略

【北京大学】における知的財産取引の組織枠組み



北京大学科技開発部は、大学の科技開発と技術移行業務の主管部門であり、大学校長の授権を得て企業独立法人資格を以て対外向けに技術契約を締結できる。2010年、北京大学科技開発部は科技部より「国家技術移行モデル機構」という称号を授けられた。

北京大学技術移行センターは、北京大学が産業界との交流窓口、及びベンチャー企業の孵化プラットフォームとして、技術移行、成果転化及び産業化研究開発を引き受け、北京大学が全国各地にある技術移行分枝センターの協調と管理を統括する。

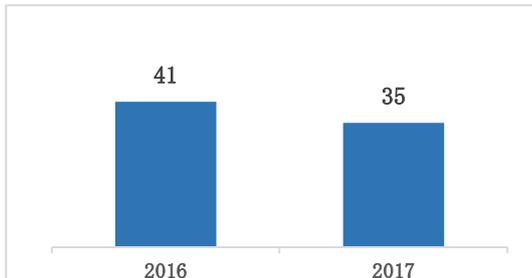
技術移行業務を一層良く実施し、技術の導入と着地のルートを拡幅するために、北京大学技術移行センターは全国範囲内に分枝機構を設立した。南京生物医薬イノベーションセンター、蘇州国際技術移行センター、張家港技術移行センター、及び湖南省の長沙市、江蘇省の淮安市、揚中市等地区に設ける産学研事務所が含まれる。

(2) 【北京大学】における知的財産取引規模

① 【北京大学】における知的財産取引プロジェクト量

知的財産取引量の区分：知識財産権（権利者の変更有無）

【北京大学】 知的財産取引量（プロジェクト数）



北京大学における知的財産取引量はずっと安定成長を維持している。2016～2017年、北京大学における知的財産取引総量は76本に達した。

② 【北京大学】における知的財産取引額

知的財産取引額の区分：技術譲渡取引額+特許販売取引額。以下、同様である。

2016年の北京大学の知的財産取引年間実質所得は5,770千元である。

[表 4.3] 北京大学の知的財産取引状況表

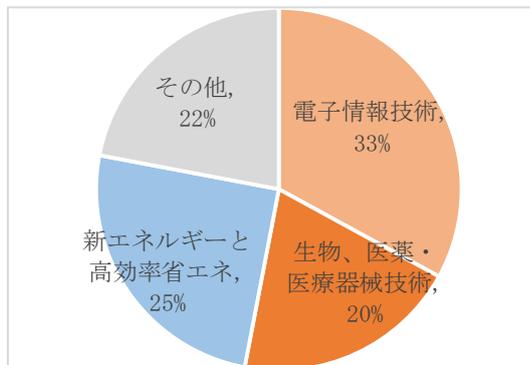
知的財産取引	取引内訳	数量	単位
技術譲渡	締結済み契約数	31	本
	年間実質所得	4,110	千元
特許販売	契約数	20	本
	総金額	33,433	千元
	年間実質所得	1,660	千元
知的財産取引額合計（千元）		5,770	千元

情報出所：中国教育部科学技術司

(3) 【北京大学】における知的財産取引の主要産業

①2016～2017年、北京大学における知的財産取引の主要産業分析

北京大学の知的財産取引の主要産業（2016-2017年）



2016～2017年、北京大学における知的財産取引のトップ3産業（数量ベース）

2016～2017年、北京大学における知的財産取引のトップ3産業（数量ベース）

1. 電子情報技術
2. 生物医薬・医療器械技術
3. 新エネルギーと高効率省エネ

②2016～2017年、北京大学における知的財産取引産業の発展傾向

2016年の知的財産取引の主要産業は、「電子情報技術」と「新エネルギーと高効率省エネ」である。

2017年の知的財産取引の主要産業は、「電子情報技術」と「生物、医薬・医療器械技術」である。

北京大学は「電子情報技術」と「生物、医薬・医療器械技術」2分野の知的財産取引量は成長の勢いを保つ一方、「新エネルギー」と「高効率省エネ」の分野で停滞感を現わした。

[表 4.4] 北京大学における知的財産取引産業分布表（数量ベース）

No.	知的財産取引産業	2016年 (プロジェクト数)	2017年 (プロジェクト数)
1.	都市建設と社会発展	1	0
2.	電子情報技術	11	14
3.	環境保護と資源総合利用技術	3	0
4.	生物医薬・医療器械技術	2	13
5.	先進製造技術	4	3
6.	現代交通	0	2
7.	新材料及び利用	1	3
8.	新エネルギーと高効率省エネ	19	0
合計		41	35

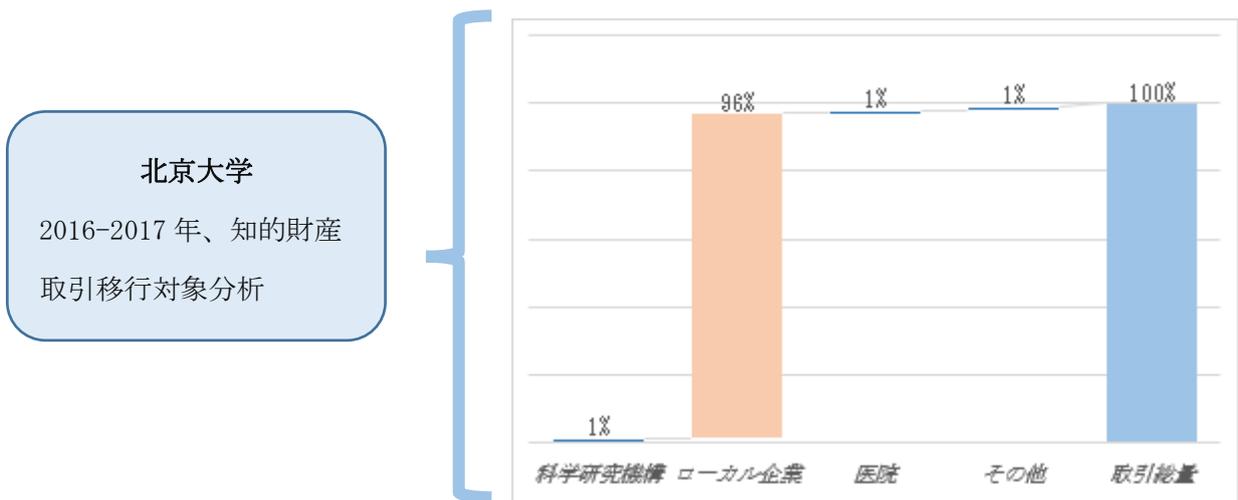
情報出所：中国教育部科学技術司

(4) 【北京大学】における知的財産取引移行対象

[表 4.5] 北京大学における知的財産取引移行対象の企業属性別分布

企業属性	2016年 (プロジェクト数)	2017年 (プロジェクト数)
科学研究機構	0	1
ローカル企業+科学研究機構	1	3
ローカル企業	39	30
学校	1	0
医院	0	1
合計	41	35

2016～2017年、北京大学における知的財産取引のうち、96%の移行対象は中国ローカル企業である。

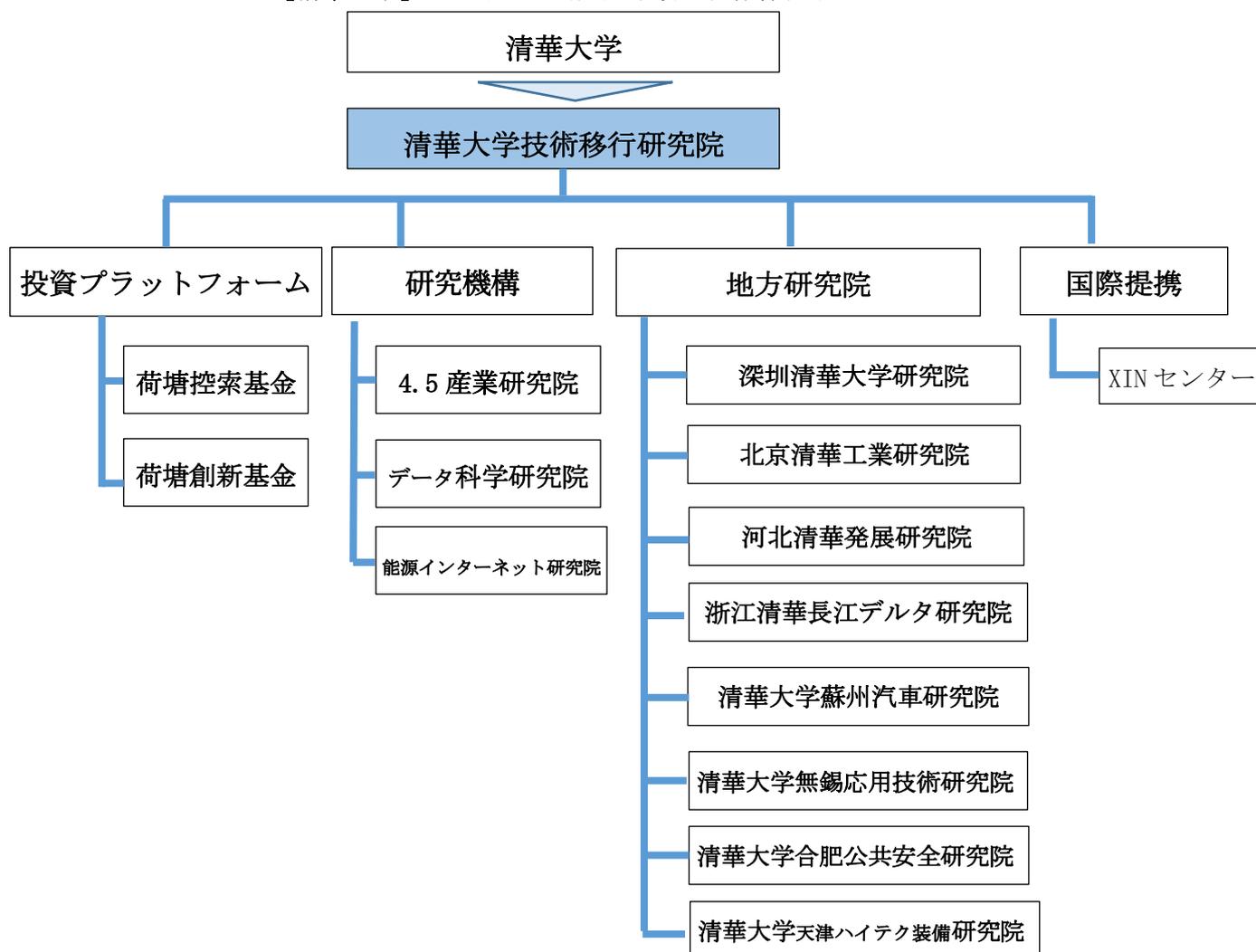


情報出所：中国教育部科学技術司

4.12-2 【清華大学】における知的財産取引状況

(1) 【清華大学】における知的財産戦略

【清華大学】における知的財産取引の組織枠組み



2014年6月、清華大学技術移行研究院が設立された。清華大学が産業向けの発展と地域向けの経済発展は、主に独立研究機構と産業化拠点の設立を通じて、科技成果の移行転換を推進している。

産業発展を推進するために、清華大学では産業ニーズ向けの多学科交差の独立研究機構を設立し、相次いで4.5産業研究院、データ科学研究院とエネルギーインターネット研究院、計3つの独立研究院を設立した。2015年1月、清華大学と中国民生投資股分有限公司が共同で「清華大学グローバル産業4.5研究院」を設立した。設立目的はグローバルな知力資源を統合し、中国における産業グレード向上と企業発展を推進することである。

清華大学は、イスラエルテルアビブ市とXINセンターを提携して設立している。

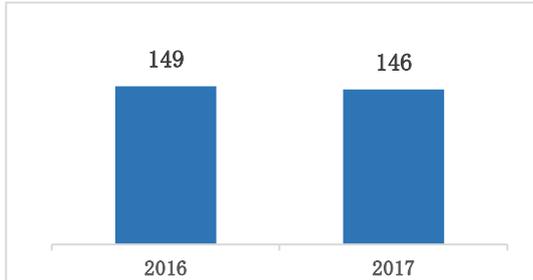
地域経済の発展を推進するため、清華大学は各地方政府と提携し現在までに8つの研究と産業拠点を設立した。

(2) 【清華大学】における知的財産取引規模

① 【清華大学】における知的財産取引プロジェクト量

知的財産取引量の区分：知識財産権（権利者の変更有無）

【清華大学】知的財産取引量（プロジェクト数）



清華大学における知的財産取引量はずっと各大学をリードしている。2016～2017年、清華大学の知的財産取引総量は295本に達した。

③ 【清華大学】における知的財産取引額

2016年、清華大学の知的財産取引年間実質所得は581,625千元である。

【表 4.6】 【清華大学】における知的財産取引状況表

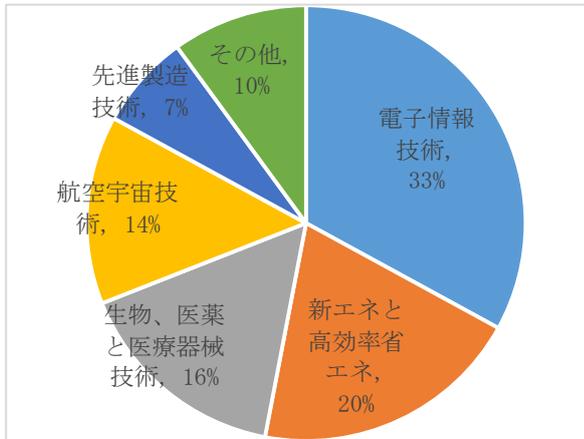
知的財産取引	取引内訳	数量	単位
技術譲渡	締結済み契約数	578	本
	年間実質所得	500,525	千元
特許販売	契約数	90	本
	総金額	102,525	千元
	年間実質所得	81100	千元
知的財産取引額合計（千元）		581,625	千元

情報出所：中国教育部科学技術司

(3) 【清華大学】における知的財産取引の主要産業

①2016～2017年、清華大学における知的財産取引の主要産業分析

清華大学の知的財産取引の主要産業（2016～2017年）



2016～2017年、清華大学における知的財産取引のトップ3産業（数量ベース）

1. 電子情報技術
2. 新エネと高効率省エネ
3. 生物、医薬と医療器械技術

②2016～2017年、清華大学における知的財産取引産業の発展傾向

2016年の知的財産取引の主要産業は[電子情報技術]、[生物、医薬と医療器械技術]と[航空宇宙技術]。

2017年の知的財産取引の主要産業は、[新エネと高効率省エネ]、[電子情報技術]と[先進製造技術]。

清華大学は、[新エネと高効率省エネ]と[先進製造技術]の2分野において、知的財産取引量の急成長の状況を現わしている。

[表 4.7] 清華大学における知的財産取引産業分布表（数量ベース）

No.	知的財産取引産業	2016年 (プロジェクト数)	2017年 (プロジェクト数)
1.	電子情報技術	65	32
2.	新エネと高効率省エネ	15	45
3.	生物、医薬と医療器械技術	30	18
4.	航空宇宙技術	29	11
5.	先進製造技術	3	19
6.	原子利用技術	0	8
7.	都市建設と社会発展	0	6
8.	新材料及び利用	3	3
9.	環境保護と資源综合利用技術	2	2
10.	農業技術	2	0
11.	現代交通	0	2
合計		149	146

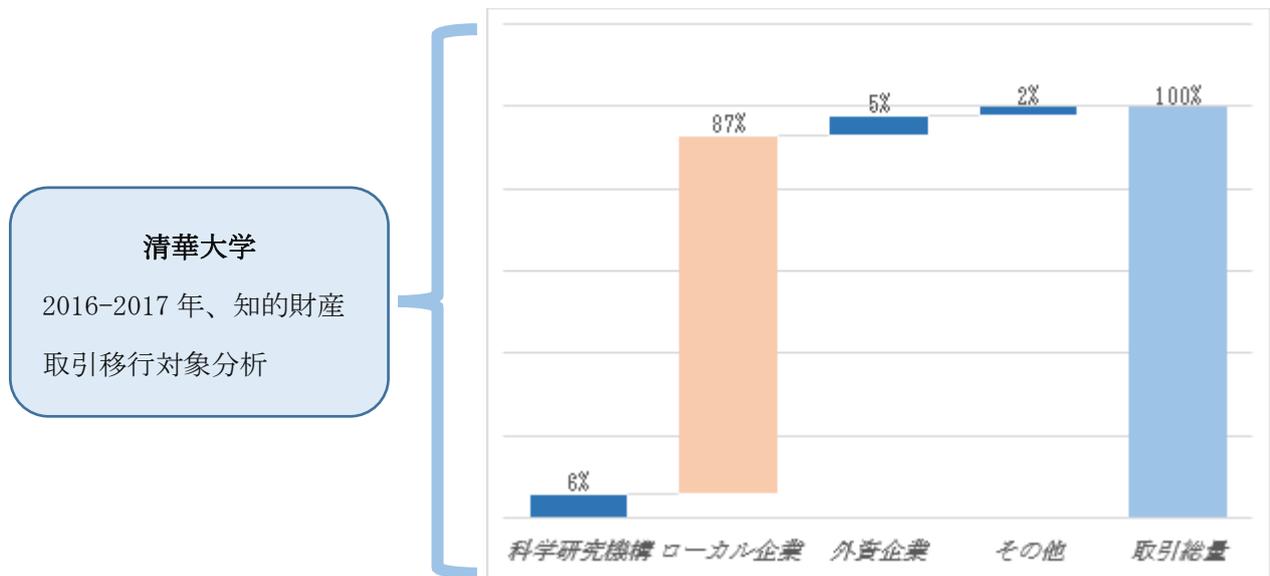
情報出所：中国教育部科学技術司

(4) 【清華大学】における知的財産取引移行対象

[表 4.8] 清華大学における知的財産取引移行対象の企業属性別分布

企業属性	2016年 (プロジェクト数)	2017年 (プロジェクト数)
科学研究機構 (独立系)	9	9
ローカル企業+科学研究機構	3	13
ローカル企業	122	119
学校	1	0
医院	1	2
中外合資	6	2
外商独資	0	1
台湾香港マカオ系	7	0
合計	149	146

2016～2017年、清華大学における知的財産取引移行対象はローカル企業がメインで、87%の市場シェアを占める。



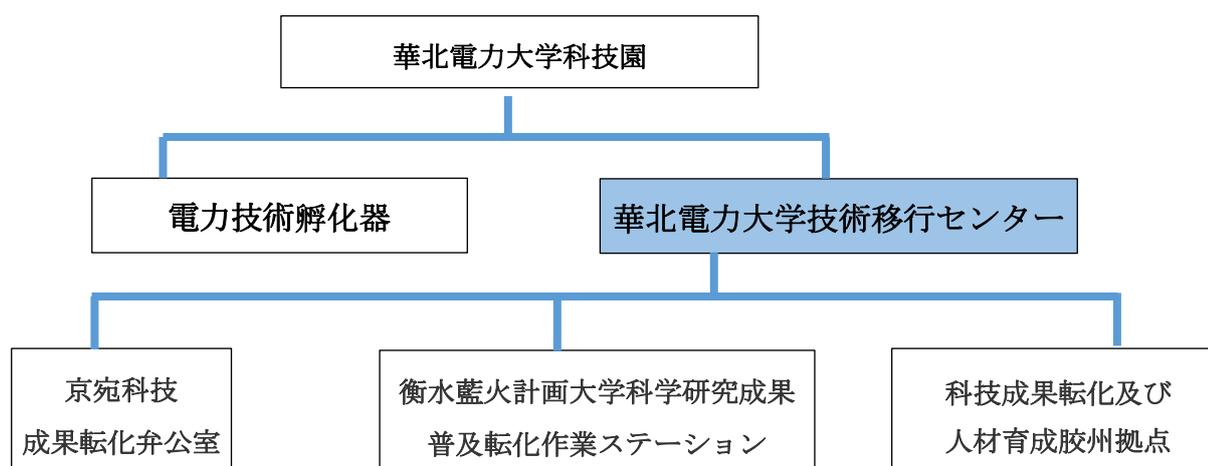
情報出所：中国教育部科学技術司

4.12-3 【華北電力大学】における知的財産取引状況

(1) 【華北電力大学】における知的財産戦略

華北電力大学副校長の王増平氏によれば、華北電力大学はイノベーションセンターを媒体として、電力系統の公共技術パイロット試験サービスプラットフォームを建設する。「R&D－パイロット試験－規模化生産」という完全な技術イノベーションチェーンを構築し、技術移行と科技成果転化を推進する。中関村イノベーションセンターと提携し、区を跨るイノベーション生態系統を作り上げる見込み。

【華北電力大学】における知的財産取引の組織枠組み



2010年11月、華北電力大学技術移行センターが設立された。華北電力大学は鮮明な特徴を持つ電力の専門性を背景に、技術移行センターが各提携側と産学研提携、科技成果転化、大学と企業の人材育成、交流、研究生特派員制度の構築などの課題を巡って、成果や効果が著しい提携を実現し、満足できる経済と社会満足な経済と社会収益を取得できた。

技術移行センターは、河南省南陽市と京宛科技成果轉化弁公室を設立し、北京地区の大学が「南水北調プロジェクト」の水源地政府との間における科技と成果の交流及び転化業務を促進できた。

河北省衡水市工業新区と衡水藍火計画大学科学研究成果普及轉化作業ステーションを共同設立した。北京天津河北省一体化及び大学科学技術成果轉化が遅れる地域を全面的に推し進めるための基盤を築いた。

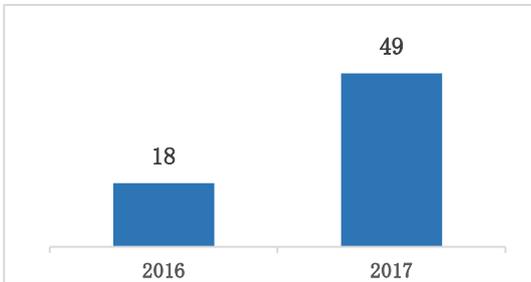
山東省胶州市と提携協議を達成し、双方が産学研提携拠点を共同に設立し、胶州市を科技成果轉化及び人材育成の拠点となるように提携する。

(2) 【華北電力大学】における知的財産取引規模

① 【華北電力大学】における知的財産取引プロジェクト量

知的財産取引量の区分：知識財産権（権利者の変更有無）

【華北電力大学】知的財産取引量（プロジェクト数）



華北電力大学における知的財産取引量は急成長を遂げ、成長率は170%を実現した。2016～2017年、華北電力大学の知的財産取引総量は67本に達した。

② 【華北電力大学】における知的財産取引額

2016年の華北電力大学の知的財産取引年間実質所得は4,740千元である。

【表 4.9】 【華北電力大学】における知的財産取引状況表

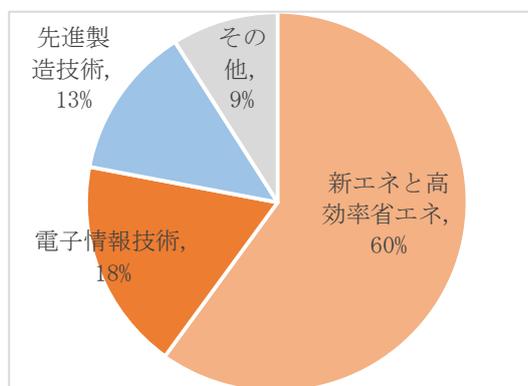
知的財産取引	取引内訳	数量	単位
技術譲渡	締結済み契約数	11	本
	年間実質所得	2,370	千元
特許販売	契約数	11	本
	総金額	2,675	千元
	年間実質所得	2,370	千元
知的財産取引額合計（千元）			千元

情報出所：中国教育部科学技術司

(3) 【華北電力大学】における知的財産取引の主要産業

①2016～2017年、華北電力大学における知的財産取引の主要産業分析

華北電力大学の知的財産取引の主要産業（2016～2017年）



2016～2017年、華北電力大学における知的財産取引のトップ3産業（数量ベース）

1. 新エネと高効率省エネ
2. 電子情報技術
3. 先進製造技術

②2016～2017年、華北電力大学における知的財産取引産業の発展傾向

2016年の知的財産取引の主要産業は、[新エネと高効率省エネ]。

2017年の知的財産取引の産業のうち、[電子情報技術]が急速成長し、目下主要産業は[新エネと高効率省エネ]と[電子情報技術]である。

[表 4.10] 華北電力大学における知的財産取引産業分布表（数量ベース）

No.	知的財産取引産業	2016年 (プロジェクト数)	2017年 (プロジェクト数)
1.	新エネと高効率省エネ	13	27
2.	電子情報技術	2	10
3.	先進製造技術	2	7
4.	環境保護と資源综合利用技術	0	2
5.	新材料及び利用	0	2
6.	都市建設と社会発展	0	1
7.	生物、医薬と医療器械技術	1	0
合計		18	49

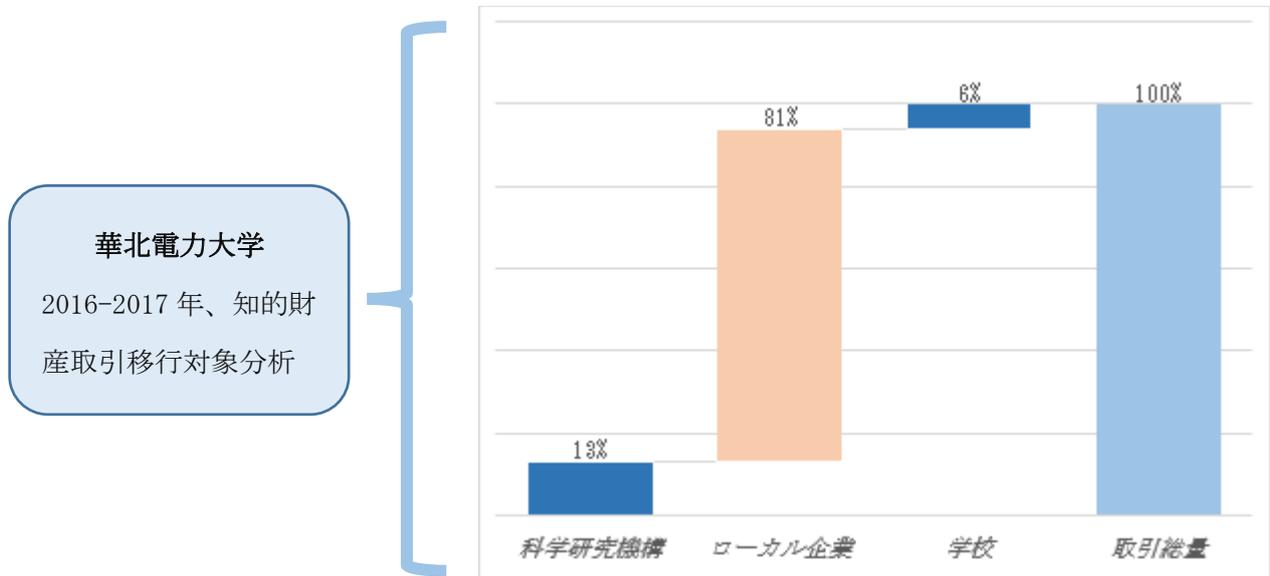
情報出所：中国教育部科学技術司

(4) 【華北電力大学】における知的財産取引移行対象

[表 4. 11] 華北電力大学における知的財産取引移行対象の企業属性別分布

企業属性	2016年 (プロジェクト数)	2017年 (プロジェクト数)
科学研究機構	3	6
ローカル企業+科学研究機構	8	22
ローカル企業	7	17
学校	0	4
合計	18	49

2016～2017年、華北電力大学の知的財産取引移行対象はローカル企業がメインで、81%の市場シェアを占める。



情報出所：中国教育部科学技術司

4.2 上海市～大学における知的財産取引状況

4.21 上海市の大学における知的財産取引概況分析

4.21-1 上海市大学における知的財産取引規模

上海市の大学における知的財産取引の市場規模に関するデータ区分

- 上海市における大学の統計数量：7カ所
- 大学の区分：「211大学」及び地方の省級政府と中央関連部門が共同設立した大学を含む
(注：「211大学」とは、21世紀に中国が重点とする100カ所の大学を指す。地方の省級政府と中央関連部門が共同設立した大学とは、中国国務院が管轄する関連部門・委員会（例：教育部、教育委員会）が中国の省級（※省級には省、自治区、直轄市が含まれる）政府と共同的に設立した大学を指す。）
- 知的財産取引（額）の市場規模＝技術譲渡収入+特許販売収入

2015年、上海市における大学の知的財産取引年間総額（年間実質所得）は105,670千元である。

上海市における大学（7カ所）の知的財産取引大学平均額（年間実質所得）は15,069千元と推算される。

上海市の大学が知的財産取引に関する大学平均水準について、毎年締結済み技術譲渡契約は68本で、契約額は20,448千元である。毎年締結済み特許販売プロジェクトは35本で、取引総金額は16,769千元である。

[表 4.12] 上海市における大学の知的財産取引一覧表（2015年）

知的財産取引	取引内訳	総計（21カ所大学）		大学の取引年間平均量	
		数量	単位	数量	単位
技術譲渡	締結済み契約数	473	本	68	本
	契約額	143,134	千元	20,448	千元
	年間実質所得	69,968	千元	9,995	千元
特許販売	契約数	243	本	35	本
	総金額	67,561	千元	9,652	千元
	年間実質所得	35,702	千元	5,100	千元
知的財産取引額合計（千元）		105,670	千元	15,069	千元

情報出所：中国教育部科学技術司

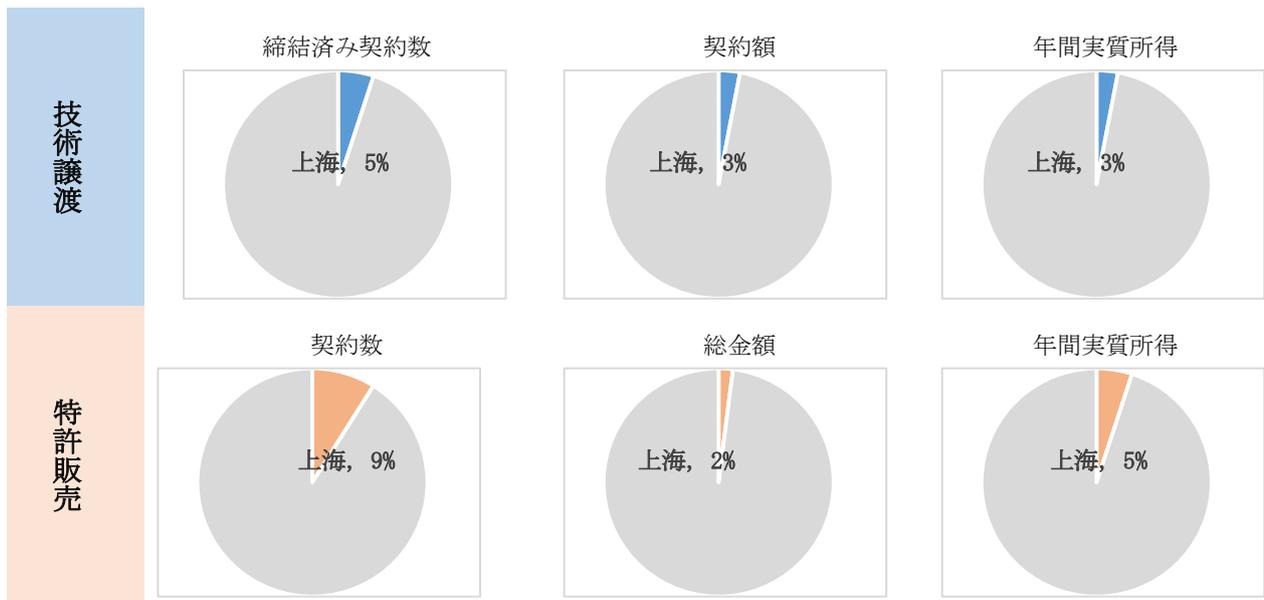
4. 21-2 上海市大学における知的財産取引貢献分析

(1) 上海市の大学における知的財産取引貢献概況



上海市の大学における知的財産取引額は中国における知的財産取引総額の4%を占めている。

上海市における知的財産取引貢献比率（中国市場に占める市場シェア）



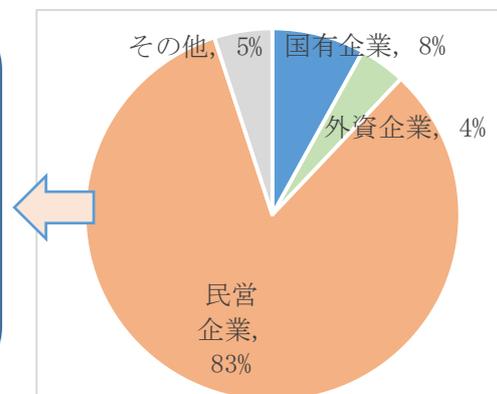
情報出所：中国教育部科学技術司

(2) 上海市における大学の知的財産取引譲渡対象分析

①上海市における大学の技術譲渡契約移行企業～企業属性別分布

上海市における大学の技術譲渡契約企業属性別分布(契約量ベース)

上海市における大学の技術譲渡契約総数は473本。
上海市における大学の技術譲渡契約移行企業の内、民営企業は主力である。民営企業による購買量の割合は技術譲渡契約総数の83%を占める。

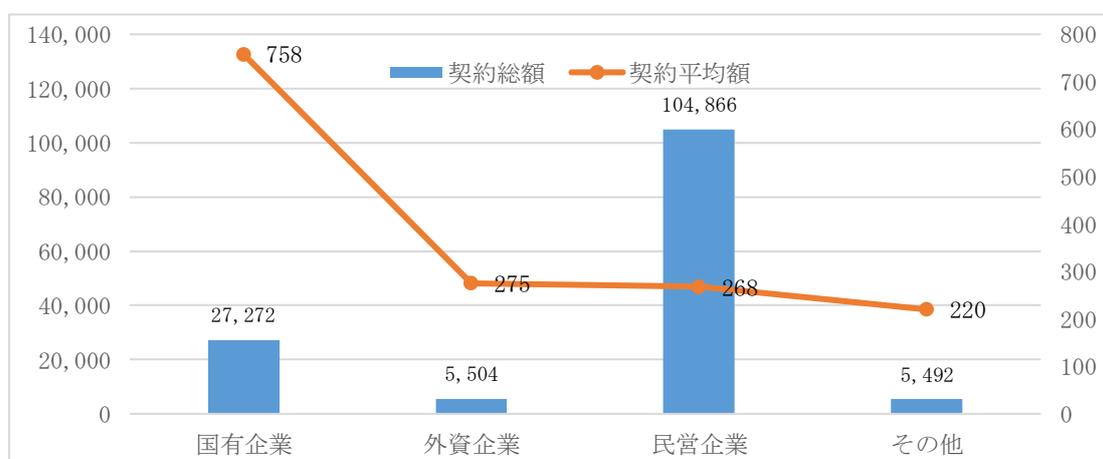


②上海市における大学の技術譲渡契約の移行先企業～企業属性別分布表

上海市における大学の技術譲渡契約の移行先企業のうち、民営企業による契約取引総額が最も高い一方、国有企業による契約平均額は最も高く、平均総額の2倍以上を超えた。

[表 4.13] 企業属性別分布表

移行先企業属性	契約数	契約総額 (千元)	契約平均額 (千元)
国有企業	36	27,272	758
外資企業	20	5,504	275
民営企業	392	104,866	268
その他	25	5,492	220
合計	473	143,134	303



情報出所：中国教育部科学技術司

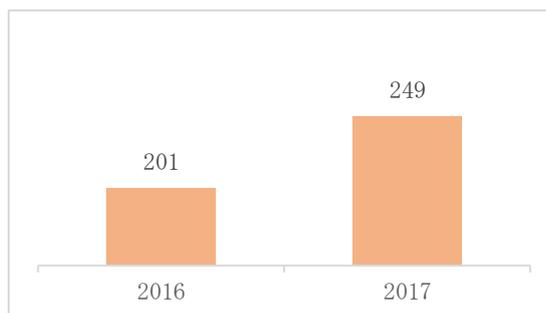
4.22 上海市の大学における知的財産取引状況

上海市において知的財産取引を行う大学の主要3校は東華大学、上海交通大学、同済大学である。

2016～2017年、上海市における上記3校は国政策による支持を得て、知的財産取引量が450本に達した。そのうち、2016年の知的財産取引プロジェクト数は201本、2017年には249本に達し、年間成長率は24%であった。



2016～2017年主要3校における知的財産取引総量(プロジェクト数)

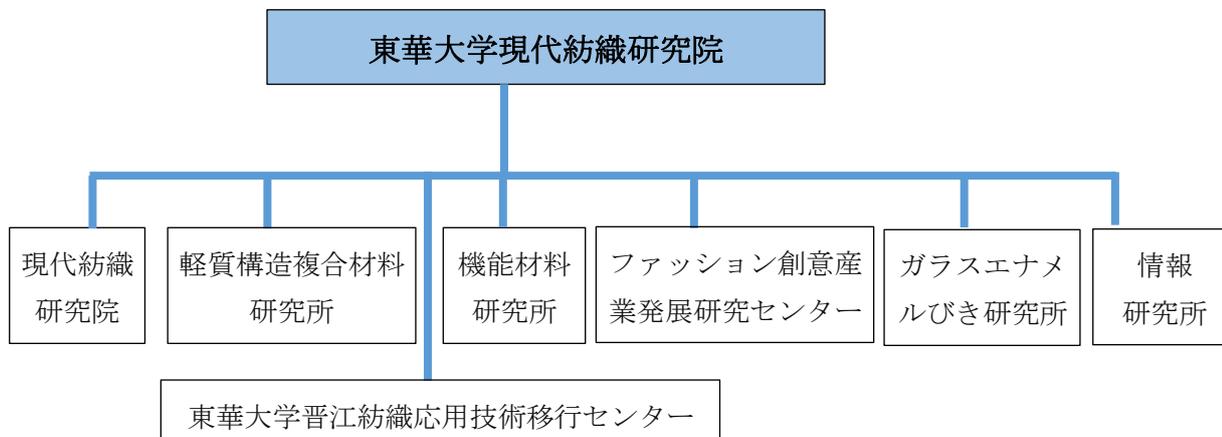


情報出所：2016～2017年、東華大学、同済大学、上海交通大学3校の取引完了済み知的財産取引プロジェクト数統計

4.22-1 【東華大学】における知的財産取引状況

(1) 【東華大学】における知的財産戦略

【東華大学】における知的財産取引の組織枠組み



東華大学現代紡織研究院は、2003年12月に設立された。紡織及び関連専門を背景に専門を跨ぐ産学研結合の科学研究を実施し、紡織学科を中核とする学科交差プラットフォームを構築した。現代紡織事業化・産業化発展を目標として、重要な科学研究プロジェクトを積極的に組織・請負・実施した。2011年6月、科技部より「技術移行モデル機構」と認定された。

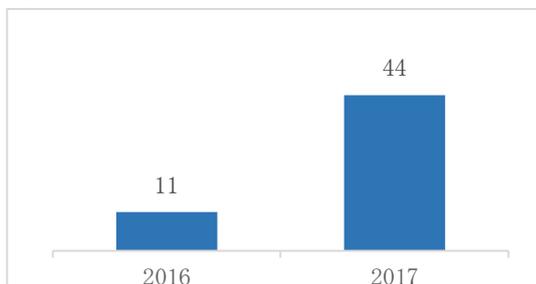
2017年12月に開業した東華大学晋江紡織利用技術移行センターは、東華大学が紡織利用、材料、染色と仕上げなど分野における人材及び科学研究の強みを充分発揮して、福建省晋江地区において現地企業が各種科技予定プロジェクトの申請、特許申請、人材育成及び人材導入など関連業務を助力する。

(2) 【東華大学】における知的財産取引規模

① 【東華大学】における知的財産取引プロジェクト量

知的財産取引量の区分：知識財産権（権利者の変更有無）

【東華大学】知的財産取引量（プロジェクト数）



東華大学における知的財産取引量は急成長し、2017年の取引量は3倍も増えた。2016～2017年、東華大学の知的財産取引総量は55本に達した。

② 【東華大学】における知的財産取引額

2016年、東華大の知的財産取引年間実質所得は7,530千元である。

[表 4. 14] 東華大学における知的財産取引状況表

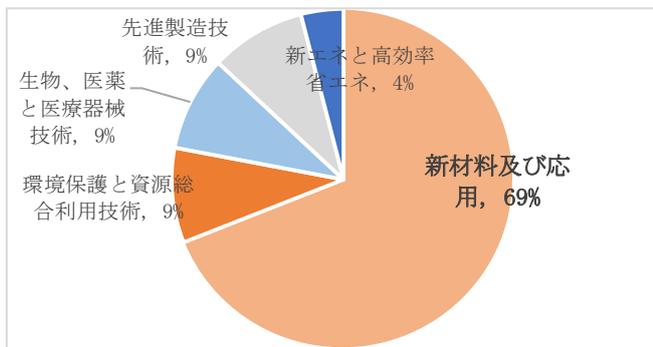
知的財産取引	取引内訳	数量	単位
技術譲渡	締結済み契約数	19	本
	年間実質所得	3,765	千元
特許販売	契約数	19	本
	総金額	4845	千元
	年間実質所得	3765	千元
知的財産取引額合計（千元）		7,530	千元

情報出所：中国教育部科学技術司

(3) 【東華大学】における知的財産取引の主要産業

①2016～2017年、東華大学における知的財産取引の主要産業分析

東華大学の知的財産取引の主要産業（2016-2017年）



2016～2017年、【東華大学】における知的財産取引のトップ産業（数量ベース）

- ・新材料及び利用

②2016～2017年、東華大学における知的財産取引産業の発展傾向

東華大学では、[新材料及び利用]分野における知的財産取引量の急成長が、その知的財産取引量の規模を膨らませた。それと同時に、[環境保護と資源総合利用技術]と[生物、医薬と医療器械技術]2分野においても発展をスタートした。

[表 4.15] 東華大学における知的財産取引産業分布表（数量ベース）

No.	知的財産取引産業	2016年 (プロジェクト数)	2017年 (プロジェクト数)
1.	新材料及び利用	6	32
2.	環境保護と資源総合利用技術	0	5
3.	生物、医薬と医療器械技術	0	5
4.	先進製造技術	4	1
5.	新エネと高効率省エネ	1	1
合計		11	44

(4) 【東華大学】における知的財産取引移行対象

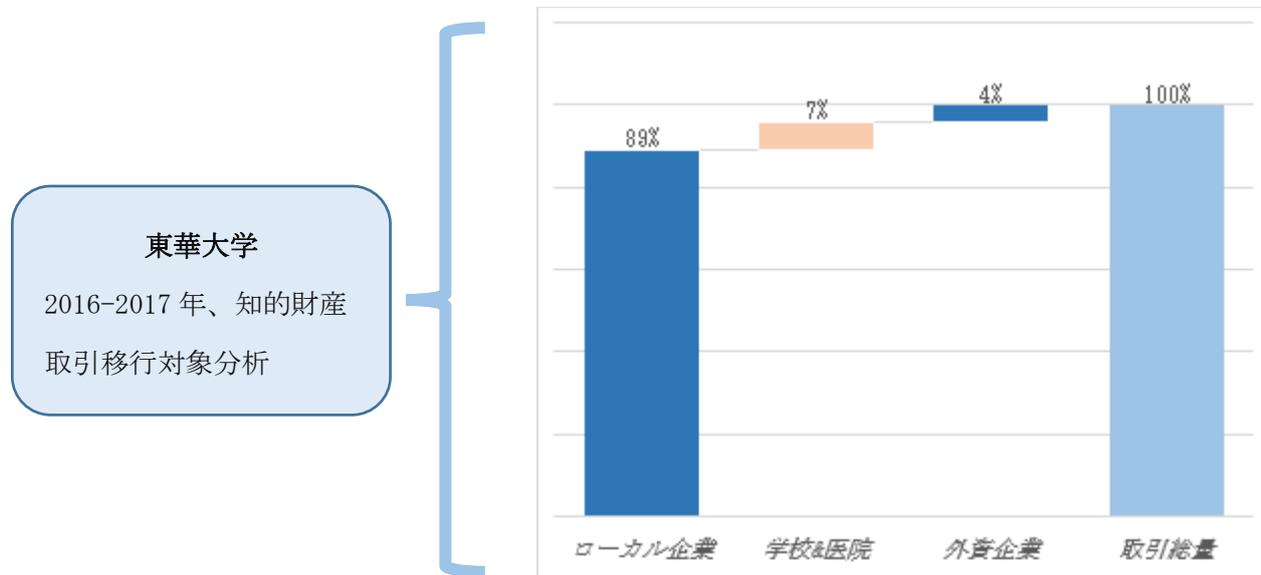
[表 4.16] 東華大学における知的財産取引移行対象の企業属性別分布

企業属性	2016年 (プロジェクト数)	2017年 (プロジェクト数)
ローカル企業	8	41
学校	2	1
医院	0	1

中外合資企業	0	1
台湾香港マカオ系企業	1	0
合計	11	44

情報出所：中国教育部科学技術司

2016～2017年、東華大学の知的財産取引の移行先企業はローカル企業をメインとし、89%の市場シェアを占める。



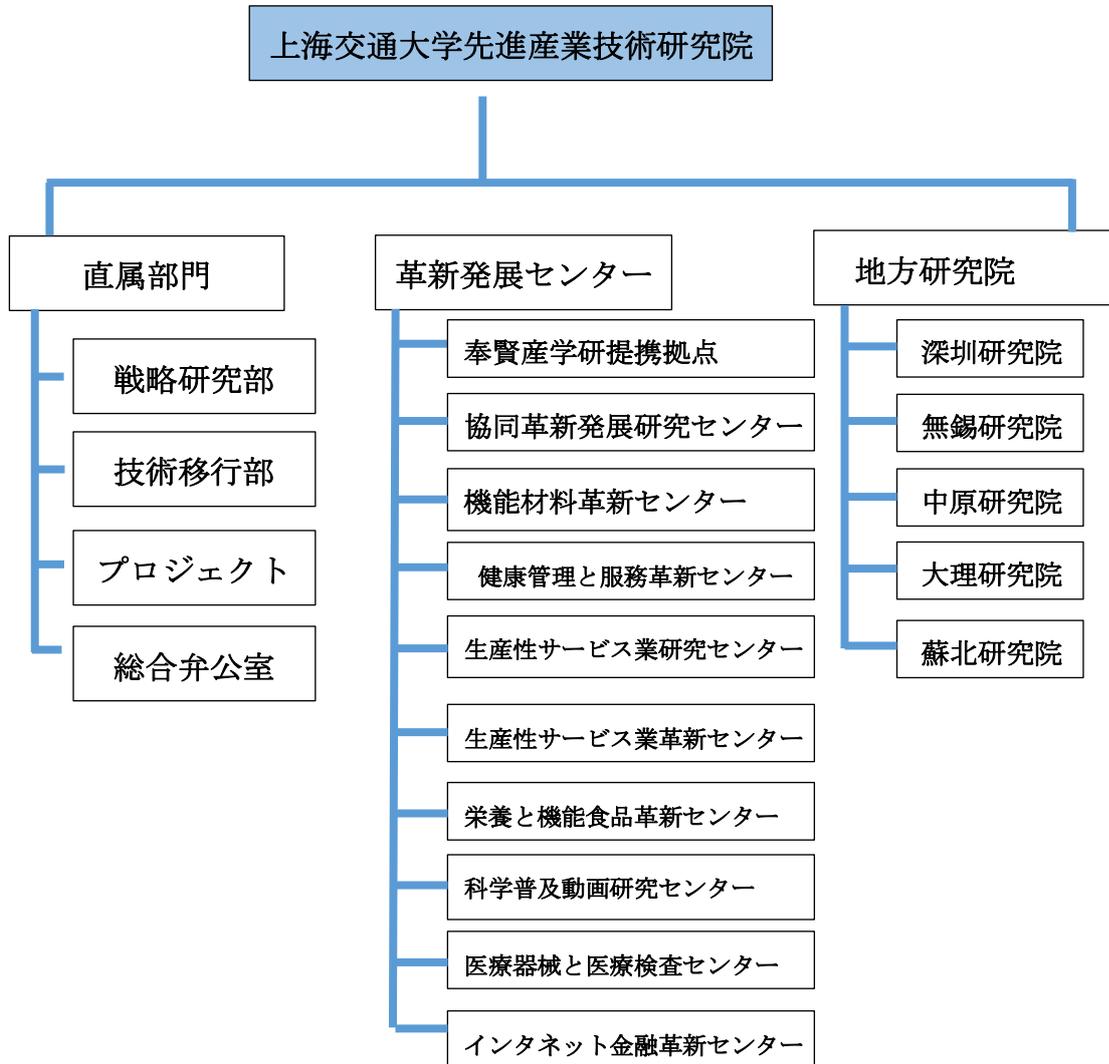
注：「外資企業」とは、独資企業+合資企業+香港・マカオ・台湾企業のことである。

情報出所：中国教育部科学技術司

4.22-2 【上海交通大学】における知的財産取引状況

(1) 【上海交通大学】における知的財産戦略

【上海交通大学】における知的財産取引の組織枠組み



2009年12月、上海交通大学先進産業技術研究院が設立された。4つの直屬部門、10の革新發展センターと5つの地方研究院によって構成される。

将来の新興産業發展をリードできるハイテクに注力し、イノベーション勢力を統合して核心技術・難関技術・共通技術を徐々に形成し、技術の集積イノベーションの推進且つ技術移行を有効に推進し、新興産業の發展をリードする。主に単体プロジェクトの育成と發展、基盤プロジェクトの建設、大学と地方との提携及び大学と企業の提携のためにサービスを提供する。

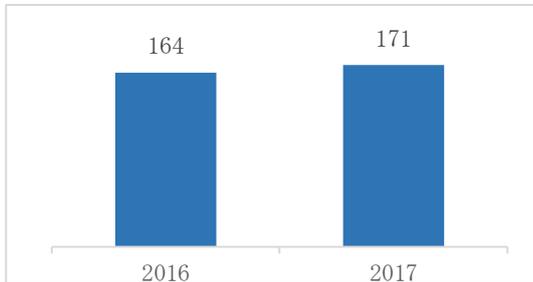
「科技イノベーション投資基金」の設立を計画準備し、奉賢区政府が初期資金を投資し、上海交通大学先進産業技術研究院に委託して基金の募集設立及び規範に合う運営と管理を推進する。主な投資方向には、生物医薬、省エネ環境保護、新材料、スマート製造及び生産性サービス業等の分野を含む。

(2) 【上海交通大学】における知的財産取引規模

① 【上海交通大学】における知的財産取引プロジェクト量

知的財産取引量の区分：知識財産権（所持者の変更有無）

【上海交通大学】知的財産取引量（プロジェクト数）



上海交通大学における知的財産取引量はずっと安定した成長を維持している。2016～2017年、上海交通大学における知的財産取引総量は335本に達した。

② 上海交通大学における知的財産取引額

2016年、上海交通大学にの知的財産取引年間実質所得は24,435千元である。

【表 4.17】 【上海交通大学】における知的財産取引状況表

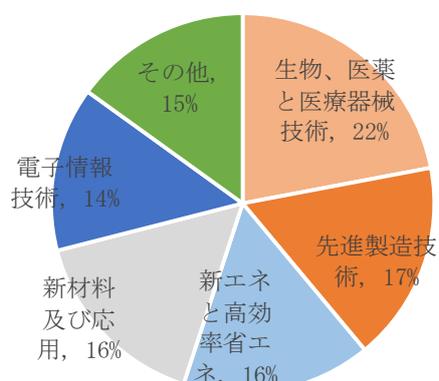
知的財産取引	取引内訳	数量	単位
技術譲渡	締結済み契約数	209	本
	年間実質所得	15,264	千元
特許販売	契約数	124	本
	総金額	35,760	千元
	年間実質所得	9,171	千元
知的財産取引額合計（千元）		24,435	千元

情報出所：中国教育部科学技術司

(3) 【上海交通大学】における知的財産取引の主要産業

①2016～2017年、上海交通大学における知的財産取引の主要産業分析

上海交通大学の知的財産取引の主要産業（2016-2017年）



2016～2017年、上海交通大学における知的財産取引のトップ3産業（数量ベース）

1. 生物、医薬と医療器械技術
2. 先進製造技術
3. 新エネと高効率省エネ

②2016～2017年、上海交通大学における知的財産取引産業の発展傾向

2016年の知的財産取引の主要産業は、[生物、医薬と医療器械技術]と[新材料及び利用]。

2017年の知的財産取引の主要産業は[新エネと高効率省エネ]と[先進製造技術]。

上海交通大学では、[先進製造技術]と[新エネと高効率省エネ]の2分野における知的財産取引量が急成長の状況を現わしているものの、[生物、医薬と医療器械技術]分野における取引量は半分近く減少した。

[表 4.18] 上海交通大学における知的財産取引産業分布表（数量ベース）

No.	知的財産取引産業	2016年 (プロジェクト数)	2017年 (プロジェクト数)
1.	生物、医薬と医療器械技術	48	26
2.	先進製造技術	25	33
3.	新エネと高効率省エネ	19	36
4.	新材料及び利用	28	24
5.	電子情報技術	28	18
6.	農業技術	4	11
7.	環境保護と資源综合利用技術	6	8
8.	都市建設と社会発展	2	7
9.	現代交通	3	6
10.	原子利用技術	0	2
11.	航空宇宙技術	1	0
合計		164	171

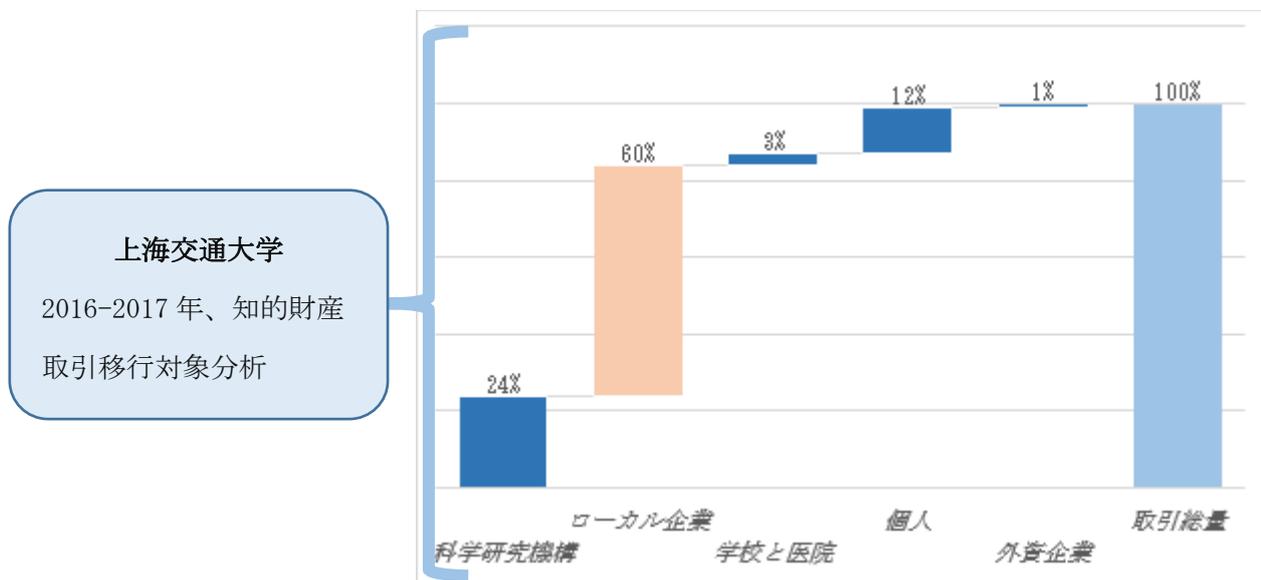
情報出所：中国教育部科学技術司

(4) 【上海交通大学】における知的財産取引移行対象

[表 4. 19] 上海交通大学における知的財産取引移行対象の企業属性別分布

企業属性	2016年 (プロジェクト数)	2017年 (プロジェクト数)
個人	16	25
科学研究機構	15	66
ローカル科学研究機構	8	3
ローカル企業	119	71
学校	3	4
医院	2	0
外商独資	1	0
中外合資	0	2
合計	164	171

2016～2017年、上海交通大学における知的財産取引移行対象は、ローカル企業と科学研究機構をメインとしている。そのうち、ローカル企業が60%の市場シェアを占め、科学研究機構が24%の市場シェアを占めている。

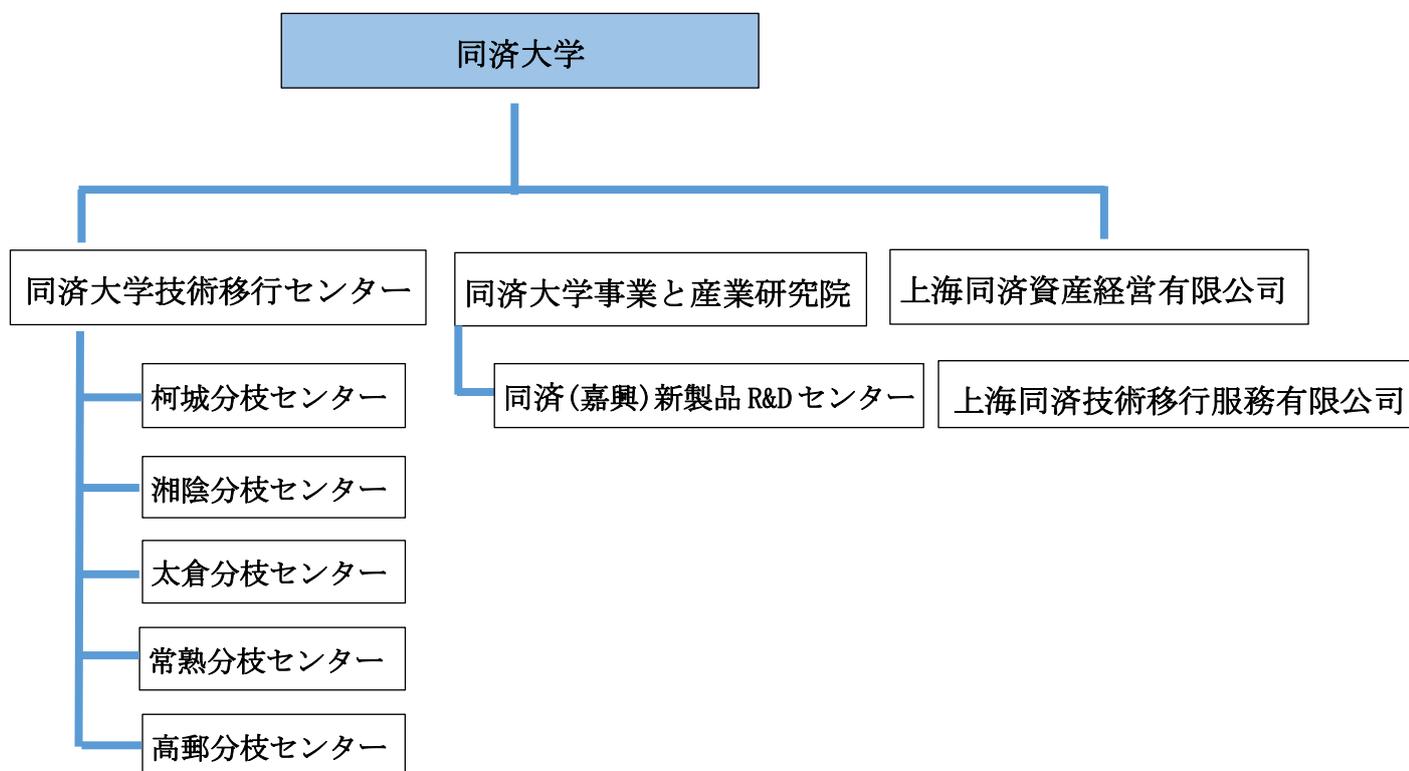


情報出所：中国教育部科学技術司

4. 22-3 【同济大学】における知的財産取引状況

(1) 【同济大学】における知的財産戦略

【同济大学】における知的財産取引の組織枠組み



2012年5月、同济大学は大学の科技処、科技园、知的財産権学院を連合して同济大学技術移行センター（即ち、上海同済技術移行服務有限公司）を立ち上げた。大学が持つ科技資源と産業と資本との結合を推進し、大学が企業との産学研を緊密に繋がることのできる協力プラットフォームを構築できた。同济大学の特徴ある技術移行運行メカニズムと産学研提携の新モデルを模索し、同济大学の各学科各分野における優秀な科学研究成果を社会向けに転化して産業化を推進する。

2016年12月、同济大学科学技术研究院を同济大学事業と産業研究院に再編し、全校でのイノベーションを駆動して、手本を示し、大学が地方との連携や企業との提携を行い、且つ科技成果の移行転化を機構管理する。主な任務は、地域と提携して1カ所以上のイノベーション駆動総合モデル区を重点として建設し、重みある地方研究院や世界トップ500企業との深みある提携の展開である。2017年に同済(嘉興)新製品 R&D センターを設立した。

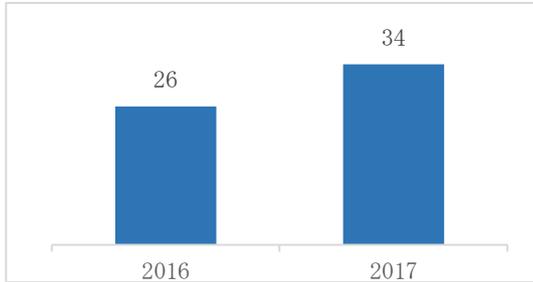
上海同済資産経営有限公司は、上海同済企業管理センターより再編された。登録資本金は1億人民元。主に大学の経営性資産の管理、大学資産の維持・増加及び科技成果の転化と産業化などの責任を負う。

(1) 【同済大学】における知的財産取引規模

① 【同済大学】における知的財産取引プロジェクト量

知的財産取引量の区分：知識財産権（権利者の変更有無）

【同済大学】知的財産取引量（プロジェクト数）



同済大学における知的財産取引量は、ずっと安定成長を維持している。2016～2017年、同済大学における知的財産取引総量は60本に達した。

② 【同済大学】における知的財産取引額

2016年、同済大学の知的財産取引年間実質所得は5,630千元である。

【表 4. 20】 【同済大学】における知的財産取引状況表

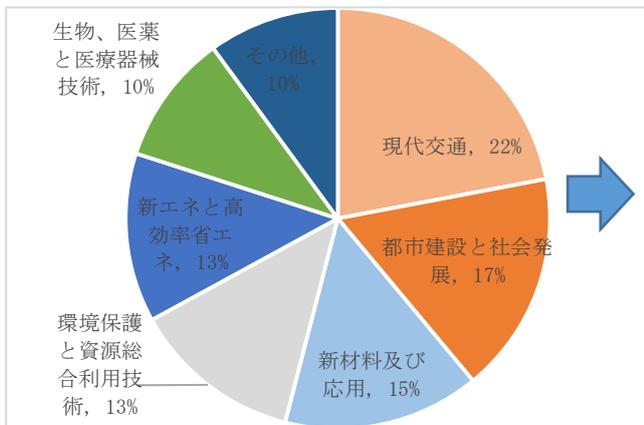
知的財産取引	取引内訳	数量	単位
技術譲渡	締結済み契約数	20	本
	年間実質所得	2,940	千元
特許販売	契約数	19	本
	総金額	2,690	千元
	年間実質所得	2,690	千元
知的財産取引額合計（千元）		5,630	千元

情報出所：中国教育部科学技術司

(3) 【同済大学】における知的財産取引の主要産業

①2016～2017年、同済大学における知的財産取引の主要産業分析

同済大学の知的財産取引の主要産業（2016-2017年）



2016～2017年、同済大学における知的財産取引の主要産業分析

1. 現代交通
2. 都市建設と社会発展
3. 新材料及び利用

②2016～2017年、同済大学における知的財産取引産業の発展傾向：

2016年の知的財産取引の主要産業は、[都市建設と社会発展]と[現代交通]。

2017年の知的財産取引の主要産業は、[新材料及び利用]と[現代交通]。

知的財産取引において、[現代交通]分野の発展が安定している。

[表 4. 21] 同済大学における知的財産取引産業分布表（数量ベース）

No.	知的財産取引産業	2016年 (プロジェクト数)	2017年 (プロジェクト数)
1.	現代交通	6	7
2.	都市建設と社会発展	8	2
3.	新材料及び利用	1	8
4.	環境保護と資源総合利用技術	4	4
5.	新エネと高効率省エネ	4	4
6.	生物、医薬と医療器械技術	1	5
7.	先進製造技術	1	3
8.	電子情報技術	0	1
9.	農業技術	1	7
合計		26	34

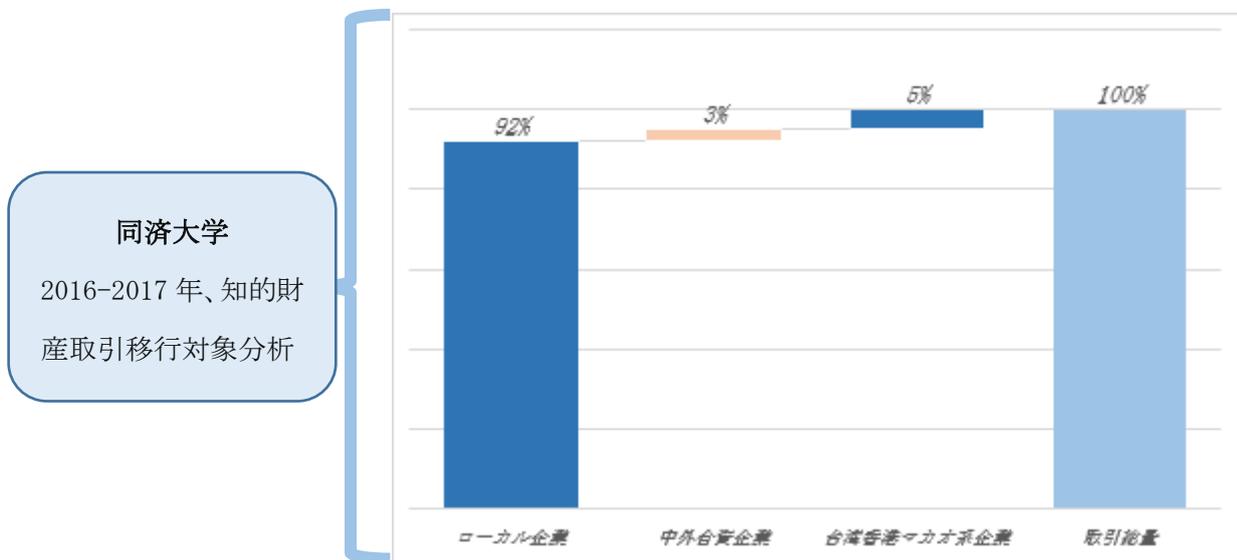
情報出所：中国教育部科学技術司

(4) 【同济大学】における知的財産取引移行対象

[表 4. 22] 同济大学における知的財産取引移行対象の企業属性別分布

企業属性	2016年 (プロジェクト数)	2017年 (プロジェクト数)
ローカル企業	23	29
ローカル企業+科学研究機構	3	0
中外合資	0	2
台湾香港マカオ系企業	0	3
合計	26	34

2016～2017年、同济大学の知的財産取引の92%の移行対象が中国ローカル企業である。



情報出所：中国教育部科学技術司

4.3 深圳市～大学における知的財産取引状況

4.31 深圳市の大学における知的財産取引概況分析

(1) 深圳市の大学における知的財産取引貢献分析



深圳市の大学における知的財産取引額(特許販売)は中国における知的財産取引総額の**3%**を占めている。

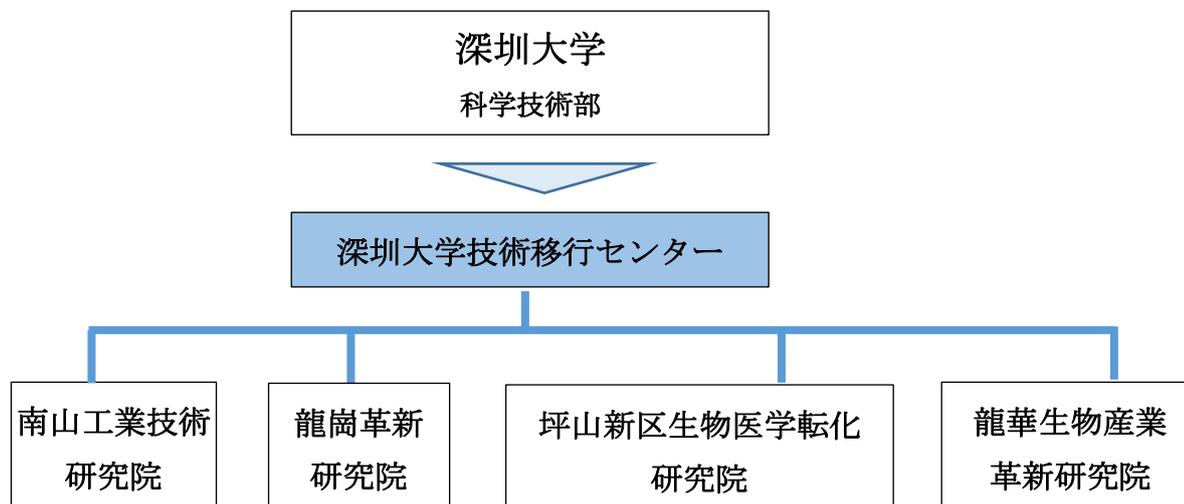
情報出所：中国教育部科学技術司

4.32 深圳市の大学における知的財産取引状況

4.32-1 【深圳大学】における知的財産取引状況

(1) 【深圳大学】における知的財産戦略

【深圳大学】における知的財産取引の組織枠組み



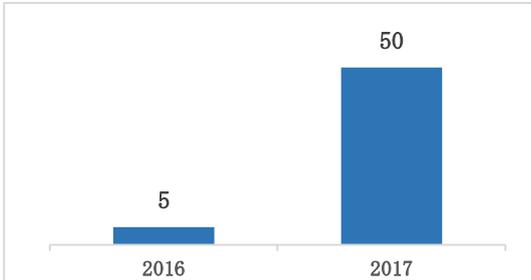
深圳大学技術移行センターは、2011年11月に設立された。大学の科技部に属し、管理される。「国家技術移行モデル機構」に認定され、主に大学成果の転化及び知的財産権に対する責任を負う。技術転化の実現に向け一括サービスを提供する。深圳大学の立地の強みを背景に、大学の科技 R&D 実力、科技成果、科学研究プラットフォーム等科技資源を基礎とし、産業技術研究院等拠点を中核とし、財産権取引や科技金融等仲介サービスを以て、大学における科技産業発展のハイエンドサービスプラットフォームの構築に努力する。最近5年間の累計技術移行金額は2.4億人民元に達した。

(2) 【深圳大学】における知的財産取引規模

① 【深圳大学】における知的財産取引プロジェクト量

知的財産取引量の区分：知識財産権（権利者の変更有無）

【深圳大学】知的財産取引量（プロジェクト数）



深圳大学における知的財産取引量は急成長を遂げ、2017年には10倍の取引量を増やした。

2016～2017年、北京大学における知的財産取引総量は55本に達した。

② 深圳大学における知的財産取引額

2016年、深圳大学の知的財産取引の年間実質所得は796千元である。

【表 4. 23】 深圳大学における知的財産取引状況表

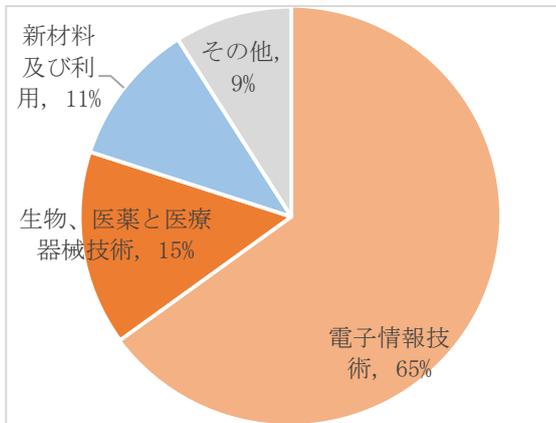
知的財産取引	取引内訳	数量	単位
技術譲渡	締結済み契約数	11	本
	年間実質所得	796	千元
特許販売	契約数	0	本
	総金額	0	千元
	年間実質所得	0	千元
知的財産取引額合計（千元）		796	千元

情報出所：中国教育部科学技術司

(3) 【深圳大学】における知的財産取引の主要産業

①2016～2017年、深圳大学における知的財産取引の主要産業分析

深圳大学の知的財産取引の主要産業（2016-2017年）



2016～2017年、深圳大学における知的財産取引のトップ3産業（数量ベース）

1. 電子情報技術
2. 生物、医薬と医療器械技術
3. 新材料及び利用

②2016～2017年、深圳大学における知的財産取引産業の発展傾向

2016年、深圳大学は[電子情報技術]、[生物、医薬と医療器械技術]、[新材料及び利用]と[都市建設と社会発展]の4分野で発進し始めた。

2017年、[電子情報技術]分野における知的財産取引量が急成長し、深圳大学における知的財産取引量の初期規模化をもたらした。

[表 4. 24] 深圳大学における知的財産取引産業分布表（数量ベース）

No.	知的財産取引産業	2016年 (プロジェクト数)	2017年 (プロジェクト数)
1.	電子情報技術	1	35
2.	生物、医薬と医療器械技術	1	7
3.	新材料及び利用	1	5
4.	都市建設と社会発展	2	2
5.	先進製造技術	0	1
合計		5	50

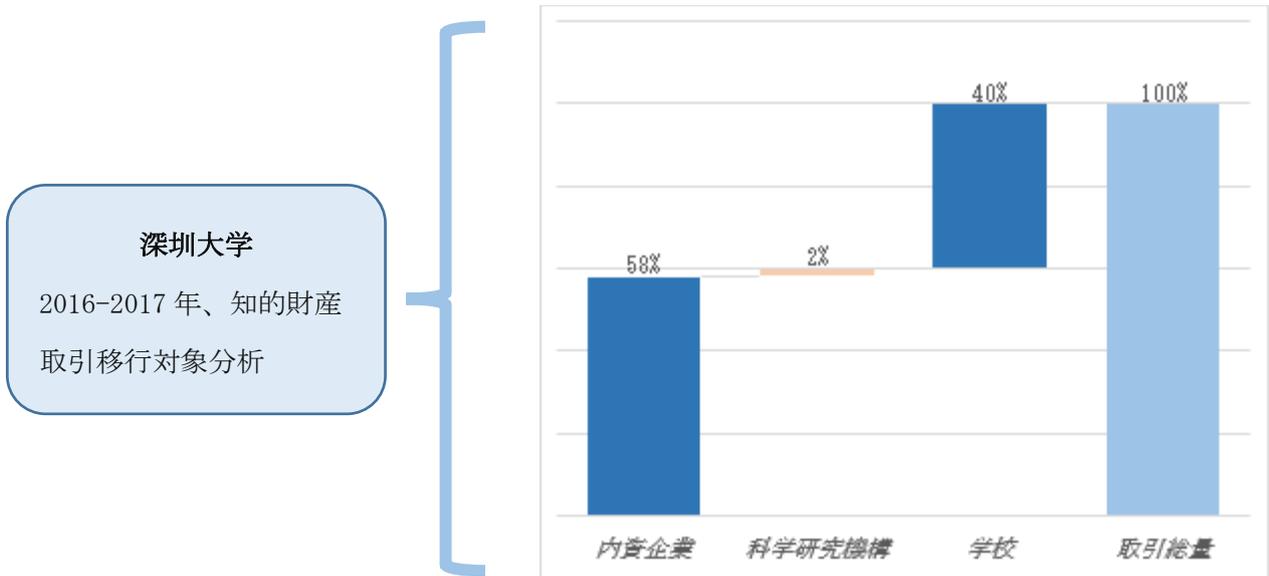
情報出所：中国教育部科学技術司

(4) 【深圳大学】における知的財産取引移行対象

[表 4. 25] 深圳大学における知的財産取引移行対象の企業属性別分布

企業属性	2016年 (プロジェクト数)	2017年 (プロジェクト数)
科学研究機構	0	1
ローカル企業	5	27
学校	0	22
合計	5	50

2016～2017年、深圳大学における知的財産取引の移行対象はローカル企業と学校である。



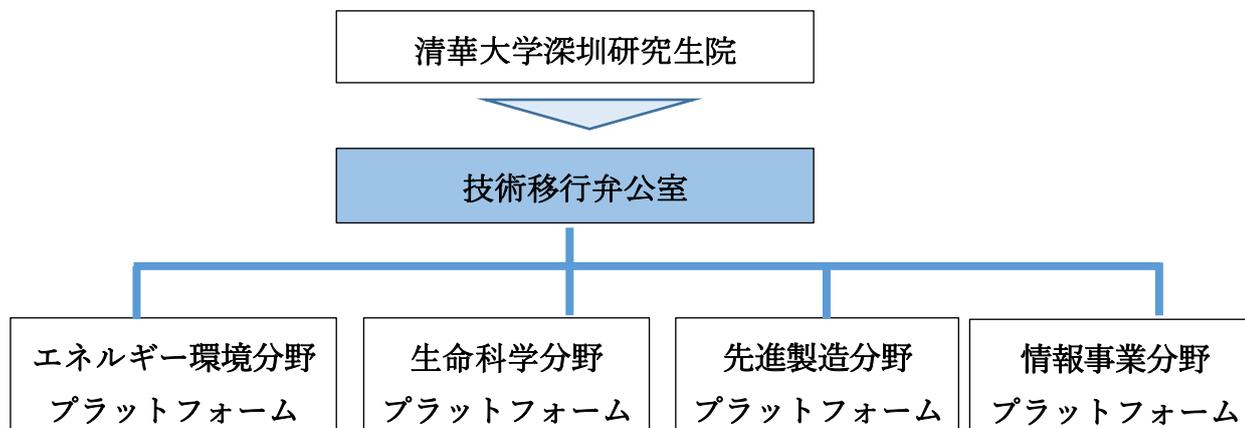
注：「外資企業」とは、独資企業、合資企業、香港・マカオ・台湾系企業のことである。

情報出所：中国教育部科学技術司

4. 32-2 【清華大学深圳研究生院】 知的財産取引状況

(1) 【清華大学深圳研究生院】における知的財産戦略

【清華大学深圳研究生院】における知的財産取引の組織枠組み



清華大学深圳研究生院は2011年、技術移行弁公室を設立した。技術移行のビジネス運営の責任を負い、深圳市及び珠江デルタ地区向けに専門化サービスを提供する。

地方産業の発展ニーズを元に、生物医薬、省エネ環境保護、新エネルギー、新材料、ハイエンド装備製造、新エネルギー自動車、電子情報等ハイテク技術分野におけるイノベーション成果を選定・抽出し、現地の重点産業との迅速且つ有効なマッチングを実現する。ハイテク技術成果の転化と産業化実績には、OCT眼底スキャン光学技術、レーザーヘッド産業化、LED光学照明ランプなど多数の技術移行プロジェクトが挙げられる。

2015年、技術移行弁公室が技術移行における優れた貢献に基づき、科技部より「国家技術移行モデル機構」という称号を授与された。

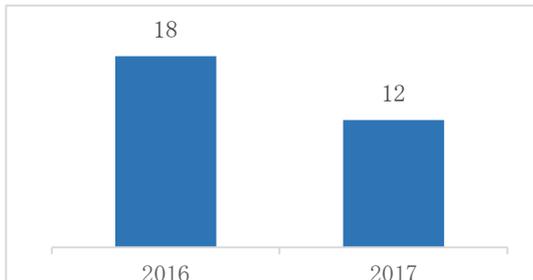
(2) 【清華大学深圳研究生院】における知的財産取引規模

① 【清華大学深圳研究生院】における知的財産取引プロジェクト量

知的財産取引量の区分：知識財産権（所持者の変更有無）

【清華大学深圳研究生院】知的財産取引量

(プロジェクト数)



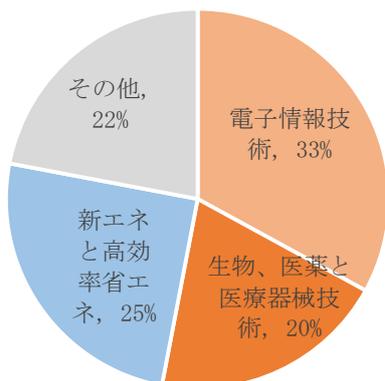
2015年、清華大学深圳研究生院の技術移行弁公室は「国家技術移行モデル機構」と認定された。その後の発展が著しい。

2016～2017年、清華大学深圳研究生院における知的財産取引総量は30本に達した。

(3) 【清華大学深圳研究生院】における知的財産取引の主要産業

① 2016～2017年、清華大学深圳研究生院における知的財産取引の主要産業分析

清華大学深圳研究生院の知的財産取引の主要産業（2016～2017年）



2016～2017年、清華大学深圳研究生院における知的財産取引のトップ3産業（数量ベース）

1. 電子情報技術
2. 新材料及び利用
3. 新エネと高効率省エネ

② 2016～2017年、清華大学深圳研究生院における知的財産取引産業の発展傾向

[電子情報技術]分野と[新エネと高効率省エネ]分野に関する知的財産取引量は、一定の規模を形成できた。

[表 4. 26] 清華大学における知的財産取引産業分布表（数量ベース）

No.	知的財産取引産業	2016年 (プロジェクト数)	2017年 (プロジェクト数)
1.	電子情報技術	6	4

2.	新材料及び利用	4	2
3.	新エネと高効率省エネ	2	4
4.	航空宇宙技術	4	1
5.	生物、医薬と医療器械技術	1	1
6.	原子利用技術	1	
合計		18	12

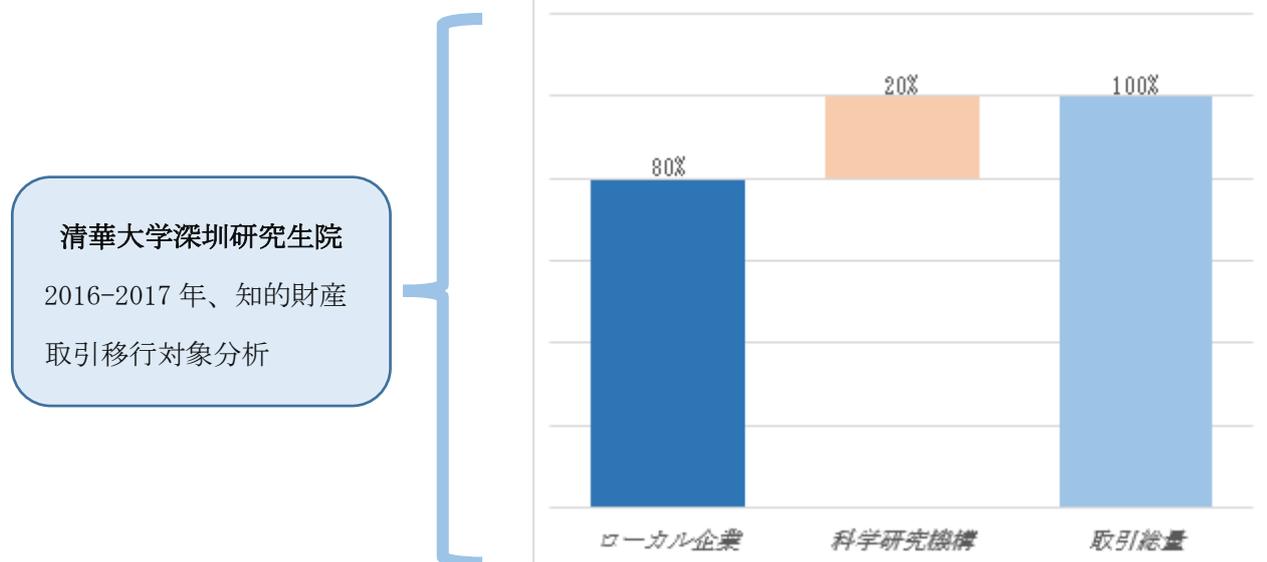
情報出所：中国教育部科学技術司

(4) 【清華大学深圳研究生院】における知的財産取引移行対象

[表 4. 27] 清華大学深圳研究生院における知的財産取引移行対象の企業属性別分布

企業属性	2016年 (プロジェクト数)	2017年 (プロジェクト数)
科学研究機構	4	2
ローカル企業	11	8
ローカル企業+科学研究機構	3	2
合計	18	12

2016～2017年、清華大学深圳研究生院における知的財産取引移行対象はローカル企業がメインで、89%の市場シェアを占める。

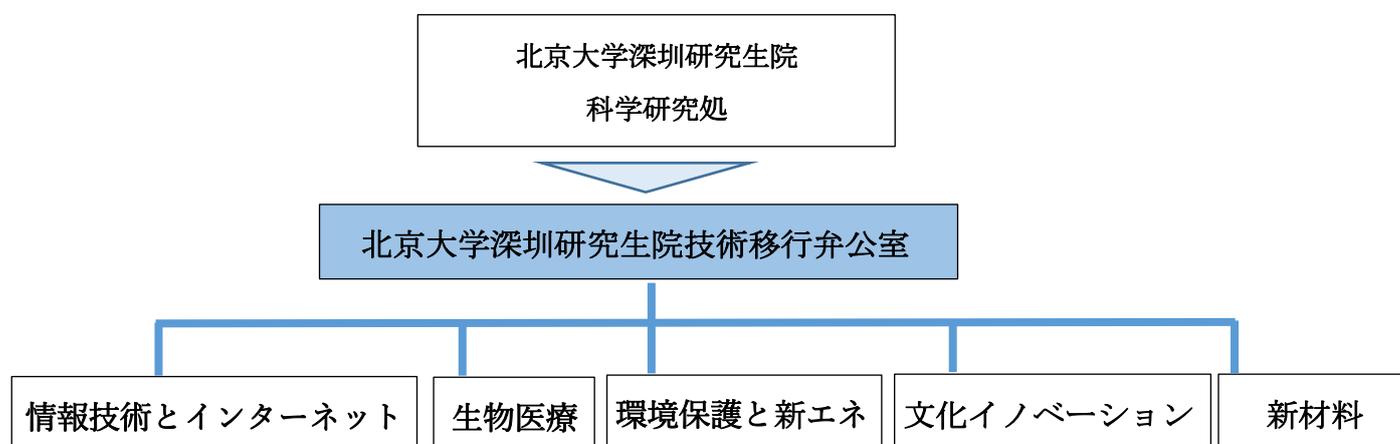


情報出所：中国教育部科学技術司

4. 32-3 【北京大学深圳研究生院】における知的財産取引状況

(1) 【北京大学深圳研究生院】における知的財産戦略

【北京大学深圳研究生院】における知的財産取引の組織枠組み



北京大学深圳研究生院は、過去の科学研究蓄積に基づき、産業化提携に適する科技成果を抽出し、北京大学の特徴を伴う科技成果プロジェクトバンクを形成できた。情報技術とインターネット、生物医療、環境保護と新エネ、文化イノベーション、新材料の計5つの分野における強みが顕著である。

北京大学深圳研究生院技術移行弁公室は、積極的に産学研活動を行い、知的財産権と特許のサービスを提供し、研究と技術開発の市場を開拓しながら利用して、科学研究の成果転化を促進した。

産学研企業提携連盟を設立して、国際化科学研究提携プラットフォームとして利用する。定期的に北京大学と海外大学の科学研究の最先端成果を深圳市に導入する。

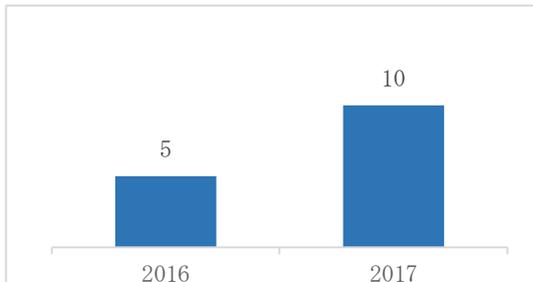
メディア資源を利用して、北京大学深圳研究生院と北京大学本部の科学研究成果と活動をオンラインとオフラインで宣伝普及を行う。企業を要請して北京大学深圳研究生院の科技成果交流活動に参加させて、科学研究者が企業とのマッチングチャンスを提供する。大学と企業との精細化プロジェクトニーズに応じて、適する提携パートナーを推薦し、交流の障壁を減らし、長期的且つ安定な大学企業提携実験室を設立する。

(2) 【北京大学深圳研究生院】における知的財産取引規模

① 【北京大学深圳研究生院】における知的財産取引プロジェクト量

知的財産取引量の区分：知識財産権（権利者の変更有無）

【北京大学深圳研究生院】知的財産取引量（プロジェクト数）



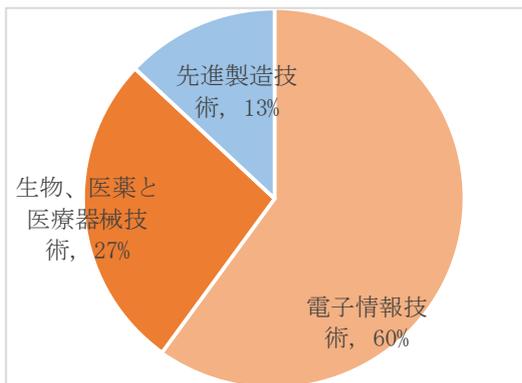
北京大学深圳研究生院における知的財産取引量は初歩的な規模を形成できた。

2016～2017年、北京大学深圳研究生院における知的財産取引総量は15本に達した。

(3) 【北京大学深圳研究生院】における知的財産取引の主要産業

① 2016～2017年、北京大学深圳研究生院における知的財産取引の主要産業分析

北京大学深圳研究生院的知的財産取引の主要産業（2016-2017年）



2016～2017年、北京大学深圳研究生院における知的財産取引のトップ3産業（数量ベース）

1. 電子情報技術
2. 生物、医薬と医療器械技術
3. 先進製造技術

情報出所：中国教育部科学技術司

② 2016～2017年、北京大学深圳研究生院における知的財産取引産業の発展傾向

北京大学深圳研究生院における知的財産取引はまだ導入期にあり、3産業に限定され、且つ取引総量はわずか15本しかない。

[表 4. 28] 北京大学深圳研究生院における知的財産取引産業分布表（数量ベース）

No.	知的財産取引産業	2016年 (プロジェクト数)	2017年 (プロジェクト数)
1.	電子情報技術	2	7
2.	生物、医薬と医療器械技術	1	3
3.	先進製造技術	2	0
合計		5	10

(4) 【北京大学深圳研究生院】における知的財産取引移行対象

[表 4. 29] 北京大学深圳研究生院における知的財産取引移行対象の企業属性別分布

企業属性	2016年 (プロジェクト数)	2017年 (プロジェクト数)
ローカル企業	5	10
合計	5	10

2016～2017年、北京大学深圳研究生院の知的財産取引移行対象はすべてローカル企業である。

情報出所：中国教育部科学技術司

<以上>

2017 年度日本発知的財産活用ビジネス化支援事業知的財産収益化調査 ～上海編～

作 成 日本貿易振興機構（JETRO）上海事務所
発行所 日本貿易振興機構（JETRO）
知的財産・イノベーション部イノベーション促進課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
電 話 03-3582-5770
